

## 目 次

1 . 平成 2 3 年 9 月 2 日 ( 金曜日 )	3
2 . 議事及び会期日程表	3
3 . 議事日程 ( 第 1 号 )	4
4 . 開 会	8
5 . 日程第 1 会議録署名議員の指名	8
6 . 日程第 2 会期の決定	8
7 . 日程第 3 市長あいさつ	8
8 . 日程第 4 議案上程 ( 議第 6 7 号から議第 9 8 号 )	12
9 . 日程第 5 提案理由の説明	12
10 . 日程第 6 報告 ( 報第 1 2 号から報第 1 4 号 )	20
11 . 日程第 7 陳情の報告 ( 陳第 3 号 )	22
12 . 日程第 8 議員提出議案上程 ( 議員提出第 1 号 )	22
13 . 日程第 9 質疑・討論・採決	22
14 . 日程第 1 0 決算特別委員会委員の選任	23
15 . 日程第 1 1 議案の委員会付託 ( 議第 7 1 号から議第 8 2 号 )	23
16 . 日程第 1 2 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	24
17 . 日程第 1 3 決算特別委員長報告	24
18 . 日程第 1 4 質疑・討論・採決	24
19 . 日程第 1 5 先議 ( 議第 9 4 号から議第 9 8 号 )	25
20 . 散 会	26
21 . 平成 2 3 年 9 月 8 日 ( 木曜日 )	29
22 . 議事日程 ( 第 2 号 )	29
23 . 開 議	32
24 . 日程第 1 一般質問	32
25 . 北本議員 質問	32
26 . 松田議員 質問	48
27 . 近松議員 質問	56
28 . 中尾議員 質問	61
29 . 青木議員 質問	66
30 . 散 会	74

31 . 平成 2 3 年 9 月 9 日 ( 金曜日 )	77
32 . 議事日程 ( 第 3 号 )	77
33 . 開 議	80
34 . 日程第 1 一般質問	80
35 . 福嶋議員 質問	80
36 . 吉田議員 質問	85
37 . 前田議員 質問	93
38 . 永野議員 質問	104
39 . 田畑議員 質問	113
40 . 散 会	121
41 . 平成 2 3 年 9 月 1 2 日 ( 月曜日 )	125
42 . 議事日程 ( 第 4 号 )	125
43 . 開 議	127
44 . 日程第 1 一般質問	127
45 . 藏原議員 質問	127
46 . 江田議員 質問	134
47 . 内田議員 質問	139
48 . 宮田議員 質問	150
49 . 日程第 2 議案及び陳情の委員会付託	155
50 . 散 会	157
51 . 平成 2 3 年 9 月 2 0 日 ( 火曜日 )	161
52 . 議事日程 ( 第 5 号 )	161
53 . 開 議	163
54 . 日程第 1 委員長報告	163
55 . 総務委員長報告	163
56 . 産業経済委員長報告	167
57 . 建設委員長報告	169
58 . 文教厚生委員長報告	171
59 . 日程第 2 質疑・討論・採決	174
60 . 日程第 3 委員長報告	177
61 . 新庁舎建設特別委員長報告	177
62 . 日程第 4 質疑・討論・採決	178
63 . 日程第 5 意見書案上程 ( 意見書案第 1 号 )	179

64 . 日程第 6 質疑・討論・採決 .....	179
65 . 閉 会 .....	180
66 . 署 名 欄 .....	181

第 1 号

9月 2 日(金)

平成 2 3 年第 4 回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
9	2	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前 1 0 時</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議録署名議員の指名</li> <li>2 会期の決定</li> <li>3 市長あいさつ</li> <li>4 議案上程（議第 6 7 号から議第 9 8 号）</li> <li>5 提案理由の説明</li> <li>6 報告 3 件</li> <li>7 陳情の報告（陳第 3 号）</li> <li>8 議員提出議案上程（議員提出第 1 号）</li> <li>9 質疑・討論・採決</li> <li>10 決算特別委員会委員の選任</li> <li>11 議案の委員会付託 （休憩中委員会）</li> <li>12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告</li> <li>13 決算特別委員長報告</li> <li>14 質疑・討論・採決</li> </ol> <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
9	3	土	休 会	
9	4	日	休 会	
9	5	月	休 会	
9	6	火	休 会	
9	7	水	休 会	
9	8	木	本会議	一般質問
9	9	金	本会議	一般質問
9	10	土	休 会	
9	11	日	休 会	
9	12	月	本会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般質問</li> <li>2 議案及び陳情の委員会付託</li> </ol>
9	13	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務委員会</li> <li>・ 建設委員会</li> </ul>
9	14	水	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業経済委員会</li> <li>・ 文教厚生委員会</li> </ul>
9	15	木	休 会	
9	16	金	休 会	
9	17	土	休 会	
9	18	日	休 会	
9	19	月	休 会	
9	20	火	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告</p>

## 平成23年第4回玉名市議会定例会会議録(第1号)

### 議事日程(第1号)

平成23年9月2日(金曜日)午前10時26分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 市長あいさつ
  - 日程第4 議案上程(議第67号から議第98号)
  - 日程第5 提案理由の説明
  - 日程第6 報告3件
  - 日程第7 陳情の報告(陳第3号)
  - 日程第8 議員提出議案上程(議員提出第1号)
  - 日程第9 質疑・討論・採決
  - 日程第10 決算特別委員会委員の選任
  - 日程第11 議案の委員会付託  
(休憩中委員会)
  - 日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
  - 日程第13 決算特別委員長報告
  - 日程第14 質疑・討論・採決
- 散 会 宣 告  
(全員協議会)

+++++

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程(議第67号から議第98号)
  - 議第67号 専決処分事項の報告について 専決第13号  
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議第68号 専決処分事項の報告について 専決第14号  
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第69号 専決処分事項の報告について 専決第15号  
平成23年度玉名市一般会計補正予算(第3号)
  - 議第70号 専決処分事項の報告について 専決第16号  
平成23年度玉名市一般会計補正予算(第4号)

- 議第71号 平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第72号 平成22年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第73号 平成22年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算
- 議第74号 平成22年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第75号 平成22年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第76号 平成22年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
- 議第77号 平成22年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第78号 平成22年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第79号 平成22年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 議第80号 平成22年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第81号 平成22年度玉名市水道事業会計決算
- 議第82号 平成22年度玉名市下水道事業会計決算
- 議第83号 平成23年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
- 議第84号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第85号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第86号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成23年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第88号 平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第89号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第90号 玉名市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第91号 市道路線の認定について
- 議第92号 権利の放棄について
- 議第93号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議第94号 教育委員会委員の任命について
- 議第95号 公平委員会委員の選任について
- 議第96号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第98号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告3件
- 報告第12号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第13号 専決処分の報告について 専決第12号
- 報告第14号 専決処分の報告について 専決第17号

日程第7 陳情の報告（陳第3号）

陳第3号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情

日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）

議員提出第1号 決算特別委員会委員の選任

日程第9 質疑・討論・採決

日程第10 決算特別委員会委員の選任

日程第11 議案の委員会付託（議第71号から議第82号）

議第71号 平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第72号 平成22年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第73号 平成22年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算

議第74号 平成22年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第75号 平成22年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第76号 平成22年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算

議第77号 平成22年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

議第78号 平成22年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

議第79号 平成22年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算

議第80号 平成22年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第81号 平成22年度玉名市水道事業会計決算

議第82号 平成22年度玉名市下水道事業会計決算

日程第12 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第13 決算特別委員長の報告

日程第14 質疑・討論・採決

日程第15 先議（議第94号から議第98号）

散 会 宣 告

+++++

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君



17番 高木重之君  
19番 青木 壽君  
21番 田畑久吉君  
23番 竹下幸治君  
25番 松田憲明君

18番 中尾嘉男君  
20番 大崎 勇君  
22番 小屋野幸隆君  
24番 吉田喜徳君

+++++

欠席議員(0名)

+++++

欠 員(0名)

+++++

事務局職員出席者

事務局長	古閑 猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一 廣子さん	書 記	小島栄作君
書 記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	築 森 守 君
総 務 部 長	斉 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 嶋 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教 育 長	森 義 臣 君	教 育 次 長	立 川 隆 則 君
監 査 委 員	有 働 利 昭 君		

午前10時26分 開会

\*\*\*\*\*

議長（竹下幸治君） おはようございます。

ただいまから平成23年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（竹下幸治君） 会議録署名議員を指名いたします。

24番議員 吉田喜徳君、25番議員 松田憲明君、以上の両君にお願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 会期の決定

議長（竹下幸治君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、8月24日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月20日までの19日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの19日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 市長あいさつ

議長（竹下幸治君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

市長（高崎哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成23年第4回玉名市市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中の中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このところ朝夕は幾分か涼しさを感じられるようになりましたが、日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。

今年全国の熱中症による死者は、過去最も多かった昨年と同様、約1,700人にも上るといふ大変憂慮すべき予想もされております。

東日本大震災から半年がたち、被災地域では瓦れきの処理、又は放射性物質の後処理問題などいまだ大きな進展が見ない状況は、復旧、そして復興に大きな障害となっております。

一方、全国では多くの原発施設が稼働を停止するなど電力不足が報じられている中、猛暑のこの夏を乗り切らなければならない国民にはもちろん、我が国の農業をはじめ、多くの産業が受ける甚大な影響は、日本経済に深刻な影響を及ぼしております。

このような厳しい状況下にある被災地で、不安な毎日を暮らしておられる方々のことを思うと本当に心が痛みます。今や節電が国を挙げた取り組みとなっておりますが、私たち一人一人が節電に対する意識の高揚に努めていく必要を今回の教訓からあらためて認識しているところでございます。

現在本市が行なっている支援といたしましては被災地に対する支援といたしまして、これまで人的支援として市職員16名を派遣し、今日から第13陣として新たに市職員1名が宮城県東松島市に向け出発いたしました。今後も引き続き支援を続けていく所存でございます。

東日本大震災の発生から半年が経過し、日本全体が暗たんたる気分が漂う中、来月15日から18日までの4日間「ねんりんピック2011ふれあい熊本」が熊本県下13の市や町を中心に22種目にわたって交流大会が開催をされます。この「ねんりんピック」の愛称で親しまれております全国健康福祉祭りは60歳以上の方々を中心とする各種のスポーツ競技や、美術展、文化イベントを楽しむ祭典で、これまで全国各地で開催され、今回熊本県が第24回の大会開催となっているところでございます。大会のテーマを「火の国に燃える！ねんりん夢・未来」とし、震災後の一大スポーツ、文化のイベントとなる本大会には、被災された東北各県の選手も参加される予定でございます。本市はスポーツ部門の陸上競技で横島グラウンドをスタートし、そしてゴールといたします「マラソン」と、文化部門では玉名市総合体育館を会場とした「将棋」が開催され、それぞれ熱戦が繰り広げられます。本大会が日本を盛り上げ、未来につながる素晴らしい大会となりますよう、県民挙げて総力をつくし、日本が少しでも元気になれる大会となることを心より願うものでございます。

また、選手、役員のほか多くの方々が各地から新幹線を利用してお越しになるかと思えます。お越しいただく皆様の心に残り、「また熊本に来たい」と思っていただけのように、そしてまた本市を知っていただく絶好の機会として、市民挙げて温かくお迎えしたいと考えています。

議員各位におかれましても、御理解、御協力方、よろしく願いいたします。

さて、夏の高校野球大会は本年も日本中が注目する中、盛り上がりを見せました。特に地元専大玉名高校が県予選で見事強豪校を破る快挙をなし、熊本県代表として本市から堂々の甲子園初出場を果たしました。試合出発前には専大玉名高校の選手諸君が市長室を訪れ、大会出場の報告とはつらつプレーの宣誓を受けました。いうまでもなく各出場校は、それぞれ各都道府県予選の厳しい試合を勝ち抜き選抜されたほんの一部の選

手がベンチ入りしておりますが、ベンチ入りできなかった野球部員たちをはじめ、各チーム大応援団をアルプススタンドに擁し、選手・チームが大応援団と一体となった熱戦が繰り広げられました。試合当日は、私も応援団の一員として早朝の列車で球場に向かい、全力投球する選手の活躍に球場のスタンドから声援を送ってまいりました。チームのモットーである「つなぐ野球」、選手一人一人それぞれが持ち前の力を出し切った力強いプレーに大きな感動を覚えたところでございます。選手たちにとって、夢の大舞台で球場割れんばかりの声援の中でプレーできたことは、誰でもが出来得ない経験で将来かけがえのない財産となり、いつまでも記憶に残る思い出になると確信をいたしております。今後も練習を重ね、さらなる飛躍に期待をいたしたいと思っております。なお、今大会の頂点を目指す優勝戦では、専大玉名高校を下した光星学院高校と東京の日大三高が気迫のこもった試合を見せてくれました。その青森県代表である光星学院高校の「最後まであきらめない野球」の健闘ぶりは、東北の被災地に対し新たな勇気を与えたことと信じております。

次に、先月23日熊本県庁におきまして、九州旅客鉄道のグループ企業であります九州交通企画とJA大浜、そして本市との間で企業の農業参入に関する協定書の調印式を蒲島県知事立ち会いのもとに行いました。今回ミニトマトのハウス栽培は、地元雇用の創出や地域経済活性化への期待、また全国有数のトマト産地である本市の知名度が更に向上し、トマトの消費拡大にも貢献できるものと期待いたしております。特に、ポットファームシステムという新しい方法での栽培が高収量生産に期待できるということで、収穫を楽しみにしているところでございます。企業参入について、情報収集や農業指導等を関係方面の助言などをお聞きしながら、今後も推進を図っていきたいと考えております。

次に、新庁舎建設、そして市民会館の現状と今後の計画等について、御報告を申し上げます。

まず、新庁舎の建設につきましては、合併特例債の適用期限である平成27年度完成を目指し、段階的かつ着実な事業の推進を図っているところでございます。今年度は建物、用地造成、それぞれ実施計画の業務委託契約を6月に終え、既に着手し、今年度末の設計完了を見るところでございます。建物設計の業者選定につきましては、条件付き一般競争入札方式とし、適正かつ経済的な価格で実績のある事業者を選定することができました。現在建物の延べ床面積と事業費の削減を図るべく、基本設計の見直しを進めておりますが、今後も議会と調整を図りながら安全で適切な庁舎建設を目指してまいりたいと思っております。

一方、市民会館につきましては、現在音楽、演劇の鑑賞や集会、式典などさまざまな文化活動等の中核施設として、市民の方々等に広く利用されておりますが、築後約4

4年が経過し、建物の著しい老朽化をはじめ、バリアフリー対策の不足、舞台の狭さなど機能面での不便さも問題となっているところでございます。このため今年6月2日に学識経験者や文化芸術団体の代表者等、8名による「玉名市民会館建設検討委員会」を設置し、本市に必要と思われるホールの規模等について、検討が進められているところでございます。

現在、第4回の検討委員会を終え、これまで検討されてきた内容は、「玉名市民会館整備基本計画案」として、9月6日の第5回検討委員会の終了後、建議される予定となっております。この基本計画案につきましては、本市の主要施策である「音楽の都たまな」づくりの推進や、「チェンジ玉名」で提唱しています芸術文化都市の構築に向けて、今後具体的に詰めを行い、基本計画に移りたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

ところで、本議会に提案いたしておりますのは、専決処分案件として、玉名市税条例関係ほか1件、平成23年度玉名市一般会計補正予算2件、歳入歳出決算案として、平成22年度玉名市一般会計歳入歳出の決算案など12件、予算案として平成23年度玉名市一般会計並びに特別会計補正予算案、条例案件といたしまして、玉名市特殊勤務手当支給条例案ほか1件、人事案件といたしまして、教育委員の任命、公平委員会委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任など5件、そのほか市道路線の認定などのほか、報告案件として健全化判断比率及び資金不足比率の報告などを提案いたしております。このうち、平成23年度一般会計の専決処分でございますが、冬季の寒波による農作物の価格低迷及び重油高騰等により農業収入が減少した農家に対し、金融機関が融資をした資金の利子補給について補正を行なったものでございます。

次に、先ほど申し上げました専修大学玉名高等学校が8月6日から開催されました第93回全国高等学校野球選手権大会に出場するにあたり、出場経費の一部を補助として補正を行なったものでございます。

今回提案いたしております補正予算の主なものといたしましては、認定農業者の農業機械等の購入に係る補助として農業機械等整備事業補助金1,000万円を計上いたしております。認定農業者の農作業の効率化、省力化を推進し、経営の安定を図っていききたいと思います。

次に、有明中学校第1体育館解体及び武道場建設実施設計業務委託料を計上いたしております。昭和40年に建設をされ老朽化の著しい第1体育館につきましては、耐震補強が難しいことから、今年度設計に取り組み来年度解体、平成25年度に武道館新築工事の着工を計画しております。

以上、主なものにつきまして申し上げますが、詳しくは副市長、担当部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましては、御審議いただき

いずれも原案どおり承認賜りますようお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

日程第4 議案上程（議第67号から議第98号）

議長（竹下幸治君） これより議案を上程いたします。

議第67号専決処分事項の承認について、専決第13号、玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議第98号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの議案32件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

日程第5 提案理由の説明

議長（竹下幸治君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

副市長 築森 守君。

〔副市長 築森 守君 登壇〕

副市長（築森 守君） おはようございます。

私の方から、専決処分をしました条例案件2件及び議第89号から議題93号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案の1ページお願いいたします。議第67号専決処分事項の承認についてでございますが、これは本年6月30日「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、玉名市税条例の改正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ない、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、寄附金税制の拡充措置として、個人住民税におきまして、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げるものでございます。なお、この改正は平成23年中の寄附金から対象とし、平成24年度分以後の個人住民税について適用するものでございます。

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例措置の適用につきましては、現行の平成23年12月31日から平成25年12月31日まで延長するものでございます。また、租税罰則の見直しに伴い個人住民税、固定資産税、軽自動車税及びたばこ税等についての不申告に関する過料の上限額を現行の3万円から10万円に引き上げるものでございます。なお、この改正は公布の日から2カ月を経過した日以降にした違反行為について適用するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。議第68号専決処分事項の承認についてでございますが、これも現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の改正が

必要となりましたので、前号同様、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ない、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、固定資産税の課税標準の特例措置の改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。なお、この改正は公布の日から施行するものでございます。

議案の12ページをお願いいたします。議第89号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これはスポーツ振興法の全部改正に伴い、新たにスポーツ基本法が制定されたことから条例の整備を図るものでございます。

内容としましては、特別職の職員で非常勤の者の職名を従来の体育指導委員からスポーツ推進委員に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、本年8月24日から適用するものでございます。

13ページをお願いいたします。議第90号玉名市特別勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは当条例に引用しております地方公務員法の規定を第25条第4項から第25条第3項第4号に改め、条例の整備を図るものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。議第91号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものでございます。今回認定する路線は、九州新幹線鹿児島ルート of 整備に伴う下深田田楽線の1路線でございます。

16ページをお願いいたします。議第92号権利の放棄についてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、昭和48年度玉名市住宅改修資金貸し付け条例に基づき、住宅改修資金として貸し付けた56万円のうち回収の見込みがない償還分26万1,492円の貸付債権を放棄するものでございます。放棄の理由といたしましては、債務者本人が体調を崩して入退院を繰り返し、返済能力がないと認められること。また、保証人も死亡されていることから貸し付け債権の回収の見込みがないためでございます。

17ページをお願いいたします。議第93号和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、損害賠償の額を決定し和解するものでございます。

内容といたしましては、平成22年5月13日午後7時頃、市道西築地四十九池線において相手方が歩行中、落ち葉に覆われた側溝蓋の隙間に右足が落ち、右足首を骨折したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、市が100%に当たる2

59万4,623円を負担するものでございます。なお、損害賠償金については、社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額支給をされます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 総務部長 斉藤 誠君。

[ 総務部長 斉藤 誠君 登壇 ]

総務部長（斉藤 誠君） おはようございます。

私の方から議第69号、議第75の専決処分と、議第83号から88号までの補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

はじめに議第69号専決処分事項の承認について、専決第15号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、冬季の寒波による農作物の価格低迷及び重油高騰などにより経費が著しく増加し、所得が減少した農家に対し、金融機関が融資した資金の利子補給について補正を行なったものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ216万7,000円を追加し、総額を277億8,578万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、15款県支出金は25万2,000円の追加、19款繰越金は191万5,000円の追加でございます。

歳出につきましては、6款農林水産業費は216万7,000円の追加で、市が単独で行ないます農家経営安定緊急特別対策資金利子補給金と、県が行ないます施設園芸緊急支援資金融通措置利子補給金でございます。第2表債務負担行為補正につきましては、新たに利子補給の期間及び限度額を設定するものでございます。

資料の2ページでございます。議第70号専決処分事項の承認について、専決第16号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

この補正予算は、専修大学玉名高等学校が8月6日から開催された第93回全国高等学校野球選手権大会に出場するにあたり、経費の一部補助として補正を行なったものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額を277億8,878万4,000円とするものでございます。

次に、議第83号から議第88号までの補正予算関係6件について御説明を申し上



げます。

資料の2ページ中段でございます。今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。

はじめに議第83号平成23年度玉名市一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億7,607万7,000円を追加し、総額を285億6,486万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は1,654万3,000円の追加で、現年発生公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金などによるものでございます。15款県支出金は7,062万5,000円の追加で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金などによるものでございます。

資料の3ページでございます。19款繰越金は6億6,744万5,000円の追加で、平成22年度の繰越金でございます。21款市債は1,090万円の追加で中学校施設整備事業債などによるものでございます。

次に、歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。2款総務費は5億1,249万1,000円の追加で、財政調整基金積立金、パスポート申請交付事業などによるものでございます。3款民生費は780万1,000円の追加で、病児病後児保育事業などによるもので、これは本年10月から公立玉名中央病院へ業務を委託するものでございます。

4款衛生費は4,635万8,000円の追加で、横島干拓新栄区飲料水組合へのフッ素除去装置設置補助金などによるものでございます。6款農林水産業費は、9,863万6,000円の追加で、認定農業者の農業機械等の購入に係る農業機械等整備事業補助金、市土地改良事業補助金などによるものでございます。7款商工費は、85万7,000円の追加で、節頭補助の観光行事等補助金などによるものでございます。8款土木費は、956万1,000円の追加で、蛇ヶ谷公園桜再生業務委託などによるものでございます。9款消防費は、3,915万9,000円の追加で、市町村総合事務組合負担金などによるものでございます。10款教育費は、622万2,000円の追加で、有明中学校第1体育館解体及び武道場建設実施設計業務委託などによるものでございます。11款災害復旧費は5,499万2,000円の追加で、6月から7月にかけての大雨による農林水産施設、公共土木施設などの災害復旧費でございます。第2表地方債補正につきましては、追加が災害復旧事業、変更が中学校施設整備事業となっているところでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

資料の4ページでございます。議第84号平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、総額を95億122万9,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、一般会計の繰入金による職員の育児休業に伴う臨時職員を任用するものでございます。

次に、議第85号平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳出の総務費と維持管理費について予算の組み替えを行なうもので、歳入歳出の総額の変更はございません。

資料の5ページでございます。議第86号平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ70万2,000円を減額し、総額を8,073万円とするもので、国庫補助金の決定に伴い事業費を減額するものでございます。

歳入につきましては、繰入金と市債について財源の組み替えを行ない、歳出につきましては、委託料と工事請負費について事業費の組み替えを行なうものでございます。

次に、議第87号平成23年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。第2条債務負担行為の補正につきましては、新たに水道料金徴収事務等委託の期間及び限度額を定めるものでございます。

資料の6ページでございます。最後に議第88号平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。第2条資本的収入の補正につきましては、282万2,000円を追加し、総額を7億1,908万5,000円とするもので、国庫補助金の決定に伴う財源の組み替えを行なうものでございます。

第3条資本的支出の補正につきましては、284万8,000円を追加し、総額を13億2,753万6,000円とするもので、玉名バイパス建設工事に伴う下水道管敷設替工事を行なうものでございます。

第4条企業債の補正につきましては、公共下水道事業債の限度額を補正するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明いたしますので御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

議長(竹下幸治君) 会計管理者 原田政樹君。

[ 会計管理者 原田政樹君 登壇 ]

会計管理者(原田政樹君) おはようございます。

議第 7 1 号平成 2 2 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 8 0 号平成 2 2 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計決算までの議案 1 0 件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら 1 0 件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、さる 8 月 5 日付けで歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付するため御提案するものでございます。

お手元に平成 2 2 年度玉名市歳入歳出決算の会計別収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

一般会計歳入歳出決算ほか 9 件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、歳入決算額 5 0 4 億 4, 5 1 5 万 6, 0 1 3 円、歳出決算額 4 9 1 億 7, 3 8 8 万 2, 9 1 6 円で、歳入歳出差引額 1 2 億 7, 1 2 7 万 3, 0 9 7 円の形式収支額となっております。

まず、議第 7 1 号平成 2 2 年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額 3 3 8 億 7, 6 7 3 万 2, 5 0 0 円、歳出決算額 3 2 9 億 4, 0 5 9 万 8, 7 1 4 円で、歳入歳出差引額は 9 億 3, 6 1 3 万 3, 7 8 6 円となり、翌年度繰越額 6, 5 4 3 万 9, 5 3 1 円を差し引いた実質収支額は、8 億 7, 0 6 9 万 4, 2 5 5 円となっております。

先ほど申し上げました歳入決算額 3 3 8 億 7, 6 7 3 万 2, 5 0 0 円の構成比率につきまして、款ごとに構成比率の大きい順から申し上げますと、地方交付税 3 2. 2 1 %、市税 1 8. 3 5 %、諸収入 1 3. 9 8 %、国庫支出金 1 1. 6 8 %、市債 9. 8 1 % 等となっております。

歳出決算額 3 2 9 億 4, 0 5 9 万 8, 7 1 4 円の構成比率は各款ごとに民生費 2 7. 8 7 %、農林水産業費 1 6. 9 0 %、総務費 1 5. 0 5 %、公債費 1 1. 3 5 %、土木費 9. 5 9 %、衛生費 7. 0 9 %、教育費 6. 5 0 %、消防費 3. 1 6 %、商工費 1. 7 3 %、議会費 0. 7 1 %、災害復旧費 0. 0 5 % となっております。対前年度伸び率が収入、支出ともに増加しておりますのは、九州新幹線濁水等被害対策に伴う諸収入の増加と基金積立金が主な要因であります。

次に、議第 7 2 号平成 2 2 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額 9 3 億 1, 5 3 8 万 3, 7 7 3 円、歳出決算額 9 1 億 4, 5 4 3 万 5, 0 0 8 円で歳入歳出差引額及び実質収支額は、1 億 6, 9 9 4 万 8, 7 6 5 円となっております。対前年伸び率で実質収支が 3. 6 % の増につきましては、昨今の経済不況による税収の減少はあるものの、前期高齢者交付金や財政安定化支援事業繰入金に伴う一般会計繰入金の増額などにより、歳入総額が増額となったことによるものでござい

ます。

次に、議第73号平成22年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額1,004万4,716円、歳出決算額1,004万4,716円で歳入歳出決算額が同額となっております。これは、平成22年度をもって特別会計を廃止したことによるものでございます。対前年度伸び率の減少は、平成20年度より老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わり、過年度分の医療給付費等の精算のみとなったため収入支出ともに大幅に減少しております。

次に、議第74号平成22年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額7億2,901万3,521円、歳出決算額7億2,812万5,947円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は88万7,574円となっております。対前年度伸び率が収入支出ともに増加しておりますのは、平成22年度の保険料率改正と被保険者数の増加によるもので、これに伴い広域連合への保険料負担金が増加したことによるものでございます。

次に、議第75号平成22年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額60億9,335万2,401円、歳出決算額59億4,500万352円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、1億4,835万2,049円となっております。対前年度伸び率が収入支出ともに減少しておりますのは、収入は主に繰越金の減額によるものであり、支出は主に介護給付費準備基金積立金の減額によるものでございます。

次に、議第76号平成22年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額928万8,145円、歳出決算額870万9,142円で歳入歳出差引額及び実質収支額は、57万9,003円となっております。対前年度伸び率が収入支出ともに減少しておりますのは、前年度に比べ修繕等が少なく、それに伴う一般会計からの繰入金金の減額によるものでございます。

次に、議第77号平成22年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額は3億4,086万4,663円、歳出決算額3億3,319万4,436円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、767万227円となっております。対前年度伸び率が収入支出ともに減少しておりますのは、尾田川左岸地区処理事業終了に伴う補助金、地方債の減額によるものでございます。

次に、議第78号平成22年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額4,753万7,578円、歳出決算額4,078万5,632円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は675万1,946円となっております。対前年度伸び率が増加しておりますのは、建設事業を執行したことによる増額でございます。

次に、議第79号平成22年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算ござい

ますが、歳入決算額 29万8,305円、歳出決算額も同額の29万8,305円で歳入歳出差引額及び実質収支額は0円でございます。本年度をもって特別会計を廃止し、残り一区画の管理については、一般会計へ移行して運用するものでございます。

次に、議第80号平成22年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2,264万411円、歳出決算額2,169万664円で歳入歳出差引額及び実質収支額は、94万9,747円となっております。対前年度伸び率の減は、浄化槽設置基数の減少によるものでございます。

以上、御提案申し上げました平成22年度一般会計歳入歳出決算ほか9件の議案の詳細につきましては、決算特別委員会におきまして御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定いただきますようお願いいたしまして、提案理由の御説明といたします。

議長（竹下幸治君） 企業局長 竹原憲司君。

〔企業局長 竹原憲司君 登壇〕

企業局長（竹原憲司君） おはようございます。企業会計決算について御説明申し上げます。

議第81号平成22年度玉名市水道事業会計決算及び議第82号平成22年度玉名市下水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら2件の決算につきましては、一般会計、特別会計と同様に監査委員の審査に付し、7月12日付けで決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すために提案いたすものでございます。

最初に、議第81号平成22年度玉名市水道事業会計決算についてでございますが、平成22年度の主な事業といたしまして、箱谷三ツ川地区及び八嘉東地区簡易水道事業を実施し、排水管の整備を行ない普及率の向上を図りました。業務状況につきましては、給水戸数が1万9,140戸、年間の総有収水量が464万6,855立方メートルで、年間総配水量582万2,012立方メートルに対して、有収率は79.82%でございます。

次に、議第82号平成22年度玉名市下水道事業会計決算についてでございます。まず、事業の概要でございますが、平成22年度においては汚水環境施設整備として玉名地区、山田地区、高道地区、下沖洲地区などの整備工事を行ない、処理場につきましては、前年度発注の受変電電気設備の更新、工事委託が完了し、水処理設備及び電気設備の改築更新事業に取り組んでいるところでございます。

また、業務状況といたしましては、年度末の処理区域内人口は3万3,376人で、普及率につきましては47.4%でございました。なお、ただいま御説明申し上げます

た議案の詳細につきましては、決算特別委員会にて御説明申し上げますので、いずれも原案どおり御承認いただきますようお願いいたします。失礼します。

議長（竹下幸治君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

市長（高崎哲哉君） 提案いたしております議第94号から98号までの人事案件について説明を申し上げます。議第94号の教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の茶木谷吉信氏が本年11月29日をもちまして任期満了となります。つきましては、新たに今村昌司氏を任命いたしたく、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

次に、議第95号の公平委員会委員の選任についてでございますが、現委員の林田優子氏が本年11月30日をもちまして任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を選任いたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、議第96号から98号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現委員の田上数彦氏が本年11月29日をもちまして任期満了となります。つきましては、引き続き同氏を同じく現委員の吉川涼子氏が同日をもちまして任期満了となるため、村上留美子氏を、同じく現委員の村端勝洋氏が同日をもちまして任期満了となるため、畠本志保子氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。以上でございます。

議長（竹下幸治君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第6 報告（報告第12号から報告第14号）

議長（竹下幸治君） 次に報告第12号健全化判断比率及び資金不足比率報告について、ほか2件の報告があります。

総務部長 斉藤 誠君。

〔総務部長 斉藤 誠君 登壇〕

総務部長（斉藤 誠君） 報告第12号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案集の23ページでございます。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

まず、本市の健全化判断比率について御説明いたします。実質赤字比率は普通会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となります。全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は普通会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合であります有明広域行政事務組合、玉名市玉東町病院組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。本市の場合、実質公債費比率は14.2%でございます。

次に、将来負担比率は更に地方公社や第三セクターであります玉名市土地開発公社、財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。本市の場合、将来負担比率は98.2%でございます。

最後に、資金不足比率は玉名市大衆浴場事業特別会計をはじめとする7つの公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。本市の場合、資金不足比率はいずれの公営企業会計も資金不足がないため数値はございません。5つの指標とも資料に参考表記してあります。国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。なお、赤字比率がなくて数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値を括弧書きで記載いたしております。

次に25ページ及び26ページでございます。報告第13号及び報告第14号の専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第13号の内容といたしましては、平成23年4月22日午後1時30分頃、市道曲松立願寺線において、相手方が運転する原動機付き自転車が路面左側にたい積していた砂利でスリップし転倒したため車両が破損し、同氏を負傷させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、市は車両の修理費にあたる9万3,000円を負担するものでございます。

次に、報告第14号の内容といたしまして、平成23年6月20日午前11時55分頃、市役所立体駐車場において市職員が運転する公用車が、相手方の軽乗用車と衝突し、右前方バンパー等を破損させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、市が90%にあたる9万6,410円を負担するものでございます。なお、損害賠償金につきましては、報告第13号については、社団法人全国市有物件災害共済会の

自動車賠償責任保険から、報告第14号については、社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額給付されます。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 以上で、報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第7 陳情の報告（陳情第3号）

議長（竹下幸治君） 次に、陳情の報告をいたします。今回、陳情1件が提出されております。内容については、お手元にその用紙を配付しておりますので、説明を省略いたします。

\*\*\*\*\*

日程第8 議員提出議案上程（議員提出議案第1号）

議長（竹下幸治君） 次に、議員提出議案の審議に入ります。議員提出第1号決算特別委員会の設置についてを議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第1号については、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第1号は提出議案の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第9 質疑・討論・採決

議長（竹下幸治君） 議員提出第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

よって採決に入ります。議員提出第1号決算特別委員会の設置については、これを設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*



日程第 10 決算特別委員会委員の選任

議長（竹下幸治君） ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が指名することになっております。よって、内田靖信議員、江田計司議員、近松恵美子議員、永野忠弘議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、多田隈保宏議員、高木重之議員、大崎勇議員、田畑久吉議員、松田憲明議員、以上の 12 名の諸君を決算特別委員会委員に指名いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第 11 議案の委員会付託（議第 7 1 号から議第 8 2 号）

議長（竹下幸治君） 次に議案を付託いたします。議第 7 1 号平成 22 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 8 2 号平成 22 年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案 12 件については、お手元に配付しております議案の付託表のとおり決算特別委員会に付託いたします。

---

議案付託表

決算特別委員会

- 議第 7 1 号 平成 22 年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第 7 2 号 平成 22 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 3 号 平成 22 年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 4 号 平成 22 年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 5 号 平成 22 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 6 号 平成 22 年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 7 号 平成 22 年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 8 号 平成 22 年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 7 9 号 平成 22 年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 8 0 号 平成 22 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書
- 議第 8 1 号 平成 22 年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 8 2 号 平成 22 年度玉名市下水道事業会計決算

---

議長（竹下幸治君） 付託を決しましたので、直ちに正副委員長の互選及び審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 43 分 開議

議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 1 2 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

議長（竹下幸治君） 決算特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。決算特別委員長に近松恵美子さん、決算特別副委員長に大崎勇君がそれぞれ就任されましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 1 3 決算特別委員長報告

議長（竹下幸治君） 次に、決算特別委員会に付託してあります決算議案 1 2 件を議題といたします。審議の方法は委員長の報告の後、質疑・討論ののち、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 近松恵美子さん。

〔決算特別委員長 近松恵美子さん 登壇〕

決算特別委員長（近松恵美子さん） 決算特別委員会に付託されました案件について、審議の経過と結果について、御報告申し上げます。付託された案件は、議第 7 1 号平成 2 2 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 8 2 号平成 2 2 年度玉名市下水道事業会計決算までの議案 1 2 件であります。決算審査は内容が膨大であり、そしてまた多岐にわたりますので、慎重審議を期す必要があります。よって、次の会議を 1 0 月 2 4 日月曜日、2 5 日火曜日、2 6 日水曜日の 3 日間と決定し、今回は継続審査とすることで全員異議なく決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（竹下幸治君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 1 4 質疑・討論・採決

議長（竹下幸治君） ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、議第 7 1 号平成 2 2 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 8 2 号平成 2 2 年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案 1 2 件については、継続審査の申し出があつてお

りますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり、議第71号平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第82号平成22年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案12件については、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております議第94号教育委員会委員の任命についてから議第98号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件5件については、議事の都合によりこれを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、日程追加として、議第94号教育委員会委員の任命についてから議第98号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件5件についてはこれを先議し、あわせて委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第15 先議（議第94号から議第98号まで）

議長（竹下幸治君） 議第94号教育委員会委員の任命についてから議第98号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの人事案件5件については、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第94号教育委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議第94号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第95号公平委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議第95号については、原案

に同意することに決定いたしました。

議第 9 6 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議第 9 6 号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第 9 7 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議第 9 7 号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第 9 8 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議第 9 8 号については、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明 3 日から 7 日までは休会とし、8 日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないません。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、5 日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前 11 時 49 分 散会

第 2 号

9月8日(木)

## 平成23年第4回玉名市議会定例会会議録(第2号)

### 議事日程(第2号)

平成23年9月8日(木曜日)午前10時01分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 5番 北本議員
- 2 25番 松田議員
- 3 7番 近松議員
- 4 18番 中尾議員
- 5 19番 青木議員

散会宣告

+++++

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

##### 1 5番 北本議員

- 1 安心して住み続ける玉名市をめざして
  - (1) 玉名市消費生活センターの現状とこれから
    - ア 新しいセンターの成果は。これからのセンターのあり方について
    - イ 担当職員と相談員の処遇について
    - ウ 消費生活センター規則について
  - (2) 市民成年後見人の育成について
- 2 小中学校の心と身体を育てる教育について
  - (1) 小中学校の図書館について
    - ア 学校1名補助員の配置及び待遇の問題について
    - イ バーコード導入によりさらなる図書館の活用について
    - ウ 国の地域活性化補助金での図書の購入の実態(古い図書の整理)とこれからの予算について
  - (2) 小中学校の授業について
    - ア 水泳でのドル平泳法を取り入れる考えは
  - (3) 子ども議会の継続した取り組みについて

##### 2 25番 松田議員

- 1 東日本大震災の教訓から
  - (1) 津波発生を想定し市の対応を聞きたい
  - (2) 危険地域の避難場所、避難経路について
  - (3) 危険地域の海拔標示をしてはどうか

- 2 高寄市政 2 年を顧みて
  - ( 1 ) 合併と庁舎建設について
  - ( 2 ) 機構改革と行政サービスの低下について
  - ( 3 ) 合併後の職員の給与は公正に処理されているか
  - ( 4 ) 議会の二元代表制について市長の考えを問う
  - ( 5 ) 市長と語ろう座談会の成果を聞きたい
- 3 7 番 近 松 議 員
  - 1 普通財産の管理について
    - ( 1 ) 未利用市有財産活用基本方針と今年度の売却所分予定
    - ( 2 ) パトロールや除草の現状
    - ( 3 ) 旧母子センターの活用をどのように考えているのか
  - 2 勤労青少年ホームを若者が集う場に
    - ( 1 ) 青少年の利用状況、男女比は
    - ( 2 ) 講座の内容
    - ( 3 ) 土日開設を検討する考えはないのか
- 4 1 8 番 中 尾 議 員
  - 1 合併により職員給料の格差について
  - 2 農地・水保全管理支払交付金事業について
- 5 1 9 番 青 木 議 員
  - 1 図書の充実について
    - ( 1 ) 学校図書館における人的、物的整備の推進
    - ( 2 ) 図書館での本の宅配サービス
    - ( 3 ) 移動図書館「たまきな号」の利用状況と今後
    - ( 4 ) セカンドブック事業
  - 2 環境問題について
    - ( 1 ) 使用済みインクカートリッジ回収事業について
  - 3 空き家再生等推進事業について

散 会 宣 告

+++++

出席議員（ 2 4 名 ）

1 番	藏 原 隆 浩 君	2 番	福 田 友 明 君
3 番	内 田 靖 信 君	4 番	江 田 計 司 君
5 番	北 本 節 代 さん	6 番	横 手 良 弘 君
7 番	近 松 恵 美 子 さん	8 番	福 嶋 譲 治 君

9番	永野忠弘君	11番	前田正治君
12番	作本幸男君	13番	森川和博君
14番	高村四郎君	15番	松本重美君
16番	多田隈保宏君	17番	高木重之君
18番	中尾嘉男君	19番	青木壽君
20番	大崎勇君	21番	田畑久吉君
22番	小屋野幸隆君	23番	竹下幸治君
24番	吉田喜徳君	25番	松田憲明君

+++++

欠席議員（1名）

10番 宮田知美君

+++++

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高嵯哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	斉藤誠君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	辛嶋政弘君
産業経済部長	植原宏君	建設部長	蓑田穂積君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂西恵二君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森本生介君
企業局長	竹原憲司君	教育委員長	大谷壽君
教育長	森義臣君	教育次長	立川隆則君
監査委員	有働利昭君		



\*\*\*\*\*

議長（竹下幸治君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

議長（竹下幸治君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって行ないます。

5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

5番（北本節代さん） 皆さん、おはようございます。この度台風12号の被害に遭われた方、そして尊い命を亡くされた多くの方、また未だに孤立されている状態になっている町の皆さん、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。早期の復興を願いながら、一般質問を始めたいと思います。市民クラブの北本です。通告にしたがい一般質問をします。

今回の質問は、先月8日から12日まで1週間、全国市町村研修所で社会保障コースの研修を受けました。全国北海道から九州まで党所属の議員、無所属の議員54名が年金問題、生活保護、介護保険、高齢保険、消費相談など多岐にわたって学び、自治体の大小こそ政党こそ違っても状況を共鳴、共感することは多く、最後に提言までまとめることができました。うれしいことにちょうど専大玉名の甲子園出場の日と重なり、玉名は一躍有名になりました。今回の質問は研修で学んだものから相談窓口のこれからなすべきことと学校図書館の調査活動で見えてきたことを一般質問に取り入れてみました。始めます。

最初に玉名市消費生活センターの現状とこれからについてお尋ねいたします。玉名市の消費生活センターが設置できたことは市民サービスの充実の視点から一歩進んだと確信しております。市長をはじめ担当各課も御努力があり、また日々幅広い相談に当たり、専門性を求められる業務は試行錯誤の繰り返しながら進めていらっしゃることに大変感謝申し上げます。相談は相談内容だけにとどまらず、その中から見抜く力も必要とされるため御苦労も多いことかとお察しします。昨年6月1日にセンターとして開所され、同時に相談員の採用もされました。研修も始められ意気込みが伺われると思いますが、センターの成果についてお伺いいたします。現在3名の非常勤の相談の内、新しく2名は公募による採用されたとお聞きしています。またセンターとの連携では生活安全課から1名常勤が交代でされているということでした。新しくは文化センターの1階にでき、入りやすくなったという市民の声もあります。今回の玉名広報にはアダルトサイ

トの画面が消えないとの内容が載せられていました。市民へはどんな方法でお知らせをされているのか、周知の部分も含めてお答えください。続いて、これからのセンター運営について質問いたします。先ほど申し上げました研修で、野洲市の多重債務者に対する包括支援ネットワークの必要性の実践事例報告がありました。野洲市は人口約5万人、琵琶湖に面する地域で合併も平成16年にされています。市民生活相談室主査の方で、この方は民間から嘱託として相談業務に当たられ、正職員になられたそうです。野洲市は市民総合案内、生活相談窓口としてワンストップサービスの機能を果たしている生活安全課と多重債務に関わる相談業務に取り組みられています。市では問題が複雑に絡み合って生活に困窮している状態の方は身内や周りの方に問題を隠しがちな傾向があり、問題が混在して見えにくく税金、保険料、使用料の滞納というSOS信号が表面化するケースが多く、行政の徴収窓口ではSOSをキャッチすることが可能であるということがわかり、早速多重債務者総括プロジェクトを立ち上げられたとのこと。これは納税推進室、住宅課、上下水道課、学校給食費の学校教育課、年金課、後期高齢者医療保険、子育て支援保育料、介護保険料、学童保育料、2室7課でチームとして税金など対応している市民に対し、なぜ払えないのかを丁寧に聞き取り、借金が判明すると直ちに市民生活相談室に連携をし、債務の整理をつなげるという仕組みの報告でした。成果として21年度、22年度、2年間で回収した過払い金は1億1,400万円、相談件数310件、その内滞納している税金等に充当された金額は1,100万円、債務を削減した金額は1億5,100万円という実践報告を聞きながら、私は目が覚める思いでした。滞納税や滞納保険料の問題は、議員の決算特別委員会でも必ず問題とされます。今では学校給食費の滞納も目立ち始めています。いつも多重債務の多くは問題をそれぞれの窓口がネットワークすることによって、きちんと問題解決につながるシステムを構築していくことがこれからのセンターのあり方のように確信したように思いました。玉名市では包括支援ネットワークの必要性、多重債務包括プロジェクトなど、名前はもちろんこれは野洲市のもので違ふかと思いますが、これからのセンターの運営について質問をいたします。担当職員と相談員の処遇について質問いたします。消費者のニーズにあったセンターとして運営され、そして機能を果たすためにセンターがあります。しかし現在のセンターにはセンター長がいらっしゃいません。その役割になるべき方たちでしょうか、正規の職員が輪番で毎日交代しながら回しておられます。数日に一度は職員で連携をされているようですが、当然専門職と常勤態勢の両輪の歯車が必要と思われませんが、いかがでしょうか、お答えください。次に相談員の処遇について質問をいたします。相談員は不安定な立場、処遇であります。相談の専門員はもう多岐にわたる相談また外部の弁護士などとのネットワークも含め、責任は重責ですが、立場が日雇い労働、日給によって成り立っています。専門相談員は常駐が求められていると思いま

すが、いかがでしょうか。お答えください。次の玉名市消費生活センターの規則についてお伺いいたします。第4条、第5条消費生活センターの開所時間について書かれてありますが、時間も曜日も市役所と同じ時間帯、8時半から5時15分までとなって実施されております。しかし現実には相談業務自体は仕事が終わってから伺いたいとか、人目が見つからない時間帯がいいとか、土曜日、日曜日の時間帯にお願いしたいとか、規則を超えた時間に対応すべきだと思われませんが、相談時間に対して柔軟に考えていく必要があるのかどうか質問いたします。次に7条、相談のあり方として来所、電話または書面によるものとあります。しかし現状では隠されている多重債務者は引きこもり、うつ病、コミュニケーション障がいなど大変なものを抱えておられます。実際にはその多くの方々が多重債務に相談することなく金銭トラブルによる事象が問題になっています。現在の多重債務を解決すべき相談場所として消費生活相談窓口があるべき姿として実際のセンター設置となっているわけですので、相談は出向いてこられる人の状況に合わせてセンター自体の機能を変えるというふうなことはいかがでしょうか。また自宅訪問やメールの相談でもう十分行なわれていいというふうに思いますが、今後の相談方法についてのお考えはあるのかお尋ねいたします。

続きまして、市民成年後見人の育成についてお尋ねいたします。市長も推進されております市民と共同のまちづくりは現在NPO、市民団体、市民力などを活用したイベントであるとか、パトロール、環境問題、図書の読み聞かせ、いろんな分野で進められております。市民力は大変重要になっていることは重々理解されていると思います。現在、高齢介護課で進められている認知症サポーターも幅広い分野で市民力による認知症の高齢社会を守っていこうとする取り組みです。きょうはその人材育成の市民成年後見制度の育成について質問いたします。市民成年後見制度の育成については、近隣市では早速スタートをされております。認知症になっても地域で人権が守られ、元気に暮らし生きている限り最後まで尊ばれ、財産は自分が信頼している人に預け、そして自分の生き方にあった使い方をお願いできる人、そしてその方が信頼をおける方、また入所したい施設や介護サービスを希望したらサービスを受けることができるそんな現実を望んでいらっしゃる高齢者の方は多いと思いますし、そのことで認知症になっても怖がらないで暮らしていけます。その高齢者の皆さんや障がい者の皆さんをサポートしていただく方が市民成年後見人制度といい、その市民成年後見人の育成が今急がれています。聞くところによると玉名市の持ち出し分はなく、10分の10、県の予算でできるとお聞きしました。高齢介護課におかれましても、介護予防の対策で元気な高齢者対策に日々邁進されているところですが、市民力としては予防とこれから認知症の方を地域で受け止め、ともに暮らす地域にすることは、この人材育成をしていく大切なことだと思います。玉名市でぜひ人材育成の実施計画をしていただきたいと思いますが、いかがでし

ようか、お尋ねいたします。

以上、答弁をいただき再質問に移ります。

議長（竹下幸治君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

市民生活部長（辛嶋啓司君） おはようございます。北本議員の玉名市消費生活センターの現状とこれからについてのお答えをいたします。新しいセンターの成果及びこれからのセンターのあり方についてでございますが、消費生活センターは市民の消費生活に関する相談及び苦情を適正かつ効率的に処理し、もって市民生活の安定向上を図るために本年6月1日に開設いたしました。今年度の相談件数は8月末で75件でございます。前年度の同時期では51件でしたので、件数では24件の増、増減率では47%の増でございます。センター開設後の相談件数は6月から8月まで54件、前年度の同時期の件数が44件でございましたので10件の増、増減率では23%の増でございます。また市民からの相談を受けて、生活安全課だけで助言、指導をして対応することもございますが、専門的な分野になりますと関係する課や外部機関に取り次いだり、情報を共有することで問題解決や生活再建に向けた支援を行なっているところでございます。今後につきましても関係機関と連携いたしまして問題解決に導くことができるようなネットワークの構築を目指しますとともに市民の皆さまが安心して相談に来られることができますよう広報紙、ホームページなどを活用して周知を行なってまいりたいと考えております。

次に、担当職員と相談員の処遇についてお答えいたします。現在の相談体制でございますが、生活安全課職員と有資格の相談員及び公募して採用いたしました研修中の相談員とで1日平均3名の体制で市民からの相談に当たっているところでございます。センターに常勤職員の配置をとということでございますが、現状といたしましては今申し上げましたとおり課職員と相談員で消費者トラブル等の相談を受けておりますが、困難な事例等に対しましては国民生活センター、弁護士、司法書士とも相談を行っており研修を重ねることで問題の解決を図っているところでございます。なおセンター長の設置につきましては現在配置をしておりません。

次に、玉名市消費生活センター規則についてであります。相談等の方法について行政側から積極的に市民の自宅へ訪問してはということでございますが、現状では市民の方から来所していただくか電話または文書による相談方法を行なっているところでございます。開所につきましては関係機関との兼ね合いもあり、規則に定めました範囲で行なっておりますが、今後開所日時及び訪問による相談につきましては必要に応じまして検討してまいりたいと思っております。

最後に、相談業務のワンストップサービスにつきましては、市民からの相談を受け

まして、生活安全課だけで助言、指導をに対応できることもありますが、専門的な分野になりますと関係する課や外部機関に取り次いだりしておりまして、このサービスを行なうためには職員の人材育成が必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

健康福祉部長（辛島政弘君） おはようございます。北本議員の市民成年後見人の育成についてお答えをいたします。議員御承知のとおり成年後見制度とは介護保険制度とともに平成12年4月に施行されたもので、介護保険制度による介護サービスが措置から契約へと移行されたため利用者と事業者の1対1の契約行為となりまして、判断能力の低下した認知症の人や知的障がい者が契約を結ぶことは容易なことではなく、後見人を立てることで介護事業者とのサービス利用契約を締結できるよう想定をいたしまして作られたものでございます。また判断能力の低下した人を保護し、支援する制度で第三者が財産管理を行なう制度でもありますが、むしろ身上看護、身の上の看護と呼ばれる身近な法律行為を行なうことがより重要な仕事でもございます。さてこれから団塊世代が高齢化を迎える中で様々な問題に直面することが予想されます。中でも認知症高齢者や1人暮らし高齢者が増大する一方、家族のケア力は低下し成年後見制度の必要性は一層高まることを見込まれます。こうした中でこれまで貢献業務を行なってきた弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職ではどうしても足りなくなることが想定されるため、厚生労働省では介護保険法で関連する法改正の1つとして老人福祉法の改正が行なわれております。その中で市町村が後見人の育成や活動を行なうよう条文に盛り込まれまして、ここで言う後見人の育成については市町村などが開催する養成講座等を終了した者が市民後見人となるものでございます。今年度は全国37市町村で国のモデル事業として取り組まれております。本市におきましてもこうした必要性を感じ、平成24年度国の予算確保とモデル市町村の進行具合を見極めながら、市民後見人の育成に向け検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 5番 北本節代さん。

〔5番 北本節代さん 登壇〕

5番（北本節代さん） 答弁いただきました。相談件数が64件というふうにおっしゃったと思います。月にすれば22件、1日平均1件ですね。でも場所が変わったにもかかわらず、そういった市民の方がいらっしゃっているということはとても成果かなあというふうに思います。それから相談員は常時平均して3名というふうに言われましたけど、のと簡単に言うなら困難事例は国民生活消費センターの方をお願いをしたり弁護

士にお願いしたりということで、常勤、今のままでいいんじゃないかというふうな答弁だったように思います。でもちょっと私もこう言っているには理由がありますので、またそれを述べたいと思います。それから土曜日、日曜日とか時間外にはですね、再質問になりますけど、お願いに来られた市民はいらっしやらないのかですね、5時以降にしてもらいたいとか、土曜日とか休みにしてもらいたいと言われる方が、そういったケースはもう元々ないのか、でも規則に反してというとおかしいですけど、柔軟に対応しているのか、そここのところをお願いします。

それから、全体的な方向性についてですけど、始まったばかりですので、柔軟に対応しながらやっているというお答えだったと思いますけど、文書による相談はですね、消費センターは文書による相談でいいんだったらメールでもいいんじゃないかなあというふうに思います。直ちに消費生活センターの方も相談メールアドレスを設置するだけでもさらに進むんじゃないかなあというふうに思いますし、広報活動はインターネットを利用してというふうにおっしゃいましたので、そういったメールを設置するというふうなことも訪問と同じぐらいの感じができるんじゃないかなあと思いますので、そのことに関して再質問いたします。

それから不定期な相談員の待遇面も質問したと思いますけど、相談は専門的な技術と経験を必要としています。非常勤であるために基本的にですね、更新をされていくと思います。通常のもちろん昇給もなく、賞与もないわけですね。10年以上続けている方も相談員にはいますけど、一般的には契約は更新は5年までというふうにされています。大切な役割を果たしているにもかかわらず、厳しい財政状況の中、消費生活相談員の専門的な仕事にあった処遇がですね、なされてないというふうに思いますので、そのことに関して更新に関して期日を定めなくて、せっかく勉強されるわけですから、いかれるのかどうか、お答えください。実際に専門職として常駐していくというふうなことで意味がありますというふうに言いましたけど、今クレジットカード、商工ローン、無担保、無保証で借入れを行なっている方が現在日本でどれぐらいいるということは、指定信用情報登録機関である日本信用情報機構によりますと23年度2月末ですね、その時点で1,456万人の残高ありという状態として発表されています。残高ありの状態を登録されていることが明らかにされています。日本の人口は1億2,770万人として換算すると実に9人に1人の方が借入れを持っているということになります。1人当たり平均の貸付残高は68万円、貸付利率は18%、年利18%として利子計算をしますと1カ月当たりの平均利息は約1万円になります。平均ペースで毎月1万円を返し続けたとしても、元本は1円も減らないという一向に減らないということの意味しています。私は現在玉名市で多重債務を抱えていらっしやる方がどれぐらいいらっしやるのかというのを先ほどのデータで割り出してみました。20歳から69歳までの玉名市の

3月末の人口が2万9,496人います。9人に1人ですので3,277人の方が債務があるということです。相談予備軍ですね。だからこそ常勤の職員、常駐の相談員が責任を持って隠された信号に気づき、問題解決が早期になるようにしなくちゃいけないということで質問を申し上げました。実例で人吉市の人口およそ3万5,000人です。消費生活センターが開設いたしています。消費生活問題以外にも幅広く相談員が対するワンストップを推進されていて、消費生活という名称ではありませんが消費生活相談以外の市民相談も受けるワンストップサービスの構築をされ、相談窓口になっておられます。そのために相談員の名称も消費生活相談員ではなく暮らしの安全相談員となっていて、その専従スタッフは係長1名、主席1名、再任用職員1名、相談員は非常勤ですが4名、計7名でやっておられます。消費相談センターの入り口も消費相談センターとは書かずに何でも相談窓口と書いてあり、相談者の気持ちになって対応を実践されております。また宮崎の国富町では平成20年から税の徴収だけでは頼らず、税務課が中心となって生活支援ネットワークを立ち上げ、消費相談も含む様々な種類のネットワークを解決していわれているそうです。そのメリットとしては職員さんがですね、住民に関わることで各課が同時に動くので情報の共有がしやすくなった、ネットワークができる前は各課が見えない溝があったんですが、ネットワークができたら常に各課の情報を交換することで連絡をしあい溝がなくなった、職員間に住民への支援をする意識が広がったなど取り組まれたメリットがあります。平成21年度にできたネットワークの要綱にはネットワーク事務局を税務課に置くとなっています。実例を申し上げましたが、実際に玉名市独自で玉名市のカラーで玉名市の市民のニーズにあった玉名市の消費生活センターを模索していくことだと思います。しかし最終的なその目的は、市民の命を守る市民の財産を守るという大変尊い目的があるわけですので、多重債務者を支援するために全庁的な関連部署の支援の下に英知を出し合いセンターのあり方、追加機能について検討会議を持たれたらいかがでしょうか。継続的ではなくて一時的な会議でいいと思われませんが、再質問に対しては2つのことをお答えください。相談員の処遇はこのままなのか、ワンストップに対して庁舎の連帯体制とこれからの運営についてどう考えるのか。関連質問で玉名市の滞納税額をお答えください。またその課が生活相談室、それから生活安全課、消費生活センターと連帯をして債務に取り組んだことがあるのかどうか、再質問いたします。答弁の後に次の質問に移らせていただきます。

議長（竹下幸治君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

市民生活部長（辛嶋啓司君） 北本議員の再質問にお答えします。相談時間を時間以外で開設しているのかというお尋ねでございましたが、平日の時間外の相談は職員が現在も対応しているところでございますが、休日に開所していただきたいという市民から

の電話等は現在のところあっていないということです。

それからネットワークの関係ですけれども、現在必要に応じて相談に対するケース会議は実施しているところですが、またケース会議を初めとします消費者の相談支援体制につきまして、現在構築中でございます。個別事案に対します随時実施するケース会議を初め、定期的な会議を今後実施予定であり、要綱等も準備しているところでございます。

税金の滞納額であります。平成22年度末の市民税の未納額といいますが、2億3,275万6,000円ほどあります。それから国民健康保険税の平成22年度末の未納額が7億7,058万円ほどとなっております。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 5番 北本節代さん。

[ 5番 北本節代さん 登壇 ]

5番（北本節代さん） 再質問にあたり、答弁いただきました。成年後見制度は予算が取れたらやっていただくというふうにとっていいかなあと思いましたので、先ほど申し上げませんでした。よろしくお願いいたします。

それから税金に対して今ですね、2億と7億というふうに出てきましたけど、多重債務に関しては必ずやっぱりこの税金の滞納がくっついているというふう担当課も認識をされていると思いますので、ぜひトップでですね、全庁で会議をしていただいて、そして消費生活センターのあり方で、先ほど申し上げましたけど、5万の野洲市で税額が1,100万円、2年間で1,100万円の税徴収入になっているというふう結びついている実践例もございますので、そういったことをぜひこれからは部長としては構築していますというふうな答弁でしたので、それを信じまして、各課連携をした取り組みがなされると消費センターの価値がもっとも上がるかなあと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。小中学校の心と体を育てる教育について質問をいたします。最初に小中学校図書館についてです。今回は中学校全校と小学校3校におじゃまいたしました。どの学校も丁寧に対応していただき、全部の図書補助員の方とお会いできました。現場ではバーコード入力夏休み期間中大変忙しかったらしく、ちょっと一段落したというところでした。特に図書補助員の方が図書室らしい飾り付けに取り組んでおられ、懸命な努力が伺えました。図書補助員の研修も終わった様子でした。学校図書では学校図書館法で標準が平成6年3月に定められ、小学校では18学級の場合、1万360冊。中学校では15学級で1万720冊となっております。私も全部の図書館の本の冊数を一応調べさせていただきました。また現在図書館の補助員は中学校では1名配置、小学校では玉名町小、築山と横島小学校で1校1名配置にな



っており、そのほかは小学校は2校で1名配置でした。9人が1校で、後9人が2校でお一人ということで、小学校ですので、そのことで小学校に同じ補助員の方に出向きましたが、きょうはあちらの小学校に行っておられますという校長先生のあいさつでしたので、恐らく1日交代か2日おきか、何かそういったことで決められて動いていらっしゃるんだなあということを思いました。図書館補助員のお話しではやはり1校1名の配置が望ましいというふうなことは仕事も充実していくし、子どもたちの取り組み、図書館の中身についてもいろんなことができるだろうということでした。そのとおりだと思いますが、学校の生徒さんが40名の学校もあれば、それこそ300何名の生徒さんもいらっしゃいますので、それは予算配分というふうなことです、1人1人の権利としては私は価値としては同じかなあというふうに思っております。そのことでですね、先日データを出していただきました。児童生徒1人当たり年間の貸出冊数ですね、教育委員会が出していただきましたけど、1年間に1人当たりの貸出しの本ですね、多い学校では小学校で159冊、次に146冊、小学校で少ない学校は27冊。中学校では7冊、13冊、24冊が結果でした。実際に多い学校、少ない学校ありますが、児童生徒に換算すると全校生徒が44名の学校で貸出数が159冊ですので、年間の貸出数は6,996冊になります。中学校で7冊と先ほど申し上げましたけど、7冊で生徒数から換算するとやっぱり6,698冊、中学校で22冊のところでも5,175冊となって、1人配置してある学校も2校1人の学校でも学校の図書の貸出しに関しては児童数は変わりますが、貸出しの冊数は年間6,000冊ぐらいで同じということですね。そういうふうな調査結果が出ました。図書の整理や管理、飾り付け、貸出し、補修、もう忙しさはやっぱり限りがありません。図書補助員はまた1日6時間という縛りがあります。今回のようにバーコード入力は夏休み中、大変無理をされたと聞いております。図書補助員の数は1校に1名がやっぱり望ましいと思いますが、いかがでしょうか。ぜひ1校に1人の配置を実現させていただきたいと思い、質問をいたします。しかし、これから2校で1人を継続されていくというふうなことでしたら、6時間縛りをなくす考えはないのかですね。午前中4時間はA小学校、午後の4時間はB小学校みたいなかたちになるんじゃないかと思っておりますので、それをお尋ねいたします。次にバーコード導入によりさらなる図書の活用についてお伺いいたします。1997年に改正されました図書館法にほかの学校の学校図書館、市民図書館、博物館、公民館等、厳密に連絡し、及び協力することが学校図書館法の目的を達成するのに支障がない程度、また一般公衆にも利用させることができるとあります。実際に現場でほかの学校、学校図書館、市民図書館、博物館、公民館等と連携したり協力したり、支障のない程度において一般公衆に貸出しをされているところがあるのかどうか、お尋ねいたします。これは私が中学校の図書館に入ったときに寄贈図書がかなり新しい図書の本がありました。土づくりとかで

すね、苗の植え方とかですね、かなり私たちが読みたくなるような本がもう山のように並んでいました。中学生にはちょっと早いのかなあというみたいな感じの蔵書でした。全校に中学校にありましたので、これは一般の例えば観葉植物の作り方とかですね、そういうのもありましたので、そこで感じたことです。

次に光を注ぐ交付金や寄贈図書でかなりの冊数が本年度入れられました。またバーコード導入により破棄処分もされています。中学校図書では6,500から1万2,000冊の本がどの学校もきちんと整理されておりました。学校図書館法の冊数は玉名中学校以外はおおまか7,800冊くらいだそうです。あったかなあと私も思います。光を注がれていないところに光をという補助金で玉名市は図書館の本の充実にあてられましたが、図書の購入の実態と古い本の整理含めまして、どれくらいが充実したのか、古い本の処分されたのか、お尋ねいたします。

それから、これからの図書館の予算についてどうなるのか。関連質問で備品について質問をいたします。現場を廻ってみますと努力をしても実質パソコン室に元々の図書館を半分とられている学校があります。狭い中に子どもたちの読書のスペースをとるスペースがない学校、また椅子や机がいらぬものを寄せ集めているような感じがするようですね、学校教室の使っていない椅子を集められているのかなあという、子どもたちの本を読む姿勢にあわせられていないというのが現状でした。また本棚が古くて本が見つけにくい。今は斜めになっているんですけどね。真っ直ぐとか。備品面も整備が求められていると思いました。それでもほとんどの職員さんが普通で自分たちは要望はございませんというふうな我慢して、やっぱり予算がないからですね、我慢してやっていけなくちゃいけないからというふうなことが補助員さんのお言葉でした。でも現状ですね、学力の充実と図書館の充実は比例しているという学説があります。本並びに備品の充実について、今後どのように考えられているのか、教育長に質問をいたします。

それから次に移ります。ここで一旦切ります。すみません、あんまり長くてわからなくなりそうです。

議長（竹下幸治君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） おはようございます。北本議員の小中学校の学校図書に関する質問にお答えしたいと存じます。まず、図書室補助員を学校1名ずつ配置してはどうかということですが、現在は図書室補助員は市費により18名を各小中学校に配置しております。中学校6校と児童数の多い玉名町小学校、築山小学校、横島小学校の3校、合計の9校は1人ずつ配置しておりますけども、その他の18校の小学校には2校に1人の配置としております。また図書室補助員の勤務時間は1日5時間45分としております。児童生徒数が多い学校9校におきましては、児童生徒数の割合から学

校図書の冊数も多く、また児童生徒に対する図書の業務の多さなどから図書主任の先生を補佐したり、学校図書での業務を円滑に遂行する、あるいは学校図書館の教育をより一層充実するために図書室補助員を1人ずつ配置しております。図書室補助員制度は平成19年度から実施しておりますが、当初は15人を配置していました。しかし小学校をより一層小学校の図書館教育の充実を図るということで、平成21年度からは現在の2校に1人ずつ、合計18名の図書室補助員を配置しております。図書室補助員の勤務時間は1日当たり5時間45分ですが、業務としましては図書室の環境設営や児童生徒の調べ学習の支援等に取り組んで、限られた時間に効率よく仕事をしていただいておりますし、児童生徒の読書意欲の向上とともに図書館教育の充実に大きく貢献しているものと確信しております。議員がおっしゃいましたすべての小中学校に1校1人ずつの配置ということで、これはもう本当にそうなればもうやぶさかではございませんが、教育委員会としましては現行体制で3年やっております。予算との関係もありますので、もう少し現状を見ながら現在の18名体制のもとに今後も5時間45分というこの限られた時間ではございますが、効率的に業務の充実をお願いをしていきたいというふうに思います。これは各学校も教職員も一緒になって取り組んでおりますので、その点は子どもたちに影響を大きく及ぼしているということではないかと思っております。

次に、学校図書の電算化、バーコード化の導入における図書室の活用ということでございます。現在、夏休みを中心に教職員が作業等を行なって、学校図書の電算化、バーコード化を導入しております。まだ電算化の作業が継続しているということで、全てがそれをまだ完成はしていないところで、現在継続中のところで学校関係非常にみんな頑張っているところでございます。図書室にある全ての図書をパソコンによって即座に探しをする、あるいは貸出しをする、返却をするということにおきましては、児童生徒の図書活動に大いに寄与することになります。蔵書の図書がパソコンによってしっかりと管理する、児童生徒の図書活動に適切に素早く対応する、こうしたことは各学校において現在進めておりますバーコードの貼り付け、1冊1冊の図書のデータをパソコンで管理する作業ということ、パソコンによる児童生徒が1人1人の貸出し用カードを作成している段階でございます。この作業が終わりましたら、いよいよ電算化による図書管理・運営ができるようになり、児童生徒への図書の貸出しの活動がますます活発になっていくものと思います。予定では10月ごろから完全実施になることで、今準備を進めております。次に小学生にとりましてはバーコードリーダーによる図書の貸出し、返却作業ということは容易にできますので、議員の質問にありますことではもう本当に子どもたちが自主的に非常に合理的に機能的に作業を進めるわけでございますので、これも非常に期待するところであります。また地域の市民の方の学校図書の利用についてということでございますが、現在のところ学校の図書室の図書の貸出しは該当児童生徒対象

と考えております。学校図書の購入選定にあたりましては、各学校の教職員が児童生徒にとって必要な図書を考え、選定して年間計画的に購入しております。学校図書館の図書は児童生徒が家庭で読む貸出しも行なっていますが、授業においての調べ学習ということにも利用しております。地域の方の図書の貸出しということですが、学校の実態にもよるかと思えますけれども、児童生徒の図書活動に支障を来さなければよいとか、あるいは不審者が侵入しなければよいとか、そうした安全管理のことも危惧するところがございます。一定時間の図書室内の利用ということにおきましても、そういうことがもし地域の方から要望が上がりましたら教育委員会としましては、今後学校と協議をしながら検討をしてまいりたいと存じます。

次に、国の地域活性化補助金での図書の購入の実態とこれからの予算ということについてお答えいたします。平成22年度に玉名市の小中学校の図書の蔵書数、これは先ほど議員に報告も事前にしておりましたけれども、やはり小学校における充足率というのは、一番少ないところで28.6%、多いところで151.4%ということがございます。これは充足率の難しいところは古い図書の整理、つまり廃棄をもうしなきゃならないなあというものもございまして、この本当は充足率を高めると古い図書もそのまま置いて冊数で計算すればいいわけですけども、特に人気の高い図書何かは非常に早めに古くなってぼろぼろになってしまいますので、充足率のただ数字だけを求めて表しているということ、これは今後充足率を上げるということについては努力をいたしますけれども、そうしたことも御理解をいただきたいと思えます。ただ昨年、こうしたことの状況から大体経常予算として1,000万円ほど予算を図書には組んでおりますけど、それ以外にも国の交付金で1,500万円、これも図書費に入れました。また本年度と来年度の2カ年にわたって玉名出身の実業家の方から1,000万円の図書の寄贈がありました。こうしたことを総合いたしますと、少しは充足率は高まってくるものと思えますし、ぜひこうしたことに対する子どもの図書活動、先ほどもありましたように、やはり図書の活動が学習の向上にもこれは確実につながって比例していくものでございます。図書の蔵書が増えるということ、これも非常に大事でございますが、また同時に同じ議員の質問にありました環境整備、これも十分考えております。ただ正直申し上げまして予算がなかなかついていかない部分もございまして、そこが一番きついでございまして、今後玉名市教育委員会も学校の図書室の環境づくりということにつきましても、全力で取り組んでいく、そうしたことで児童生徒の図書室の利活用、主体的な学習活動、読書活動の一層の充実を図っていく所存であります。

以上です。

議長（竹下幸治君） 5番 北本節代さん。

[ 5番 北本節代さん 登壇 ]

5番（北本節代さん） 教育長、答弁いただきました。再質問はございません。図書館法は、私今回の質問で初めて見させていただいたんですけど、地域住民に開かれるというふうなところはやっぱりすごく魅力的かなあって、私高齢介護に長年携わっておりまして、もちろん玉名市はバス関係ですね、交通関係がありません。でも高齢者で愛読者の方はすごくやっぱり多いんですね。市民のこちらにあります市民図書館にも来られないということで、小学校は歩いて行ける距離にあるんですね、実際。高齢化率がもう30%に届こうとしていますので、初めて見させていただいた図書館法に私もとてもびっくりをしましたし、高齢者の方たちの生きがいとかですね、そういった意味でも何か目的があると小学校にも行けるかなあと。何の目的もないとなかなかですね、学校というところは行きにくいところですので、現場の若いお母さんたちが後ろ姿を見て育つためにもこの図書館法の地域に開かれるというふうなところの部分は特にバーコードになるからですね、バーコードになる前はやっぱり管理がしにくかったと思いますけど、どこのだれが借りたというふうなものもちろん身分証明書掲示もあるだろうと思いますので、そういった意味では学校を守るために小中学校でそういったところの試みを私も今度図書館法の勉強をしないなら、まったくわからなかったことなんですけど、要望としてどうぞよろしく願いいたします。それから図書室指導員は予算が大変無理なことも重々わかっていますが、今統合ですね、要するに複式学級が増えております。学校の先生方は本当に2年3年、3年4年と複式学級で減らされているという状況では、図書館の開いているのは灯りなんですね、やっぱり灯になっていると思います、特にですね。そういった意味では図書館の児童数というよりも職員の1人として心、文化の面でかなり新しい灯をですね、灯すという意味では意味があるんじゃないかということで、毎日やっぱり顔を出せる状況で6時間、5.45というふうにおっしゃいましたけど、そういった縛りがなければ2校をですね、午前中、午後と行けるのかなあというふうに思いましたので、もし1校でも、1人2校でも6時間縛りがはずれるとちょっと楽になるのかなあというふうに感じました。図書補助員の方の要望としては4時で帰られるのは、自分としては子育て真っ最中ですからすごく助かってますというお母さん方もいらっしゃいましたので、これはノーマルな要望としてお聞き入れいただけたらいいなあというふうに思います。

次の質問に移ります。学校の水泳の現状についてお尋ねいたします。玉名小中学校の水泳の授業は年間授業の内容をお答えください。実際に泳げない子はどの時点で泳げるようになるのでしょうか。私はドル平泳法を取り入れられないのかということをお尋ねいたします。泳げるということは私も最近知ったんですけども、息継ぎが出てきて長く泳ぐことを言うんだそうです。私もずっと流れて行って15メートルぐらい行くと、これも15メートル泳げるっていうのかなあと思ったけれども、それは泳げるというふ

うに言わないんだそうです。実践例を御報告申し上げます。6月に水泳教室のチラシをいただき、自称私はカナヅチですが、カナヅチで必ず泳げるようになりますからという言葉信じて、1日だけの水泳教室に参加いたしました。幸いに水泳教室に来ている方は少なくマンツーマンで2時間指導をしていただきました。まったく泳げなかった私は1時間もすると25メートルを息継ぎを10数回やり、進めるようになりました。2時間ではそのままターンをし50メートル泳げるようになり、終わるのがもったいないような時間でした。水泳は私にとっては不得意科目でしたので、水に入るといことは危険行為というふうに思っていました、自分の気持ちを逆転するような状況でした。早速これは高齢社会に突入する50代から70代の市民で市民グループをつくり、カナヅチが条件ですが、9月1日に10名で第1回の体験をいたしました。現在2回目が終わったところです。3名から4名は皆さん自称カナヅチ、文鎮から20メートル泳ぐ方が1人か2人、15メートル行かれる方はほとんど行かれるようになりました。みんなが息継ぎを5回から10回を繰り返し、泳ぐことができました。こんなに素晴らしい泳法を学校で取り組んでみたらというふうに思いました。水泳教室のあとに熊本大学の教授の先生が講義もありました。学校の指導要領が違いできないんですよというふうなお答えでした。しかし最初からもし競泳目的の指導でしたら状況に無理があるかと思えますし、教育委員会としてもぜひ取り入れてほしいし、指導者養成をしてほしいと感じました。教室の最後に熊本大学教育学部の教授の先生から具体的にどこが違うのかという講義もありました。これは実践報告が全国でもかなりたくさんあるということでした。早い時期にドル平泳法を取り入れられることは今災害がとてまあっておりますが、子どもの命を守るということに匹敵をしたいと思います。教育長のお考えをお尋ねいたします。

最後に子ども議会についてお尋ねいたします。21年度に子ども議会が10年ぶりに開催され、その年も一般質問をしておりますが、若者の政治離れ、選挙に行かない、生活と政治が結びつかない、特に政治に対しては授業とかけ離れたところにあるように思います。小さいときから政治は私たちの生活なのだという実践は大変重要かと思えます。21年に行なわれました子ども議会の傍聴は後ろの席に座れないくらいの方が満杯でした。子どもたちばかりでなく、保護者の皆さんも傍聴席にいらっしゃったのは初めての方が多かったのではないかと思います。現場に来られたのはですね。そのときですね、生徒さんの一般質問そして市長の答弁は我々が勉強になりました。子ども議会は子どもたちばかりか、これからの未来を担う人材に財産づくりといっても過言ではないと思われます。継続してできない、10年ごとに開催しているというふうなことです。ぜひ継続してほしいと思います。教育長にどちらも質問いたします。

議長（竹下幸治君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） それでは北本議員の小中学校における水泳の授業ということについて御質問にお答えしたいと存じます。まず水泳の年間授業時数ですけれども、玉名市内の小学校では大体10時間ないし15時間実施しております。ただ1校だけ低学年で20ないし21時間実施している学校もあります。一方、中学校でも10ないし15時間がほとんどですけれども、1校だけ1、2年生が8時間、3年生が9時間という学校もあります。年間の授業時数が大体90から105時間でございますので、どの学校においても年間の総授業数、体育関係の授業数の1割りというのが水泳にあてられているということになります。授業の内容でございますが、ほかの教科同様に学習指導要領に則ってやっております。指導要領では小学校の低学年は、これを水遊びと位置づけて、中学年では浮く泳ぐ運動というふうにいいます。そして5年生からようやく水泳という呼び方を使って示されております。時間の関係でここでは泳ぎの基礎をつくると言われる例をいくつか挙げたいというふうに思っておりますけれども、時間の都合もございいますので、少し1例だけ申し上げます。小学校3年4年生を例に申しますといろいろな浮き方や伸びをすること、補助具を使つてのキックやストローク、呼吸をしながらの初歩的な泳ぎをすることが指導内容として示されておりますので、各学校ではこの内容を指導していることとなります。学校現場につきましては、指導するときにはドル平泳法ということ、これは北本議員には非常に実際に実践されて自分は非常に良かったと、北本議員にあわれたんだなあというふうに思いますが、文科省としては子ども発達段階でのいろんなことを考えた上で指導要領をつくっておりますので、それに沿って授業をやっているというのが現状でございます。次に非常災害時に命を守るという視点からでもこのドル平泳法ということ御質問ありましたけれども、学校におきましては普段着のまま海や川に投げ出されたときを想定して、着衣泳法の指導を時間を設けて指導もしております。また指導要領との関係で長く浮く、長く水中で立つ、こうした指導等にも力を入れることで、非常災害時には備えております。また子どもたちが泳げるようになるには5日ということですが、これはまず全員の児童生徒が泳げるように指導、そして場の工夫をやっております。ただ現実的には泳げるという感覚はこれは体でテクニックを瞬間的に習得したときになりますので、一概には申し上げずにただ子どもなりに5分前は泳げなかったけど、急に泳げるようになったというようなこと、これがそれぞれ子どもによって違うようでございますので、一概にこれから泳げるようになるということとはなかなか言えないところもございいます。全く泳げなかった子どもたちが泳げるようになっていく過程、これは児童生徒1人1人の実態を掴んで、学習指導要領に示された目標達成に向けた教職員の指導、場の工夫ということが大きな存在になってくるものと考えております。

次に、子ども議会の件でございますけれども、玉名市の子ども議会は21世紀を担

う子どもたちにより豊かな生活体験、活動体験をさせることによって主体的な判断力、行動力を養わせるとともに市政への興味、関心を高めてもらい、自らが体験することで民主主義や主権在民の理念について学ぶことを目的に平成10年度に初めて開催し、その後平成21年度に2回目が開催されたということになります。第2回の子ども議会におきましては市内6中学校より各校から5名、計30名の生徒が議員役となって参加し、玉名市の将来像、福祉、産業、教育、環境などをテーマにした多くの質問が出され、活発な子ども議会となりました。議員御質問の今後の継続的な取り組みについてでございますが、次年度より市内6中学校から質問の議員役とあるいは議長役を選出して、傍聴席にも中学生にもぜひ来ていただいて、市内の中学生が在学期間中に必ず1度は子ども議会を体験することで市政を身近に感じるよい機会として、今後3年をめぐりに開催する考えを持っております。

以上です。

議長（竹下幸治君） 5番 北本節代さん。

[ 5番 北本節代さん 登壇 ]

5番（北本節代さん） 教育長、前向きに答弁いただきました。子ども議会に関してはもうぜひ3年間が中学校の在学中ですので、10年に1回は何かかなあというふうに私も不思議に思っていましたので、実現させてほしいなあというふうに思います。

それから水泳の方は私も負けじに今から50代、60代、70代のおばたりあんとともに研究を続けてまいります。1年後にもう1回やっぱり成果がありましたという御報告をしたいなあというふうに思いましたので、それから学習指導要領のことはですね、ドル平泳法は30数年の歴史があるというふうに熊大の教育学部の先生がおっしゃったんですけど、学習指導要領も相当長い歴史があって、つくってこられたというふうに思います。一概にどちらがいいとか悪いとかいうふうにはならないと思いますけど、改革自体もですね、少しずつでもやっていけたらなあというふうに思いますので、これからはどうぞよろしく願いいたします。

私の一般質問を終わります。

議長（竹下幸治君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時22分 開議

議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

25番 松田憲明君。

[ 25番 松田憲明君 登壇 ]



25番（松田憲明君） おはようございます。25番、自友クラブの松田でございます。貴重な時間をいただきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。通告どおり東日本大震災の教訓からと題して3点を質問させていただきます。陰暦で八朔も過ぎ、朝夕めっきり涼しさを感じるようになりました。稲穂の開花期であります二百十日も無事過ぎまして、日々稲穂も頭を垂れるようになってきております。6月議会、田植え中でした。トラクターに乗りながら一般質問を考えたことをきのうのように思い浮かべております。台風12号も四国東部に上陸し、その後東側に当たります紀伊半島に豪雨をもたらし、甚大な被害を残し日本海へと抜け去りました。まさに災害日本を印象づけたところであります。昭和35年防災の日が制定され、先の9月1日が防災意識高揚を図るため全国各地でいろんな催しが行なわれましたことは周知のとおりでございます。東日本大震災から6カ月、被災地におきましてはがれきの処理、復旧復興ままならない状況にあります。改めて亡くなられました方々に心から御冥福と被災地、被災者の皆さん方に心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。被災地におきましては、今自分よりもっとつらい人がいる、それぞれの場所におきまして震災と向き合う人々の比較のメカニズムが3.11後、閉塞感と結びつき危惧される状況にあるということでございます。不幸の比較はしてはなりませんとカウンセリングセンター所長の方がコメントをされておりました。災害国日本の1人としてまた地方議員の1人として二度とこのような大惨事に至らないように日ごろの心がけが不可欠と思っております。つきましては、以下3点につき質問をいたします。本市におきまして津波を想定しての対策を考えておられるのかどうか。あればお示しさせていただきたいと思っております。

2点目に危険地域主として、海べたでございますけれども、避難場所経路等を考えておられますならば、お示しをさせていただきたいと思っております。

3番目、危険地域の海拔標示でございます。どのように考えておられるのか。私も早速海べたに巻き尺を持って、測りに行きましたところ、海拔ゼロメーターがどこかわかりませんのでとうとう測らずじまいで終わりましたけれども、そういったこともございまして、この質問を取り上げた次第でございます。

2番目の質問とちょっと異なりますので、この質問に対して答弁をいただきまして次に移りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（竹下幸治君） 総務部長 斉藤 誠君。

〔総務部長 斉藤 誠君 登壇〕

総務部長（斉藤 誠君） 松田議員の御質問にお答えいたします。初めに津波発生を想定しての市の対応についての御質問でございます。3月11日に発生した今回の東日本大震災はマグニチュード9.0、最大震度7という巨大な地震が原因となったものでございます。この津波はこれまでの想定を遙かに超える大規模なもので、大きな被害の

要因となったところでございます。国の中央会議では東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震津波対策に関する専門調査会が設置され、今回の地震、津波被害の把握、分析、今後の地震動推定、被害想定のある方、今後の地震、津波対策の方向性について検討を行ない、防災基本計画の見直しに反映されております。また熊本県においても防災計画検討委員会に地震、津波想定検討部会が設置されまして、地震、津波の被害想定を調査することとされたところでございます。東北地方太平洋沖地震の際は、玉名市では津波注意報、津波警報発令に伴い、防災無線による放送、それから安心メールによる市民への周知、それと漁協等関係機関への連絡、職員・消防団員による沿岸部の警戒などの対応いたしました。今後の津波対策といたしましては、国・県の調査結果、対策方針、被害想定見直し等を踏まえて玉名市地域防災計画は県の防災計画との整合性を保ちながら津波想定及び対策の見直しを行なってまいります。また今回の震災では、住民の避難を軸とした対策の確立の重要性が再認識されたところでもあります。市民の皆さまに対して防災意識の高揚、防災知識の啓発、普及啓発に今後も取り組んでまいりたいと思っております。

次に、危険地域の避難場所、避難経路についてでございますが、現在玉名市では地域の地区の公民館も含めて209カ所避難所に指定いたしております。災害の種類や避難時の状況に応じて適切な避難先、避難経路を判断することは重要でございます。しかしながら各地域ごとに地形や道路事情などの特性も違うことから、行政において画一的な避難経路を示すことはむずかしい面もございます。このため市民1人1人が危機意識を持ち、各御家庭や地域で日ごろから避難所、避難経路等に関するお話し合い、検討をいただくことが重要かと考えます。本市では市民の意識向上、防災知識の普及啓発をねらって毎年9月1日号の広報紙に防災に関する記事を掲載いたしております。今回は「津波に備えて」と題した記事を加えて掲載をしたところでございます。今後も継続して市民の意識向上、防災知識の啓発普及を図ってまいります。

次に、危険地域の海拔標示をどのように考えているかということでございますが、津波による被害が想定される地域住民の不安解消、それから防災意識啓発、あるいは災害時の避難行動に役立てることをねらいとして、海拔標示に取り組みを始めた自治体もあるようでございます。ただ今回の津波による被害においては、津波浸水想定区域を越えて津波が押し寄せ、津波浸水想定区域の終わりを示した看板でさえも流されたというような報道写真もあったようでございます。玉名市といたしましては、今後、国・県で進められている被害想定調査結果等踏まえながら海拔標示板の設置を含めた対策の検討を行なってまいりたいと思っております。

議長（竹下幸治君） 25番 松田憲明君。

[ 25番 松田憲明君 登壇 ]

25番(松田憲明君) 答弁いただきました。国・県の指導を仰ぎながら玉名市でも検討したいという旨の答弁かなあと理解したところでございますけども。備えあれば憂いなしという言葉がございます。それをことわざ辞書にくってみますと、普段から心がけていると万が一の場合でも少しも心配はないという旨の意味かなあと考えております。これに個人的の生活に関しては心がけるが、こと公共のことになると遅れがちであると。被害が出てから慌てて取り組むことが多いとしております。これはまさに行政の怠慢であると、これは辞書にこのように記されておるわけでございます。それからやはり横島の外平山あたりもすぐ走って自転車でも行ける距離にある地域はいいですけども、うちあたりですね、海岸の側にありますとですね、どこにどうやって逃げたらいいかというようなこともございますのでですね、早くそういった標示板が流されたとか言われますけども、日ごろからそういう啓蒙活動をしておればですね、体が自然とそのように覚えて、そのようにやはり避難していくんではないかとそういうことは人命の救助にもつながっていくんじゃないかなあとそういうふうに思っております。それからちょっとラジオを聞いておりましたところ、大分県臼杵市では今まで10メートルを想定して色分けをしておったということでございまして、それが今回の経験からして30メートルを想定して色分けするというような取り組みをなされるという話を聞いて、ああなるほどなあとというふうに思っております。やはりあのそういうことがですね、やっぱりあってからではですね、どうしようもないので、やはり行政の怠慢にならないようにですね、日ごろから心がけていただきたいと思っております。

それから次の質問に移りますけれども、高寄市政2年を顧みてという5点について質問するわけでございますけれども、この問題につきましては、議長ちょっと前語りが長くなりますがよろしいでしょうか。

議長(竹下幸治君) どうぞ。

25番(松田憲明君) 御了承いただきました。議場を総括する議長に尻を向けまして、そしてまた執行部に尻を向けましての質問となります。早く新庁舎が建ってですね、やはり対面型質問席を設けなならんなあと、そういうふうに思っております。しかし、いいところもございます。ここから議員各位を眺めておりますとですね、前列に席を構えておられます方は、よりこれからの玉名の未来を担う人たちだなあと改めて頼もしくもあるし、またうらやましくもあるところでございます。特に今カメラを向けられました藏原議員あたりの成長が楽しみであると、そのように受け止めております。聞き取りの際、私の質問の要旨がですね、ちょっとまとまっておりませんでですね、執行部と意思の疎通がなかなかうまくいきませんで、この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。それから日ごろから近松議員、北本議員がきょうも北本議員におかれましては、本の図書の問題も取り上げて質問をされておりましたけども、やはり本を読ま

ないかんというようなことをですね、今この年になって感づいた次第でございます。私は子どものときマンガの本ひとつ読んだこともございません。しかしやはり今になってみればですね、もう少し早くから本を読んでおけばよかったなあと思いますけれども、後悔先に立たずでございます。といたしますのはですね、仏教の教えの中に「生老病死」という4文字がございますけども、やはりこれは生あるものはいずれ死が訪れるということでございます。もうそろそろ迎いの準備をせなならんのかなあということもございましてですね、私の場合は浄土真宗でございますのでですね、五木寛之さんの「親鸞」という本を読みました。それが本を読むきっかけでございます、最近本読みが趣味になっております。しかし本を読むにはですね、視力、気力、体力が伴います。なかなか思うようにいきません。喜寿になりますと全てが劣り、すぐ眠たくなっていくわけでございます。1つ覚えれば3つ忘れる。職員削減のようだなあと独り言を言いながら、私読むこともございますけれども、若いときに読んでおけば本当によかったなあと思って後悔しております。ただ50年前にですね、覚えた1つの言葉がございまして、それは何かと申しますとですね、「故きを温ねて新しきを知る」という言葉でございます。ですから私はその言葉が好きですね、岱明町合併50周年記念の際の挨拶に引用させていただきました。岱明町の50年の歩みを思い起こしながら新しい玉名に夢を託そうと言うそういった意味も込めて引用させていただいたわけでございます。最近読んだ本の中で論語という中国の本ですけども、その中にその「故きを温ねて新しきを知る」という言葉が出てまいりました。その論語の中に出てくる人物というのは紀元6世紀、5世紀に活躍された中国の思想家孔子でございます。日本にしてみますとですね、2500年前、いわば石器時代の頃活躍された方の話が今このハイテク時代の中にも存在するというところがございます。新しいことに臨むときは過去を踏まえて臨めという戒めの言葉かなあと思っております。私も合併につきましては、終始一貫前向きな考えでございました。今でもそうです。できれば県北拠点を目指すとするならば2市8町17万の市を望んでおりました。しかし合併には紆余曲折があり、本音と建て前もあり思うにならないのが御承知のとおりでございますけれども、1市3町合併協議会の会長として高寄市長は尽力されました。いわば玉名市の生みの親でもあります。何が何でもこの合併を成功裡に納める責任があると思えます。合併には相当みんなに御無理がかかっておるわけでございます、合併時から企業局・教育委員会は岱明にいきましたけれども、支所職員もそうです。そのほかは大半がこの旧玉名市庁舎に押しかけてきております。駐車場も麻痺状態、来客にも迷惑をかけております。1日も早く立派な庁舎を建設することが合併に協力していただきました方々への恩返しと私はそのように思っております。9月議会も終わろうとしておりますけれども、高寄市政前期2年を終わりました孔子の言葉からすると、ここで謙虚に心から振り返ってみて後期2年に臨むべきと考えておるとこ

ろでございます。市長の所見を賜り、以下5項目についてお尋ねしたいと思います。

1、合併と庁舎建設について。機構改革と行政サービスの低下について、合併後の職員の給与は公正に処理されているのか、この問題につきましては中尾議員も取り上げておられますので、そのとき詳しく説明されても結構かと思えます。議会の二元代表制について市長の考えを承りたいと思えます。そして市長と語ろう会、座談会の成果はどうなっているのか。この5点について、答弁を求め、そして再質問をさせていただきます。

議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

市長（高寄哲哉君） 松田議員の庁舎建設についての質問にお答えをいたします。新庁舎の建設につきましては、合併協議の段階からその必要性は共通認識として持たれており、合併協議会での協議を経た結果、交通の事情及びほかの官公庁との関係など市民の利便性並びに新市の財政状況等を考慮しながら、早期に新庁舎の候補地を選定し、建設するものとする調印をされております。また合併後策定した第一次総合計画においても、基幹プロジェクトの1つとして位置づけられているなど、庁舎を建設するということに関しては合併協議から現在に至るまで関係された方々総意の下と認識をいたしております。また合併に際しましては、その職を解かれることになった当時の議員及び市長の皆様方に対しては改めて深く敬意を表しますとともに新庁舎に対する思いにつきましても強く受け止めているところでございます。さて、新庁舎の完成時期を前倒しできないかとの御質問でございますが、合併特例債の適用期限である平成27年度までの完成は当然のことといたしまして、少しでも早く完成させたいという思いは私自身にもあるところでありますけれども、現在基本計画の見直しを進めているところであり、今後用地買収が完了いたしましたならば、造成、建築と無駄のないスケジュール計画により完成までを急ぎたいと考えております。ただし造成工事の着工前には農振除外や開発行為など法定の許可、手続きが必要ですので、その申請に関わる作業も並行して進めるよう担当課に指示しているところでございます。また庁舎の規模や機能等につきましても安全性が高く障がい者や高齢者に優しい庁舎であることはもとより決して華美なものとはならず、質実で高機能な庁舎を目指すものでございます。そして私がこれまで申し続けてきましたとおり総事業費につきましても、目標とする削減額を達成できるよう進めていく所存でございます。

次に、議会の二元代表制について市長の考えを問うということについてお答えをいたします。議員御承知のとおり我が国の地方自治体はその地域に住む住民が市長と議員をそれぞれ選挙で選ぶ二元代表制が地方自治法の制定以来とられてきております。二元代表制は市長、議会がともに住民を代表し、相互の抑制と均衡によりある種の緊張関係を保ちながら議会が市長と対等の機関として自治体運営の基本的な方針を議決し、その

執行を監視し、また積極な政策提案を通して政策形成の舞台となることが二元代表制の本来のあり方と考えておりますことは松田議員とも同じでございます。今後も本来の姿でありますこの制度の中で市政の発展を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（竹下幸治君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

企画経営部長（田中 等君） 松田議員の機構改革と行政サービスの低下についての御質問にお答えいたします。本市職員の定員管理につきましては、合併協議での申し合わせ事項であります合併後の10年間は退職者の3分の1を新規採用することを方針に第2次玉名市職員定員適正化計画を定め、職員削減を進める一方で高度多様化する住民ニーズや権限委譲、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法、整備法、いわゆる第2次一括法の成立などに伴う業務量の増大など職員への負担は増大していくことが予想されます。今後も引き続き、この方針は踏襲してまいりますが、限られた人材の中で安定した住民サービスを提供するため効率性の向上や地方分権推進への対応等をよりスムーズにし、住民本位のわかりやすい組織づくりに努めてまいります。現在は、本庁総合支所方式の組織形態で各総合支所に2課を設置しております。岱明総合支所で22名、横島総合支所で18名、天水総合支所で19名が在籍し、行政運営を行っておりますが、現状の組織が総合支所であるがゆえに本庁の26課分、事務分掌での割り当てが110の事務を割り振っているところでございます。そこでこのような問題を改善し、わかりやすい組織づくりを実現するため関係部署との事務協議を進めながら本年度に本庁と各総合支所の所掌事務の見直し、総合支所のあり方、総合支所から支所への移行時期の問題などについて検討を進めてまいります。その際には地域性を踏まえた率直な御意見をお伺いするため地域協議会への諮問を行なう予定であります。その答申等も参考にしながら、今後の組織のあり方を検討してまいります。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 総務部長 斉藤 誠君。

〔総務部長 斉藤 誠君 登壇〕

総務部長（斉藤 誠君） 松田議員の御質問の2項目について私の方から答弁させていただきます。初めに合併後の職員の給与は公正に処理されているのか。あとで中尾議員の質問があるので、簡単にということでございますが、合併協議会で承認され、当時総務分科会で決められたところの職員給与の格差是正ということかと思っております。この格差是正につきましては、合併特例法の中で定められた公正処理の原則に基づいて実施をいたしておりますが、職員ごとの経験年数や年齢により新市のルールに基づいて計算した給料月額が職員1人1人に定められております。その定められた給料月額が実際に受

けている給料月額より上回る場合で一定額以上の差額がある職員を是正対象者としております。普通昇給に号級を上乗せし、合併後10年間で調整するといったしております。その格差是正が公正に処理されているのかと懸念されているものかと思っておりますが、これにつきましては毎年の昇給日を基準に格差是正のルールに基づいた計算をいたしまして公正に処理をいたしております。

次に、市長と語ろう座談会の成果ということでございますが、昨年度から新たな試みとして市民の皆さんが毎日の身近な暮らしの中で思い、将来への希望等について膝をつき合わせながら意見交換を行なうとして、市長と語ろう座談会を実施されております。従前の校区ごとに開催してございました市政懇談会でもございました道路整備関連、あるいは校区の生活環境改善等の要望につきましては、それぞれの校区の区長会長を通じて、市への要望書として書面で上がってきております。対応した担当課の対応状況を文書で区長会長へ直接回答する対応を行っております。このことはこれまでと変わらないところでございます。昨年度は17の行政区のほか2団体から合計19の申し込みがっております。座談会が申し出のあったテーマに沿って進み、重複するテーマも含めると合わせて178のテーマで行なうことができたところでございます。このテーマを関連分野ごとに区分しますと、農道整備などの農政関連、それからATワンペダルなどの生活関連、それから少子化などの福祉関連分野のテーマが多くこの意見交換で得られた貴重な意見をもとに、早急に対処できるものは予算化をしているところでございます。例を挙げますと納税関係では単独土地改良事業として、農道整備にかかるいわゆる7:3事業の予算を厚く計上いたしております。座談会でいただいた意見がすぐに目に見える形になるわけではございませんが、今後の市政運営に反映させていくべきものと考えております。今後とも座談会は引き続き開催し、さらにきめ細かい住民サービスを目指していきたいと考えております。

議長（竹下幸治君） 25番 松田憲明君。

[ 25番 松田憲明君 登壇 ]

25番（松田憲明君） ありがとうございます。市長の庁舎に対する思いはマニフェストに掲げた庁舎建設費の削減ということは今も変わらないということでございますけれども、やはり私たちは願わくば東北の拠点都市を目指すとするならばですね、ある程度のしょっちゅう建設するものではございませんのでですね、100年の計を立ててやはり立派な庁舎を建てていただきたいという思いには変わりありません。先だって札幌に研修に行きましたところ札幌市におきましてもですね、上の方に増築するようにビルの上に鉄筋をまだ接がれるようにしてありましたし、大阪の平野市におきましても4階スペースを空けてあったというようなやはり今後定住化を進め、そして人口増をですね、ひとつ目標として玉名市が発展していくとするならばですね、少々建て替える

ものではないので、この際やはり床面積をですね、縮小するとかそういうことでなくて、願わくばやはり立派な庁舎を建てていただきたいというような思いは持っております。それから機構改革につきましては、私も詳しく庁舎のことはわかりませんが、あれでもですね、あまり無理のないように改革は進めていただきたいと思います。本当は庁舎ができてからがやはり本番だろうと思っておりますのでですね、そこらあたりはあまり強くはもうしません。また二元代表制につきましてはですね、ちょっと疑問に感ずる点がございまして。今度の消防本部の庁舎跡地提供と市民会館の検討委員会とか、ぽすと市長の考えはぽと出されますのでですね、事前の議会への打ち合わせというか、話し合いというものが欠けているのかなあと。ちょっと二元代表制からちょっと道がはずれかけているのかなあと、我々議会からしますればですね、議会軽視というようなふうにもとられるわけでございます。市長と語ろう会の座談会にしても然りでございます。それぞれ25人の議員がそれぞれ市民の付託をいっぱい受けながら議会に来ておられるわけでございますので、まずやはり市長執行部と侃々諤々のいろんな座談会を懇談会をしながらですね、意見交換を図るのも1つの二元代表制の趣旨にあたるのかなあとというふうに、そういうふうに思っておるところでございます。もう再質問はいたしませんので、まとめに入りたいと思います。最近の自然災害は以前と変わり温暖化の影響かわかりませんが、災害の規模が非常に大きくなってきております。その命と同じく明日が見えません。日々の備えに頼らなければなりませんので、行政といたしましても7万市民の生命と財産を預かる行政として、その責任の重さを受け止めていただきたいと思っております。そして新生玉名の誕生から島津市政4年、高寄市政2年の6年になります。あれもこれもとは申しません。私の持論ですが、まずは核となる庁舎の建設が第1と思っております。そこから玉名の明日が始まるものと理解しております。無理な改革は求めません。急ぎ過ぎだからこそ庁舎建設も遅れを生じております。4年間の浪費、2年目の市民サービスの遅れはその責任に重いものがあると思っております。計画的に優先順位を決めて1歩1歩進むべきじゃないでしょうか。「沈黙は金なり」という政治用語はございますけれども、その言葉を遵守することなくですね、たまには市長におかれましては、冗談の1つや2つは飛ばしながら腹の中からさらけ出して議事を丸め込むという度量があって然るべきではないでしょうか。チェンジ玉名、なかよしの日はまだ早いと思っております。玉名を人間に例えれば、よちよち歩きの子どもに等しいと思っております。礎もできない今、何をチェンジしようとするのか、今急がず勝つことも急がず、見守ることだと思っております。這えば立て、立てば歩めの親心、それが玉名市の生みの親高寄市長の使命じゃないでしょうか。

以上申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（竹下幸治君） 以上で、松田憲明君の質問は終わりました。



ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 番 近松恵美子さん。

[ 7 番 近松恵美子さん 登壇 ]

7 番（近松恵美子さん） こんにちは。7 番議員、蒼風会の近松です。ようやく新庁舎建設のめどがついてきたと安堵していましたが、市民会館の老朽化の問題、そしてまた消防の再編成による消防本部の建設と市の財政に大きな負担を強いる待ったなしの問題が続出している市政を見ますと、業務の見直し、スリム化、そしてまた住民自治のあり方を検討していくことも必要ではないかと思えます。きょうは業務の見直しという点も含めて、1 点目は普通財産の管理についてお伺いします。この普通財産、遊休地の活用については昨年 12 月に福田議員より質問がありまして、22 年度末までには基本方針を策定して、23 年度から随時公売も含めて取り組んでいくとの答弁でした。睦合上地区にあった馬原団地につきましては解体して更地となり、地域の方々がグランドゴルフなどに活用できる広場となるそうですが、ずっと以前より更地になっています中土の教職員住宅跡や支所の前の大野保育所跡、旧母子センターなどは以前同様遊休地であり、未活用施設となっています。職員数が減少してきている中で、先日は企画部長より総合支所を支所にして、支所の職員を削減したいという提案がありました。これほどに職員が不足して効率化を求められる時期と来ておりますので、管理費のかかる遊休地を早めに処分して仕事を減らすことが専決ではないかと思えます。23 年度ももうすぐ後半になります。計画どおり進んでいるのかどうか、お伺いします。また管理費が 13 万 5,910 円と昨年 12 月の答弁であり、あまりに少ないので驚きました。普通の家庭でも剪定と草取りを年間業者さんに頼むなら、10 万円どころではないと思えます。それを 13 万円余りで済ませているということは、職員が補っているのか、荒れ放題の遊休地があるということです。今年管理費はどうなっておりますでしょうか。また遊休地のパトロールを定期的にされているのか、樹木の剪定、除草は十分で近隣の住民へ迷惑をかけていないか、防犯の面からの心配はないのか、このような点から現状をどのように把握しておられるか、お伺いします。実は目の前の仕事に追われて、この現状をあまり御存じなくて処分については少しのんびり構えておられるのではないかと私は心配しております。

3 番目の旧母子センターの活用についてです。大変老朽化してしまいまして、どうしようもない状態です。更地にして売却するか、建物を処分するだけの予算が取れない

なら建物の解体費用も含めた上で売却するという方法もあるのではないのでしょうか。住宅地としては魅力的な場所なのですぐに売れると思います。今の状態ではシロアリが飛んでくると近隣住民より苦情はありますし、樹木はどんどん自由に伸びてそこに葛の蔓が段々勢力を増してきましたので、今くらいの管理費と職員の対応だけではとても足りません。すぐに幽霊屋敷のようになるのが目に見えています。いらぬものは早く処分して、余分な仕事と管理費という出費を減らして、玉名市の活性化に邁進していただきたいと思います。

以上、お伺いしてから次に進みたいと思います。

議長（竹下幸治君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

企画経営部長（田中 等君） 近松議員の普通財産の管理についての中のまず未利用市有財産利活用基本方針と今年度の売却処分予定につきまして御答弁いたします。まず未利用市有財産利活用基本方針についてでございますけれども、これは将来的に利活用がなく維持管理費が必要となる普通財産について売却や貸付けなどを行ない、市の財源確保や維持管理費の節減を目的に今年1月に定めております。今現在は売却処分等に関する要綱を整備中でございます。今年度中には個別財産の中から、処分できる財産を選定し、売却処分等の手続きに入りたいと考えております。次にパトロールや除草の現状でございますが、管理地については例年状況が変わらないためパトロールは行なっておりませんけれど、前年と同時期に除草を行なっているのが現状でございます。また年間の除草費用としては、市全体で約11件、37万8,000円の予算を計上し、シルバー人材センターに委託しているところですが、その状況に応じて職員が直接出向いて除草することも多くございます。

次に母子センターの活用をどのように考えているかということですが、旧母子センターは昭和45年3月に建築され、鉄筋ブロック造、スレート葺、平屋建ての構造となっております。現況の建物は建築から41年を経過し、雨漏り等がひどく老朽化も著しいため、少しの修繕で済むような状態でないことから、この施設の利用についてはもう考えておりません。今後土地面積は1,500平方メートルありますので、玉名市公共施設適正配置計画や各部署の事業計画など、今後の計画などと照らし合わせ利用計画がない場合は、未利用市有財産利活用基本方針に基づいて、建物及び土地の処分やその方法について検討していきたいと思います。いずれにしましても市としましても利活用していない土地につきましては、順次処分していく方針ですので、順次そのそれで進めたいと思います。

以上です。

議長（竹下幸治君） 7番 近松恵美子さん。

[ 7番 近松恵美子さん 登壇 ]

7番(近松恵美子さん) 母子センター含めて今年度中に処分を進めていくということです、ねじを巻いて早く進めていただきたいと、集中して迅速に取り組んでもらいたいと思います。パトロールの現状につきましては、少し予算を増やして約38万円ということですが、これだけで実際近隣の迷惑のかからない程度には管理できていないんじゃないかと思えます。パトロールをされてないということでしたけども、現状と同じと言われましたけれども、私八嘉保育所跡も見に行きましたけども、入り口の門が開けっ放しになっておりました。いつでもだれでもどうぞという状況になっております。中を見ますとおもちゃ等そのまま置いてあるような施設ですけども、あれをどこか1カ所壊されますと中に人が入ることができますし、防犯上の問題もありますので、建物のあるところはぜひパトロールお願いしたいなあというふうに思えます。新しい施設の建設計画の方にどうしてもエネルギーを取られるんであろうと思えますけれども、今昨年は「断捨離」という言葉が非常に流行しましたけれども、古いもの、いらぬものは処分してすっきりして仕事を進めていただきたいと思えます。今回他の未利用施設、まだたくさんありますけども、全部私は見て回っていませんが、百聞は一見にしかずという言葉があります。机上で昨年と同様だからパトロールはしてないということでしたけども、やはり見てみると、これは一刻も早く処分しなくちゃいけない、今の管理費ではとても足りない、非常に近辺に迷惑かけているということで感じると思えますので、ぜひパトロールの方は検討していただきたいというふうに思えます。では、処分の方、期待しまして2点目に移ります。

2点目は勤労青少年ホームの運営についてです。近年少子化が国家的な問題となってきています。原因はさまざまですが、玉名では結婚した男女が子どもをあんまり産まない、産む数が少ないというよりも結婚しない男女が増えたことが少子化を進めていると聞いたことがあります。価値観も多様化していますし、それぞれの生き方があってよいわけですが、しかし私の周囲には出会いのチャンスがないからと心配する親御さんの声がたくさん聞かれます。本人も伴侶を得たいと思ってもなかなか出会いの場がないといわれます。一方やたらお世話しても離婚も増加してきている今日、先がどうなるかと思うとなかなか積極的に声をかけることを躊躇してしまう人が多いようです。先日有明広域行政事務組合が委託している結婚サポートセンターの様子を伺いましたら、今年は既に3組が結婚されたそうです。久しぶりに嬉しい話題でした。このような結婚相談所の存在もありがたいのですが、できるだけ自然に出会える場がないかと考えてみましたが、青年団活動もなくなった今、若い方々が集える場としてはスポーツであったり、趣味のサークルや職場ではないでしょうか。そのように考えると玉名市には幸運なことに勤労青少年ホームがあります。ところが残念なことに開館日は土日を除くとなっていま

す。つまり土日はお休みなのです。民間の会社にお勤めの方にとって平日7時までには帰れる人って一体どのくらいいるのでしょうか。特に男性になりますと、今は大変厳しい状況ではないかと思えます。そこで現状は男女ともに利用されているのか、利用状況、講座の内容についてお伺いします。講座の内容については、広報にて受講生を募集されているのを時々見ておりますが、改めてどんな講座が男女に人気があるのかなど、そのあたりを含めてお伺いしたいと思えます。そして青少年ホームは婚活用の施設ではございませんが、せっかくの青少年、つまり若者のための施設ですので、休日は光の森とか遠方にばかり行かないで、ここで十分体を鍛え、教養を身に付け、仲間づくりができるようにそんな施設であってほしいと思えますし、設置目的もそうであったのではないかと思えます。そのためには土日開設を考えた方が設置目的に合致するのではないかと思えます。玉名には遊ぶところが何にもない、楽しむところがないという声が若者からあります。勤労青少年ホームの土日開設はそのような若者の声に応え、さらに地元商店街の活性化につながるものと思えます。勤労青少年ホームは自治公社が指定管理となっておりますので、すぐに対応というわけにはいかないと思えますが、今の時点での市の考え、方針を伺います。

議長（竹下幸治君） 産業経済部長 植原 宏君。

〔産業経済部長 植原 宏君 登壇〕

産業経済部長（植原 宏君） 近松議員の御質問の勤労青少年ホームを若者が集う場についてお答えいたします。まずこの勤労青少年ホームでございますが、施設の設置目的としまして市内に居住、または勤務を有する35歳未満のいわゆる勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与することを掲げております。現在は、指定管理者制度による管理運営が行なわれておりまして、指定管理者は財団法人玉名市自治振興公社でございます。また指定管理の期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となっているところでございます。議員御質問の1点目の勤労青少年の利用状況及び男女比につきましては、平成22年度実績で延べ8,783人の利用がっております。その男女比につきましては会員登録でしか判断できませんけれども、現在、会員登録者数289人の内、男性68人、女性が221人でありまして、その比率はおよそ1対3の割合で男性が少ない状況でございます。この会員数も昭和62年のピーク時には435人を数えましたが、時代の移り変わりとともに価値観の多様化、娯楽の選択肢の増加などの理由によりまして、若者が集う場というものが移り変わってきていると認識しているところでございます。また勤労青少年の利用が少ない昼間の時間帯につきましては、一般の利用者に有料で貸出しをしております、延べ1万1,558人の利用がっております。いずれにしても施設としましては、有効な活用がなされていると認識しているところでございます。

次に2点目の講座の内容としまして、バドミントン、テニス、ゴルフなどのスポーツからエアロビクスやダンス、陶芸や茶道、着物着付けや料理教室など多岐にわたっておりまして、男女の区別なく広く募集を行なっているところでございます。ただ総体的に女性の割合が多いことや講座の内容を目的に参加される会員も多く、男性の参加が比較的少ないことも事実でございます。最後に3点目の土曜、日曜に開設する考えはないかという御質問でございますが、勤労青少年の最近の傾向としましては、土曜、日曜はプライベートな時間と割り切っている方々が多く、今のところ会員さんからも土曜、日曜の開設を希望する声は聞かれないということでございます。しかしながら近松議員も言われるとおり、これからこの管理を考えますと出会いの場という、そういうことも考慮の中に入れて今後管理運営を進めていくことも、この辺は柔軟に対応する必要があるのかと思っております。今後は利用者の声を聞きまして、指定管理者とも十分協議しながら、土曜、日曜の開館につきましては検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 7番 近松恵美子さん。

[ 7番 近松恵美子さん 登壇 ]

7番（近松恵美子さん） お答えいただきましたのが、経済産業部長ということで、どうしてこれが社会教育じゃないのかなあということが今回非常に不思議に思いました。いろんな各地の青少年ホーム調べてみましたら、社会教育との関連という強くて、そこに所属しているところもあったんですけども、今後社会教育との連携も必要になってくるんじゃないかなあ、この講座をどういうふうに棲み分けしていくかとか、それから青少年の教育という意味で社会教育の範疇として考えていってもいいんじゃないかなあと思うんですけども、このことお伺いしたいなあと思います。それからこの土日開設についてはまた慎重に考えてくださるということでしたけど、月曜閉館で土日開設しているという勤労青少年ホームは結構多いです。以前私あそこでお仕事されていた方に伺ったときにも、きょう回答いただいたように土日はプライベートな時間と割り切っている、土日はよそに遊びに行かれるからということは聞きましたけども、果たしてそうかなあって。土日に楽しいことがあればやはり土日にくるんじゃないかというふうに思いますので、この辺はそこでお勤めの方のあくまでも主観であって、多くの若者が土日は外にというふうに考えているとは限りませんので、多くの人の御意見また若い人の意見だけでなくて市としてどうあってほしいのか、市として勤労青少年ホームをどういうふうに位置づけるのかという、そういうことをもう少ししっかり考えた上で土日開設と内容の充実を考えていただきたいなあというふうに思います。それからもう1つ今、年間利用者が8,380人ということで、約月に600人、1日に30人ぐらいでしょうか。これは勤労者体育館を除いてホームだけの数ですね。はい、わかりました。結構利

用されているという、1日20人でしたら結構利用されているという考えもありますけども、午前、午後、夜利用できるわけですね。そしてあそこは大きな和室もありますし、調理室もありますし、音楽室もありますし、あれをフルに活用すれば20人どころじゃない活用できるわけなので、私はこの数はよく利用されている数だとは思いません。市内には使う頻度の少ない会議室、研修室、調理室があまりにも多くありません。建物を建てるのは簡単ですけども、本当に人が人の心を動かすのはとてもむずかしいことで、その人が元気になるような講座、催しものを考えて、もっともっと利用できるように社会教育と連携しながら考えていただきたいなあというふうに思います。じゃあ、教育長さんにお答えいただいたらいいのか、どなたにお答えいただいたらいいのか、産業経済部長でしょうか。これやっぱり所管がそこでいいのか、社会教育との連携が必要じゃないかというふうに思うんですけども、そのことについてお伺いして、終わりたいと思います。私の思いは産業経済部長が若い方のいろいろな方の声を聞いて、また土日を考えるということでしたけど、それもひとつありがたいんですけども、皆さんの意見を聞くだけじゃなくて、いや、みんな土日外って思うかもしれないけど、やはり人と人とのつながりをつくるためにここで集うようなことをしようという、やはり主導的な立場でこの施設利用というものをしっかり考えていってほしいなあ。皆さんにお任せする、皆さんの考えでやっていただけじゃなくて、こうした方がもっと幸せになるよ、こうした方がもっと楽しい玉名市になるよという、そういう思いを持って運営していただきたいなあというふうに思います。では、先ほどの1つだけお伺いして、これでおしまいにしたいと思います。土日開設の件はぜひよろしく御検討ください。

議長（竹下幸治君） 産業経済部長 植原 宏君。

[ 産業経済部長 植原 宏君 登壇 ]

産業経済部長（植原 宏君） 近松議員の再質問ですけども、今産業経済部の方で所管してますけども、社会教育の方が適当じゃないだろうかという話ですけども、今ここです、組織の件に関して私の方で答弁できませんので、これは協議、少なくともお話しはいたしますので、そういうことで御理解お願いいたします。それから土曜日曜の開館と、それから内容の充実をということ。あわせて協議してまいります。

以上です。

議長（竹下幸治君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

18番 中尾嘉男君。

[ 18番 中尾嘉男君 登壇 ]

18番（中尾嘉男君） こんにちは。18番、有明クラブ、中尾でございます。よろしくお願ひします。今回は2回質問をいたします。

まず、最初です、合併による職員の給与の格差についてでございます。先ほど

午前中、松田議員からもありました。やはりこれはですね、なかなか職員がですね、自分の給料ということはなかなか言えません。それでやはり旧玉名市の職員と比べて郡部の職員当たりの当初のですね、格差が出ております。そういう中でやはり合併ですね、やっぱりこれを均等、格差をなくすということになっておりますので、その辺を加えまして質問いたします。質問に入りますが、合併協議会の総務分科会で調整確認がっております。この内容がですね、調整の内容、調整の時期、調整の方法など実施状況をお示してください。これなかなかですね、給料に関しては人事課の方に行ってですね、職員の資料を添付してくださいとか言うても、個人情報のためにですね、なかなか見えない部分があります。それで私も最近人事課長の方に行って、課長当たりのことを信用するしかないわけでございます。その中でですね、明確にやっておりますと、冒頭にやっぱそういう答えはもらっておりますけども、ただいま申しました内容について十分わかりやすく述べてもらいたいと思います。

それからですね、続きまして農地・水環境保全管理支払交付金事業についてお尋ねいたします。平成19年から実施してきました農地・水環境保全向上対策事業に参加した団体の数、また活動面積、事業費をお示してください。また23年度から始まった農地・水保全管理支払交付金事業は内容が複雑で素人ではできないなどの団体の声があります。そこで質問いたしますが、ただいまですね、この事業について申し出てある団体の数、またそういうことであるこの今年度から始まっております事業がですね、内容が複雑でなかなかその事務処理ができないということで、各団体よりからですね、参加した団体から事務費を負担して玉名市土地改良区に事務委託はお願いはできないかという質問でございます。よろしく申し上げます。

1回目終わります。

議長（竹下幸治君） 総務部長 斉藤 誠君。

〔総務部長 斉藤 誠君 登壇〕

総務部長（斉藤 誠君） 中尾議員の合併による職員給与の格差についての御質問にお答えをいたします。職員給与の格差是正につきましては、議員申されましたとおり合併協議会、当時の総務分科会で定められたルールがございます。松田議員の質問にもお答えをいたしましたが、そのルールを簡単に御説明いたしますと、職員ごとに経験年数や年齢により、新市のルールに基づいて算出された給料月額がそれぞれ職員に定められております。その定められた算定した額ですね、定められた給料月額が実際に支給を受けている給料月額よりも上回る場合、なおかつ一定以上の差額がある職員が格差是正の対象者ということでございます。この方について、この職員について普通昇給に号級を上乘せし、合併後は10年間で調整していくというものでございます。格差是正の実施状況についてでございますが、平成18年4月1日に実施した職員は79名でございま

したが、是正対象となる職員の退職をはじめ、昇給や昇格により合併時に算出された給料月額よりも実際に受けている給料月額が上回ってきております。このため平成23年1月1日に実施いたしました職員は9名となり、年々減少しているところで、合併時の状況からすれば、格差是正は適正かつ順調に進行いたしております。このため給与格差は相当埋まってきていると認識しております。この給与格差是正につきましては、毎年の昇給日を基準にルールに基づいた計算により対象となる職員を把握しておりますので、旧市町職員を一律かつ均等に調整しているというものではございませんので、御理解をお願いいたします。

議長（竹下幸治君） 産業経済部長 植原 宏君。

〔産業経済部長 植原 宏君 登壇〕

産業経済部長（植原 宏君） 中尾議員質問の農地・水保全管理支払交付金事業についてお答えいたします。この事業は我が国の農地、農業用水路等の資源の適切な保全管理が高齢化や混住化等により困難になっていること。ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、我が国農業生産全体のあり方や環境保全を重視したものに転換していくことが求められているところでございます。地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する「農地・水環境保全向上対策」を平成19年度より実施し、現在、農地・水環境保全の共同活動に取り組む組織数は玉名10団体、岱明4団体、横島15団体、天水9団体、合わせて38団体でございます。平成23年度活動面積にしまして、全体で219.8ヘクタール、全体の事業費で9,418万3,000円の活動となっているところでございます。この事業につきましては、今年度が5年目ということで、最終年度でございまして、内容につきましては地域の環境整備、用水路、農道の補修など農業用施設の維持管理を行ってきたものでございます。また、平成23年度より営農活動支援につきまして、環境保全型農業直接支援対策としまして、独立した対策とするとともに、これまで共同活動支援の対象としてきた農地、農業用水路等の資源の日常の保全管理活動に加えまして、活動組織が行なう農地周りの水路、農道等の施設の長寿命化のための補修、更新などの活動に対しまして追加的に支援を行なう「農地・水保全管理支払交付金制度」が新設されたものでございます。現在、玉名市におきましては玉名7団体、横島2団体、天水6団体、合わせて15団体が新設されているところでございます。6月に活動組織への説明会を実施したところでございますけれども、まずこの対策に取り組むための条件としまして、現在、共同活動を実施している団体が該当いたします。また、平成24年度以降の共同活動の事業が継続されるかにつきましては、例えば補助金がなくなった場合でも今までと同様な活動を実施し、活動の記録等書類を整備し、報告することで向上活動が実施できることとなっているところでございます。説明会での質問で議員が申されましたように、事



務処理につきまして玉名市土地改良区や市にお願いできないかとの質問がございましたけども、市といたしましては国・県同様補助金を交付する方でありまして、事務処理については事業主体で行なってくださいとの説明をしてきたところでございます。今回の説明会におきまして、事前に熊本県土地改良区連合会に事務委託の件につきまして、相談を行っており、説明会の中で報告をいたしたところでございます。現在、自分たちで事務処理をされている団体、事務費を負担され、事務員さんを置かれている団体、また熊本県土地改良区連合会への事務委託をされている団体等がございます。議員御質問の玉名市土地改良区で事務はできないかということですが、各団体より事務費を負担することで委託されれば可能であるかと思っております。今後土地改良区と十分協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 18番 中尾嘉男君。

〔18番 中尾嘉男君 登壇〕

18番（中尾嘉男君） ただいま、職員給料の格差については答弁がありました。聞いておってもですね、この内容がわからんわけです。先ほども言いましたように人事課の方に行って聞いてもわからんわけです。これはなぜかという資料が提出できないからですね。まだこの件についてはですね、今後も私なりにわかりませんので、もっと勉強をしてですね、やっばいきたいと思います。

またですね、再質問といたしまして、特別昇給ですね、これは現在どのようになっているのかをお尋ねいたします。それと農地・水保全管理事業についてですけど、ただいま説明がありました。38団体が取り組み、全体事業費で9,400万円、これ大きいですね。9,400万円の玉名市の支出は4分の1だから約2,500万円ぐらい。これはやっぱり素晴らしい事業かなあとっておるわけでございます。それで内容もですね、やはりその集落全体でみんなやっていって、やっていく事業でありますけど、やはりこの事業をせんでもですね、各地区は年に何回かその装備とかいろいろあるわけです。それと農業をされている方は農業をしておる人たちが区役とかですね、いろいろしておるわけです。それにやはりこれはただ複合かなあというような感じでですね、これいいんですよ。ただし先ほども言いましたように事務処理ですね、これがなかなか厳しいわけです。それで国としても半分を50%を負担すつとだから、今財政が厳しゅうございます、国の方も。そういう形で締めつけをやってきよつとじゃないかなあと思っております。そこでやはり地域のことをですね、一番理解しておるのは土地改良だと私は思うわけですよ。そこで土地改良の理事長、市長にお尋ねいたします。先ほども申しましたように各参加団体から、事業費の一部をですね、事務費として負担して、この事業をやっていくならですね、これは玉名市においても、やはりこういった事業はやっば

推進していかなん事業じゃないかなあと思うわけなんですよ。ただ2,500万円ですよ、1億の仕事をするわけですよ。この事業だったら。そういうことですね、ぜひ市長、前向きにですね、これは取り組んでもらいたいと思います。その辺をですね、土地改良の理事長として、また市長としてですね、どのような見解があられるのかを再質問いたします。

議長（竹下幸治君） 総務部長 斉藤 誠君。

〔総務部長 斉藤 誠君 登壇〕

総務部長（斉藤 誠君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。特別昇給は現在どのようになっているのかということでございますけれども、平成18年3月までの昇給制度におきましては、普通昇給と特別昇給がそれぞれ別々にありました。しかし国の給与構造改革に準じて、平成18年4月1日から施行しております玉名市一般職の職員の給与に関する条例等により普通昇給と特別昇給を一本化した昇給制度になっておりますので、現在は特別昇給という制度はございません。また昇給につきましては、年1回、毎年1月1日としており、現行の給与に関する条例及び規則に基づき、適正に処理しておるところでございます。それから先ほど当初の質問の中で自分の給料はなかなか言えないというお話でございましたけれども、自分の給料は自分で把握しておく必要があるかと思えます。それで先ほどルールについて、経験年数あるいは年齢で算定した新市のルール、それから当時もらっていた給料月額が新市のルールよりも低い方、一定額以上の方には調整をすると言いました。そういうことでなかなか言えないと言いますけれども、実際は自分の給料がどのようになっているのか、あるいは自分自身が格差是正対象なのか、それとも済んでいるのか、今からなのかということについては、十分確認しておく必要があるかと思えます。ただ中尾議員が言われましたように、各々に算定されたルールに基づいて算定された額というのが当人にしか開示しませんので、必ず確認していただくようお願いをいたしたいと思えます。

議長（竹下幸治君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

市長（高崎哲哉君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。これは土地改良区の理事長としての見解でございますけれども、土地改良区で事務ができないかというようなお尋ねだろうと思えますけれども、先ほど部長の答弁にもございましたように、この38団体の中で、それぞれ自分たちで事務処理をされている団体もございます。そして事務費を負担されて事務員さんを雇って、そういうふうな形で処理されている団体もございますし、また熊本県の土地改良区連合会へ委託をされているところもございます。そういういろいろございまして、これが1つにまとまるというような状況であれば、非常にいいわけですがけれども、なかなかそれぞれの団体の思惑ございまして、なかなか1つ

にまとまらないというような状況でございます。今後は玉名地域において、どのような方法がいいのかということを考えながら、そしてまた、ほかの地域の事例等も考えながら、進めていければというふうに思っておりますけれども。

以上でございます。

議長（竹下幸治君） 18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

18番（中尾嘉男君） それぞれ答弁をもらいまして、ありがとうございました。また職員の格差についてはですね、それは自分の給料のことだからなかなか言えないということで、職員さんも言わんのか、自分の給料を把握しておらんのか、それはわかりません。そういうことで総務部長もおっしゃったようにですね、もうちょっと徹底をして把握しておくようにですね、これは指導もしてもらいたいと思います。

また農地・水についてはですね、やはり先ほどから言いますように、これは非常にいい事業なんですよ。それで市の方がですね、これを業務委託云々というのは市の方じゃこれはできません。土地改良の方が一番いろんな熊本県の土地改良もありますけれども、連合会もありますけども、地元の職員さんたちがおるわけです。玉名土地改良区はですね。それで隅から隅までが把握しておられます。それでただ事務所に行って机の上で話でも現地がわかるような状況でございます。そういうことでぜひですね、土地改良の方で委託がなされるよう、検討をしてもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（竹下幸治君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時01分 開議

議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

19番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

1番目、図書の実態についてお尋ねをします。まず初めに学校図書館における人的、物的整備の推進についてです。学校図書館は児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割はこれまで以上に増してきております。しかし、本年6月1日に文部科学省が公表し

た平成 22 年度学校図書館の現状に関する調査の結果を見ると、学校図書館は人的、物的両面にわたり整備において少なからず課題を抱えていることは明らかになりました。例えば、人的な面では、11 学級以下の小学校のうち司書教諭の発令を実施している学校が 2 割程度と極めて低い状態であることや学校、図書館、担当職員、いわゆる学校司書の不在の小中学校が半数以上に達するなどの問題が浮かび上がっております。一方、物的な面については小中学校等における学校図書館の目標である学校図書館、図書標準を達した小中学校の割合が平成 21 年度で 5 割程度にとどまっております。また新学習指導要項に各教科での活用が盛り込まれた新聞の配備状況についても小学校では約 6 校に 1 校、中学校では約 7 校に 1 校しか配備されていないのが実態であります。これまでも学校図書館は、その未来の役割の大きさ重要さにもかかわらず、人的、物的な面でも整備が行き届いていないため、必ずしも十分な活用をされていないことが度々指摘をされてきました。児童・生徒の読書活動を推進し、言語力の育成を図っていくためには児童・生徒が積極的に活用したくなるような学校図書館へと整備する取り組みが求められています。そこでお尋ねします。まず人的な整備で、1 番、11 学級以下での司書の配置はどうなっているのか。2 番目に新聞の配置状況はどうなっているか、お尋ねします。また学校図書館図書標準は達成されているのかどうか、これについてもお尋ねします。学校図書館の整備、図書整備の財源については新学校図書整備 5 力年計画により地方自治体に対し、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で約 1,000 億円規模の財政措置を行っていますが、実際にはあまり活用されていないようです。玉名市はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、市立図書館での本の宅配サービスについてお尋ねします。市立図書館に障がいがあるため来館が困難な方々に郵送貸出しサービスを提案をいたします。もちろん郵送料は市が負担をいたします。玉名市に住所があり身体障害者手帳の 1 級から 3 級程度の人で、先ほど言いましたけれども、来館が困難と認められた方々です。いかがお考えでしょうか。

次に、移動図書館についてお尋ねします。自動車図書館、巡回文庫とも言われ、通常の図書館施設が乏しい地域や病院、職場、学校などへブックモバイル、改装した車のことですが、ブックモバイルを用いて図書資料を運搬し、貸出しなどのサービスを行なう図書館であります。イギリスでは 19 世紀中頃に馬車による巡回図書館があったが、アメリカでは 1905 年にメリーランド州の図書館によって創設されました。日本では 1948 年、高知、鹿児島図書館によってつくられております。初期公共図書館の理念である「いつでも・だれでも・どこでも」という資料提供の理念を実現するものと注目されております。その後、図書資料の不足や不備によって利用率が低迷したが、1960 年代後半、東京都下の図書館が始めた住民本位のサービスが需要を回復、現在

では大半の図書館が巡回を行ない、所有のブックモビルは全国で669台、これは1999年ですけど、699台稼働しております。地域住民の学習意欲を背景に移動図書館の需要も高まりつつあるが、一方では予算の制約による図書資料の不足にも指摘もされております。さて、玉名市でも移動図書館が活躍しております。しかしその内容があまりよく知られておりません。そこで1番、巡回サイクル、2番、貸出状況の推移、3番、玉名中央病院での長期入院者への貸出しができないのか。また4番目にブックモビルの今後の方針などお尋ねいたします。

次に、セカンドブック事業についてお尋ねします。玉名市では行なわれておりますブックスタートは新生児に絵本を1冊プレゼントする事業であります。そして2番目、いわゆるセカンド事業であります、これは小学校に入学する新1年生に推薦リストの中から1冊好きな本を贈ることです。今、新聞やテレビでも取り上げられて先進的な教育施策として注目を浴びております。本を読むことは豊かな心を育み、学力にもいい影響を与えます。昨年の全国学力調査によると、読書の好きな児童・生徒は嫌いな子供より小中学校ともに国語も算数も正答率は高かったそうです。世界的な歴史家トインビー博士は幼いときにお母さんがイギリス史を少しずつ話してもらったそうです。中学の故事に読書尚友という言葉があります。書を読み、昔の賢人とともにするという意味だそうです。読み継がれてきた世界の文学作品は人類の叡智が詰まっています。小学校1年生は学ぶ出発点です。本に触れ合うことの大切さを教えるいいチャンスでもあります。1冊の本からたくさんを学びます。小学校に入学するすべての1年生に本を1冊贈り、楽しい本の世界との出会い、読書に親しんでもらうきっかけになる、セカンドブック事業に取り組んでいただきたいと思っておりますけど、いかがお考えでしょうか。これは子育て支援にもつながると思っております。

以上、答弁をお願いします。

議長（竹下幸治君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） まず青木議員の図書の充実について、関連して質問にお答えいたします。司書教諭の配置についてですけれども、学校図書館法の規定によって12学級以上の学校においては司書教諭を配置するように規定してありまして、玉名市では玉名町小学校、築山小学校、横島小学校、玉名中学校、岱明中学校の12学級以上からなる学校においては、熊本県教育委員会の人事異動により司書教諭の免許状を有する教諭が配置されております。司書教諭の免許を有する教諭は学校図書館教育にのみ充実する職種というのではなくて、司書教諭の免許を持たない教諭と同様に学級担任を受け持ったり、生徒の指導を行ったりして児童・生徒の学習指導にも同時に当たっております。お尋ねの11学級以下の学校における司書教諭の配置についてですけれども、法律

上は必ずしも司書教諭を配置する必要はありませんけれども、現在5校に1人から2人、司書教諭の免許を有する教職員が勤務できるように配置しております。次に、学校図書館の担当職員の配置でございますが、玉名市の小中学校におきましては、平成19年度から学校の教職員と連携して、学校図書館教育の充実に取り組む図書室補助員を配置しております。図書室補助員制度は、現在規模が大きい小学校9校に1名、それから小規模の学校に2校に1名ずつ、合計18名の職員を配置しているところでございますが、業務等につきましては、先ほど午前中に申し上げましたのと重なりますので、ここでは時間の都合もありまして一応省略させていただいて、もし再質問あればお答えさせていただきたいというふうに思います。充足率はこれも先ほど申し上げましたが、充足率だけはこれは整理したり廃棄する状況にある本との関係が非常に強くありまして、一概に充足率が学校図書の充実度を表しているというのは限らないという面も先ほども答弁いたしましたとおりでございます。しかし、経常予算が年間1,000万円配分をいたしておりますし、今年度から来年度にかけて国の交付金あるいは寄贈図書で、合計恐らく概算として4,500万円ほどを投入いたしましたので、かなりの充実するものと確信をいたしております。

次に、学校における新聞の活用状況でございますが、各小中学校においては、これまでも新聞を活用して、各教科等において指導を行なっております。新学習指導要領において、新聞を活用して学習指導する事項が明確に位置づけられました。玉名市の小中学校におきましても各教科で効果的に新聞を活用して、各教科の目標を達成する学習指導の取り組みも行なっております。例えば、小学校5年生の国語の指導においては、新聞の編集の仕方や記事の書き方に注目して、読者にとってわかりやすく効果的な書き方を考える学習、中学3年生の社会科の公民分野におきましては、新聞の時事問題記事を取り上げ、授業に生かす学習等を行なっております。各学校において新聞が購入され、教師や児童・生徒が授業に活用しやすいように配置しております。

次に、文部科学省の新学校図書館図書整備5カ年計画に関する玉名市の取り組みですけれども、玉名市への財政処置というのも十分活用して、平成19年度から23年の5カ年間に於ける事業、これも本年度も玉名市へ地方交付税として参入されておりますので、この国からの財政処置を受けて本年度も小学校に対して約600万円、中学校に対して約400万円の予算措置がされております。これらの予算措置等により玉名市の小中学校の図書館教育の充実は図れ、またさらにこれからも十分図れるように努力していきたいと存じます。

次に、図書館での本の宅配サービスということでお答えしたいと思います。玉名市図書館は障がい者用の資料として障がい者の種別程度に応じて点字資料、声の広報カセット、朗読カセットCDを収集して、障がいのある方々へのサービスを行なってお

ります。また図書館利用の困難な方にはヘルパーが代理で来館して、本人のカードにて図書の貸出しを行なうという方法もっております。図書館の施設整備につきましても利用者の年齢層や身体的障がいの有無などに配慮して、安全で快適な利用環境を確保するように努めているところであります。御質問の障がい者への図書の無料宅配サービスの実施についてでございますが、予算や職員体制などの課題も抱えております。障がい者の対象となる基準あるいは状況などを慎重に考え、この御意見に御提案につきましては、十分検討する価値があると考えておりますので、今後とも取り組めるように努力してまいりたいと存じます。

次に、移動図書館の「たまきな号」の利用状況と今後についてですが、移動図書館が開始されましたのが、昭和46年12月にライトバンを購入して始めました。そして昭和55年10月、昭和56年4月ということで移動図書館、今後は市民図書館がオープンして九州一の貸出率の成果を上げているところであります。当時の移動図書館は市内の公民館など約30カ所、2週間に1回循環しておりましたが、仕事を持つ人が増えて少子化も進んで、子供たちは習い事などで時間を取られ、貸出冊数が減少したために子供の読書活動の推進を平成5年の9月から特に幼稚園、保育園、小学校への巡回も開始して、現在に至っております。現在、年度初めにちょっと希望調査を行ないまして、小学校が8校から9校、隔年で巡回し、保育園、幼稚園につきましては巡回計画を作成して15園を順番に巡回しております。移動図書館の平成22年度の蔵書冊数ですけども、5,084冊で貸出冊数は2万7,118冊、利用者数が1万7,460人となっております。これは大体毎年こういう推移をしているところであります。平成22年度には移動図書館車の老朽化に伴って新しく車両を買い替えました。少し小回りが利くようになりまして、これで運行計画を進めたために少し小さな地域にも入り込めるようになって、より利用しやすいように配慮したつもりでございます。玉名中央病院の長期入院者への移動図書の貸出しにつきましては、蔵書冊数や職員体制の人数の問題から早急に実施することは難しいことでございますが、1カ月間100冊利用できる団体貸出しや除籍図書の贈与などを通して図書館を利用していただけるように努力してまいりたいと存じます。今後、移動図書館の活動として特に保育園、幼稚園、これを全園に巡回したり、子供たちに読書週間を身につけさせるということで、家庭で市の図書館を利用していただくきっかけになればと考えております。図書館から遠く離れた方々にもサービスが行き届くように、今後も十分検討してまいりたいというふうに思います。

次に、4番目にセカンドブックの事業についての御質問でございます。これは小学校入学時に図書をプレゼントするというセカンドブック事業、これがどうであるかという御提案でございますけれども、玉名市教育委員会としましては、家庭と連携して児童・生徒が図書に親しみ、読書の習慣を身につけ、豊かな心と確かな学力を育ていく

ことができるために、学校における図書館教育の充実に取り組んでおります。小学校入学時に玉名市より図書を1冊プレゼントするというのも確かに充実の要因の1つとして受け取っておりますけれども、現時点では各小中学校の図書室の蔵書の充実を図って、そして、さらに児童・生徒に魅力的な図書室、読書環境づくりに取り組んで、児童・生徒の読書意欲の向上と読書活動の推進に取り組みたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（竹下幸治君） 19番 青木 壽君。

[ 19番 青木 壽君 登壇 ]

19番（青木 壽君） 図書館についての質問でありました。あの特に障がい者の方々への宅配サービス、どうか御検討をよろしくお願いたします。静岡県の三島市というところは高齢者も含めて宅配サービスを今、行なっております。私は聞いたところ介護保険の3から5の程度の人にも行なってます。これは職員がその方々のお宅に本を配達する、そして返却もする、大変人のいない中ですけど、そういう手法でやっている三島市というところもあります。これはまたひとつに安否確認を兼ねてもあります。形はどうあれ、どうか御検討のほどよろしくお願をいたします。

次、移ります。環境問題についてお尋ねをいたします。使用済みインクカートリッジ回収事業でございます。家庭用インクジェットプリンターで使用されたインクカートリッジは、国内で約2億個が消費されていると言われております。しかし、有価物にもかかわらず回収率は約10%以下と伺っております。ある調査によると2009年度で130万個回収されて、環境への貢献としてCO2二酸化炭素が52トン削減されたそうです。ゴミの減量化とリサイクルの推進にも効果があります。そこで市民の皆さんにも理解をいただき、回収箱を玉名総合支所、岱明総合支所、横島総合支所、天水総合支所に置いて行なう回収事業はとありますが、いかがお考えでしょうか。

3番目、空き家再生等推進利用について、お尋ねをいたします。近年、全国的に空き家が増加しております。防災、防犯上の観点から問題にもなっております。総務省、家庭土地統計調査によれば、空き家の数は2008年に全国で757万戸となり、この20年で約2倍、空き家率で見れば住宅全体の13%にもなっております。過疎化や住宅需要の偏在など地域事情はさまざまですが、空き家増加の要因の1つは長年総住宅数が総世帯数を上回る状況が続いてきたことが上げられます。今後、本格的な少子高齢・人口減少時代に入る我が国においては、一層空き家率が高くなることが予想されております。そんな中、空き家対策を実施する自治体も増えつつあります。現在、地方公共団体や民間事業所などが空き家を宿泊施設や地域コミュニティースペースに作り替えて再利用する場合や防犯上危険な廃屋を撤去する場合などに、国や地方公共団体が費用を補助する空き家再生等推進事業が活用されております。この事業は、地域住宅交付金の基幹



事業に位置づけられており、国庫負担金の割合は2分の1で、地方公共団体が補助する場合には、民間事業にも補助金補助の対象になります。さらに用地の取得費は除かれませんが、空き家住宅の取得費や所有者を特定するための経費も補助の対象となりました。また、1戸1棟から補助の対象となり、活用事業タイプの場合は空き家住宅だけでなく、廃校舎や店舗など空き家建築物にも対象になります。それぞれの地域に合わせ空き家を再利用することにより地域の活性化や地域コミュニティの維持、再生、治安、防災対策の効果が期待できます。実際、この事業は平成20年度から22年度において、活性化事業タイプで34市町村で実施、除去事業タイプで592戸の実績があります。玉名市においては、1番、空き家再生等推進事業の現状と課題。2番目、活性事業タイプや除去事業タイプの実績。3番、空き家を地域コミュニティスペースなどに転換した事例はないのか、お尋ねをいたします。

議長（竹下幸治君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

市民生活部長（辛嶋啓司君） 青木議員の使用済みインクカートリッジ回収事業についてお答えいたします。使用済みのインクカートリッジは再生が可能であり、プリンターメーカー6社、郵便局の一部、自治体の一部、及びインクカートリッジリサイクル業者により回収する取り組みが行なわれているところであります。自治体におきましても全国800カ所以上で回収箱が設置されており、九州内では福岡県北九州市各区役所、大分県庁、宮崎県木城町役場等で回収箱が設置されているところでございます。また玉名市内では、ベスト電器玉名店及び玉名、高道、天水郵便局の計4カ所に回収箱が設置されております。ベスト電器玉名店の回収本数は業者が回収しているので、正確な数値は判断できないとのことですが、1年間で万単位の回収がなされているとの回答でございました。また郵便局におきましては、こちらも正確な数値は把握されていないようですが、玉名郵便局で年間800本程度、高道郵便局で年間数十本程度、天水郵便局で年間300本程度の回収量があるとのことでした。この使用済みインクカートリッジは有価物として取引されている現状もありまして、委託回収費用をかけずに回収は可能と考えておりますので、株式会社玉名リサイクルプラザと協議いたしまして、市役所本庁及び各総合支所に回収箱を設置し、回収を行なう方向で検討いたしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（竹下幸治君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

企画経営部長（田中 等君） 青木議員の空き家再生等推進事業について、お答えいたします。空き家問題に関しましては、人口が減少する一方で核家族化の進展などで、

世帯数が増加したことや、住宅の買い手の中心層である20から40代の所得が伸びないことなど、社会構造の変化に伴い、全国的な社会問題となっております。このことにつきましては、先ほど議員も質問の中で触れられたとおり統計調査におきましても、全国で総住宅数5,759万戸のうち空き家が756万戸、13.1%という空き家の割合が出ております。いずれも過去最高となりまして、深刻な問題であるということを示しております。一方、玉名市における住宅土地統計調査の結果におきましては、総住宅数2万7,000戸のうち、空き家が3,450戸、総住宅数に占める空き家の割合が12.8%、8軒に1軒が空き家という状況でございます。空き家につきましては放置すれば景観を損ない、倒壊等で地域住民の安全を脅かすなど住環境の悪化をもたらすことから、今後も空き家の増加傾向が続いていく場合には、行政が何らかの対策を施すことも必要になるものと考えております。さて議員御質問の空き家再生等推進事業は、国土交通省が所管する小規模住宅地区等改良事業制度の中に設けられており、不良住宅、空き家住宅、または建築物の集積が居住環境を阻害し、地域活性化を阻害する一因となっていることから、不良住宅または空き家住宅の除去、空き家住宅または空き建築物の活用、そして不良住宅または空き家住宅の所有者の特定に関する事業を行なう市町村に対し、当該事業費の最大2分の1を補助するものであります。本市において、これまで空き家再生等推進事業を活用した事例はございませんが、全国での空き家除去事業の事例では、老朽化した空き家住宅を除去し、憩いの広場にしたり、すれ違いスペースを確保したりされております。また空き家活用事業では、古い民家を宿泊施設として改修したり、空き家をイベントができる施設や体験交流施設として改修したりしている事例もございます。この空き家再生等推進事業では、例えば、空き家を地域のコミュニティー施設に改修するほか、廃校や空き庁舎などを交流施設等に改修して活用することも可能となっていることでもありますので、今後この事業に適合する事案が生じた場合には、積極的に活用してまいりたいと考えております。

議長（竹下幸治君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

19番（青木 壽君） 使用済みのインクカートリッジの回収事業できるようになりました。これはインクのカートリッジというのは、私が聞くとところによると1個50円だそうです。よっぽどペットボトル集めるよりか場所を取らずに大変収益が上がるそうでございます。あと空き家対策についても、国の空き家率13.1%とまた玉名市も12.8%と符合しております。これから空き家は減ることはありません。増えます。どうかこういう事業を横断的にいろいろと活用して対策を積極的にお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（竹下幸治君） 以上で、青木壽君の質問は終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時38分 散会

第 3 号

9月9日(金)

## 平成23年第4回玉名市議会定例会会議録(第3号)

### 議事日程(第3号)

平成23年9月9日(金曜日)午前10時01分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 8番 福島議員
- 2 24番 吉田議員
- 3 11番 前田議員
- 4 9番 永野議員
- 5 21番 田畑議員

散会宣告

+++++

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 8番 福島議員
  - 1 農地・水・環境保全向上対策事業について
    - (1) 玉名におけるその成果は
    - (2) 継続はあるのか
  - 2 市民会館建設計画の疑問点について
    - (1) 市長のマニフェストにも新市建設計画にもない市民会館建設がなぜ今出てきたのか
- 2 24番 吉田議員
  - 1 安全で安心して暮らせる社会
    - (1) 防災教育と学校の備蓄施設について
      - ア みずから考える力を重視する教育について
      - イ 避難場所としての機能について
      - ウ 郷土史から学ぶことについて
    - (2) 防災の日について
    - (3) 旧玉名市の防災無線の見直しについて
- 3 11番 前田議員
  - 1 玉名市第5期介護保険事業計画について
    - (1) 第5期計画における市の課題及び到達目標は何か
    - (2) 介護従事者処遇改善の取り組みはどうか
    - (3) 特別養護老人ホームへは希望通り入所できているか。待機者はいないか

(4) 介護保険料引き下げについての見通しはどうか

2 年金天引きについて

(1) 年金天引きによる過誤納の現状とその対応はどうしているか。過誤納が発生する原因は何があるのか

(2) 年金天引きは市民の役に立っているのか。年金天引きの利点について執行部の見解を聞きたい

(3) 過誤納が発生した時点で、改善の対策はどんなされているか

3 非正規職員について

(1) 平成20年8月26日に人事院が示した「非常勤職員の給与決定に関する指針」についての対応はどんなされているか

(2) 保育士、調理師、学芸員などの専門的職種をどう認識して、評価しているのか、市長の見解を聞きたい

(3) 非正規職員は通勤手当も無い、何年勤務しても賃金は同じという実態について市長の見解を聞きたい。非正規職員への通勤手当の支給、勤務年数に応じた賃金の引き上げなど、労働条件の改善をするべきだと思うが、見解はどうか

4 9番 永野 議員

1 教育行政について

(1) 学校規模適正化審議会の進捗状況について

(2) 玉名市の小中一貫教育等、改革の取り組みについて

(3) 「音楽の都 玉名」づくりのその後について

2 新玉名駅前駐車場の対策について

3 新幹線新玉名駅実現に対する元市長松本虎之助氏への顕彰について

5 21番 田畑 議員

1 桃田運動施設の使用目的について

2 菊池川左岸地区の下水処理について

3 災害後の対応について

散会 宣告

+++++

出席議員(24名)

1番 藏原隆浩君

2番 福田友明君

3番 内田靖信君

4番 江田計司君

5番 北本節代さん

6番 横手良弘君

7番 近松恵美子さん

8番 福島譲治君

9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
24番	吉田喜徳君	25番	松田憲明君

+++++

欠席議員（1名）

23番 竹下幸治君

+++++

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	斉藤誠君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	辛嶋政弘君
産業経済部長	植原宏君	建設部長	蓑田穂積君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂西恵二君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森本生介君
企業局長	竹原憲司君	教育委員長	大谷壽君
教育長	森義臣君	教育次長	立川隆則君
監査委員	有働利昭君		

午前10時01分 開議

\*\*\*\*\*

副議長（多田隈保宏君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

副議長（多田隈保宏君） 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

8番 福嶋譲治君。

[ 8番 福嶋譲治君 登壇 ]

8番（福嶋譲治君） 皆さん、おはようございます。8番、蒼風会の福嶋譲治です。2日目の朝一が当たりまして、立ちましたけれどもきょう、違う声と違う顔の人が後ろに座ってらして、非常に質問もうまくいくのかなあと戸惑っております。何か議長が体調不良らしくて、副議長の進行でお願いいたします。今回、農地・水環境保全向上対策事業についてと市民会館建設計画の疑問点についてという2つほど上げております。質問に入ります前に非常に最近の災害、震災から台風による紀伊半島の大雨、今までになかったような非常に災害が大きいような気がしまして、何か地球の変化があるのかなあというふうに感じますし、今年はセミの声を本当に早くから聞きませんでした。最後までセミの声なかなか少なかったように思います。これも温暖化の影響かなあと思います。私も農業をやっておりまして、ミカン栽培やっております、害虫の出方当たりもちょっと今までと違うのかなあという感じがしております。そういうことを思いながら質問に入らせていただきます。

1番目に農地・水環境保全向上対策事業についてという質問を出しておりますが、きの中尾議員より違った方面よりの質問がありまして、非常に詳しく聞かれた中で、私も勉強になりました。民主党政治になって非常に内容が丸々変わったというわけではありませんけども、農地・水環境保全向上対策事業という名前から、農地・水環境何とかでしたっけ、名前も変わっているようです。この農地・水環境保全向上対策事業が開始されてから5年目となり、本年が最終年度となっております。私もこの農地・水環境保全向上対策事業の中に入って組み込まれているわけですがけれども、水田地域と畑作地域、畑地域では補助金の額が違まして、それはそれとしまして玉名市において取り組んだ地域の成果はどうなっているのか、またこの事業の継続はあるのか、あるとしたら継続を希望する地域の面積の変更は可能なのか、取り組んでいない地区への対応は何かなされていたのか、これを質問しまして、次の質問は毛色が違いますので答弁をいただ



きましてから、次の質問をしたいと思います。

副議長（多田隈保宏君） 産業経済部長 植原 宏君。

[ 産業経済部長 植原 宏君 登壇 ]

産業経済部長（植原 宏君） おはようございます。福嶋議員の農地・水環境保全向上対策事業についてにお答えいたします。農地、農業用水等の資源は過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして適切な保全管理が困難となってきました。個々の農家での対応困難なそれらの保全管理につきまして、地域共同の取り組みを進めていく事業で、現在共同活動に取り組む組織数は38の団体が活動しております。この事業につきましては、今年度が5年目ということで最終年度となっております。活動内容につきましては、地域の環境整備、用水路、農道の補修など農業用施設の維持管理を行なってまいりました。また平成23年度より新たな取り組みとしまして農業用排水路等の老朽化が進む中、さらに地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修等を効率的に行なう必要があるということで向上対策が新設されたということでございます。これも5年間ということで内容につきましては、既設の土水路への敷設換え、農道舗装・補修ですが、新設及び道路改良はできないこととなっております。共同活動につきましては、5年目を迎えるわけですが、各地域の農村環境の整備、用排水路、農道等、農業用施設の全般につきまして保全管理ができているものというところでございます。今まで実施されてきました各地域の区役が農家による作業でしたが、この事業は、農家、各種団体、子ども会など地域全体が一緒になりまして、農村環境保全のための花壇づくり、農業用施設への保全管理に取り組むなど、地域の連携や意識の高揚が図られており、一番の成果だったと感じているところでございます。

次に、継続はあるのかについてお答えします。平成24年度以降の共同活動事業が継続されるかにつきましては、現時点では政府の予算面など判断しづらい状況にありますが、継続で実施される場合はまた5年間ということで新たに申請し、取り組む必要があります。また新規の参入、面積の変更等も可能でございます。またこの事業に取り組んでいない地域についてはどうなっているのかということですが、市単独あるいは土地改良区事業、7・3事業などで対応しているところでございます。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 8番 福嶋讓治君。

[ 8番 福嶋讓治君 登壇 ]

8番（福嶋讓治君） 答弁いただきました。きのう中尾議員からもありましたように、この事業は農村地域におきまして非常に有益な事業じゃなかったかなあと感じております。農業者だけでなく、その地域に住む農業者以外の方、老人会、子ども会等と一緒にあって地域を守ってつくっていくという意味ですばらしい制度じゃなかったかなあ

と思いますが、ちょっと制度が変わってきのうの答弁にもありましたが、38団体から少し減ったという15団体だったですかね。作業といいますか、作業よりも手続きやら事務処理に非常にむずかしい問題がありまして、次に継続される場合には煩雑な事務処理をなるべく簡素化されて、気持ちよく簡単にといいですか、参加しやすい状態に行政の方も手伝っていただければなあと思います。

次に、市民会館建設計画の疑問点についてということで質問いたします。高寄市長は庁舎建設費の大幅削減を第1の争点に上げられ、市長選を勝ち抜かれました。その市長選でマニフェストにかけらも出てこなかった市民会館の改築計画がここにきて、なぜ突然出てきたのか。この建設計画は、合併協議での新市建設計画にもないものであります。旧1市3町の合併協議でつくられた新市建設計画は、玉名市の合併後10年の行政運営の重要な約束事でありまして、これは非常に重いものであり、簡単に無視して変更できるものとは思えません。今回、5回にわたって行なわれました市民会館建設検討委員会は、まず建設の是非を問うというよりも移転改築、新築を前提として話し合われております。高寄市長の発言ももう改築を前提としたような発言がなされたと思っております。そういう中で検討委員会のメンバーの皆さんはそれぞれ非常に優秀な方、素晴らしい方を選任されてあると思いますけれども、本来は前玉名市から各地の地域協議会からも参加すべきではなかったか、そういう中での検討が必要でなかったかと私は考えます。岱明公民館建設、横島体育館建設、また天水の枡方・受免排水対策事業をはじめ、これから合併特例期間にやるべき事業はかなりあるものと思われまます。新市建設計画に計上をされながら見通しがついていない現状の中、これらの事業をどうするのか示されて計画的に実施することが優先されるべきではないでしょうか。また平成22年度の補正で市民会館改修工事費として、920万円が計上されております。繰り越して平成23年度に実施される、使われるというようになっておりますけれども、建設計画があるのなら計上は必要ないのではないかと考えます。

次に、市民会館建設を推進するとするならば、市長は検討委員会の答申を非常に重要視される、参考にされると思いますけれども、この答申には大ホール、小ホール、オーケストラピットなどかなりの施設が内容が豊富に希望されているように聞きました。だとするならば、かなりの規模、かなりの金額になるのではないのでしょうか。市長はどれくらいの金額、予算を大体のところで見込んでおられるのか。お示してください。この質問の冒頭にも言いましたように高寄市長は新庁舎建設の事業費があまりにも大きすぎるとして当時、私は30億円の削減をと言われたと記憶しておりますが、この建設費削減を図り厳しい財政に取り組むという方針で市長に当選されました。新庁舎に関しましては一応の決着を見て、1年ほどの時間的ロスがあったものの計画は進んでおりまして、しかしもっとスピードを持って実行され、この新庁舎建設をまずきちっと仕上げる

のが先ではないかと考えております。このことを含めまして、また市長が財政のことを削減のことを言われますけども、このことを含めまして今回市長が消防本部庁舎を負担金が少ないようにこの市役所跡地にという提案をなされようとしております。このように非常に財政問題を厳しく問われる市長の政治姿勢、方針とはここで市民会館を、多額の金額の予算が必要な市民会館を建設するというのは整合性がなく、矛盾すると思えません。市民会館の建設を推進すれば、旧3町で計画されていた事業への影響が懸念され、これらの事業に対する対応、方針を明確にして、その上で財政的な懸念も払拭されることが先決だと考えております。市民会館建設につきましては、白紙に戻して、また最初から検討されたい。

以上、答弁をいただきましてから再質問いたします。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の市長のマニフェストに新市建設計画にもない市民会館建設がなぜ今出てきたかということお答えをいたします。まず私のマニフェストである「チェンジ玉名」ですが、芸術文化都市の構築の中で全面改修か建て替えかの議論を得て整備を推進すると掲げております。また合併時の新市建設計画には記載されておられませんでしたが、平成19年度に策定した総合計画では、主要施策「音楽の都 玉名づくり」の中で、文化ホールの整備と検討ということを位置づけております。ではなぜ今なのかということですが、議員御承知のとおり、市民会館は建設後44年が経過いたしているため、全面改修か建て替えかの判断が急がれるところであります。仮に建て替えとなった場合は、その事業費がかなりの金額となることが予想されるため、平成27年度が適用期限の合併特例債を活用しないと市の財政に大きな影響を及ぼすことが見込まれるからであります。

次に、市民会館建設検討委員会は建て替え前提を議論されているのはおかしいのではないかとということですが、検討委員会では改修か建て替えについて専門的な意見を踏まえ、協議が行なわれる。結果として改修では求められる規模、機能や安全性等を確保するために多大な費用が必要となることが予想されるとの専門的な委員の意見から建て替えの方向で意見が集約をされました。

次に、建設検討委員会のメンバーに地域協議会の委員を入れるべきではないかということですが、決して地域協議会の意見をないがしろにしているわけではございません。確かに建設検討委員会は建築の専門家、まちづくり、文化協会など、専門的な視点からと利用される方からの意見を期待して、このような構成になっております。玉名・岱明・横島・天水の各地域協議会からの意見はそれぞれの協議会に出向き、市民会館整備についての説明を行なったあと、各委員から文書で意見をいただいております。

次に、市民会館を整備することによって、ほかの計画に影響が出るのではないかと  
いうことでございますが、各事業の優先度によって整備を行ない、ほかに影響が出ない  
よう進めるべきだと思っております。

最後に、今回の整備計画がある中での平成22年度の修繕費920万円につきましては、  
住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、劣化のため落下の危険がある  
映写幕の交換やホール舞台のバトンのロープが摩耗していることによる取り替えて、必  
要な経費で緊急性を要するものでございます。また市民会館の建設費等々につきまして  
質問がございましたけども、ただいま建設検討委員会から建議を受けた中で、そのあと  
検討をしている段階でございます。金額等々についてはまだまだ今の状況では検討の  
段階ということでございます。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 8番 福嶋譲治君。

〔8番 福嶋譲治君 登壇〕

8番（福嶋譲治君） 市長より答弁いただきまして、920万円については緊急性を  
要するというので、その辺のこともわかりますし、市民会館が非常に古くなって建て  
替えの時期が来ているんだというのわかります。なぜこういう44年も経って建て替  
えの時期が来るのはわかっているのに、なぜ旧玉名市の中でそういう議論がなされな  
かったのか、準備がされなかったのか。実は合併前の新市基金残高一覧表というのをい  
ただきまして見ました。そういう中で皆さんも見られれば良いと思うんですけど。旧町は  
岱明・横島・天水なんですけど、市有地整備基金というのはちゃんと自分たちが何かを  
建てようとするときにやろうとするときに、準備がしてあります。4,121万8,00  
0円、旧岱明町。旧横島町は7億6,878万6,000円。旧天水町は5億7,614  
万6,326円。こういうふうに準備がしてあります。玉名市はゼロです。人材育成基  
金などもゼロ。土地開発基金もゼロ。全体で旧玉名市が22億2,974万1,883  
円。旧岱明町が14億8,658万3,303円。旧横島町が15億7,863万396  
円。旧天水町が17億1,659万4,436円。人口と町の大きさの割りには、非常に  
玉名市の比率は引く。横島町などは横島役場庁舎を建てるためにずっと準備されてき  
た。それぞれ旧町は準備をしてあるんですね。そのほかにこれを全部読み上げるわけ  
にはいきませんが、旧玉名市の場合は退職手当金というのを積み立ててあったらし  
いんですけど、それもほとんどゼロになっている。あとの旧町は市町村共済でちゃんと  
準備がなされていた。合併がなければもう玉名市の職員さんは退職金も手にできない  
というような状態に陥っていたわけです。そういう中でし尿処理場の改修も決定されて進  
められておりますけれども、これもこの新市計画には建設計画にはなかったものです。  
ただこのことはライフラインで非常に地域の住民の方、市民の本当に生活に直結するこ

とでありますので、なくてもやらなければいけなかった。やられたのはしょうがないかなあとと思いますけれども。単独でいった場合には全然やろうにもやれなかったことを合併したことによって、どんどん真ん中のことだけやって今おられるような気がします。旧町の町民はもう市民です。旧町の町民は市役所の新庁舎の建設、新玉名駅の開通、それにかかる費用、それはもうしょうがないからそれを精一杯待っていたんですよ。そのあとは自分たちの順番が来るんだと、自分たちの方にも日の目が当たるんだと。ところがこうやって次から次へと旧市の問題点だった市民会館、し尿処理の問題、それも額がとてつもなく大きい問題がどんどん出てくれば、いつ旧町に順番は回ってくるんですか。合併して町が市が大きくなるには、全体的なバランスよい発展が一番大事じゃないかと思っております。その辺の考え方を再度再質問いたしまして、私の質問を終わります。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の再質問にお答えいたします。市の発展につきましては合併した当初から合併の前から計画をしていた分についてもそれぞれ検討しながら、やりながら、そしてあくまでも新しい市ができるということであって、市ができた以上は基本計画あるいは実施計画等々に沿いながら市は進めていくということでございますので、それぞれの地域においてバランスよくやるというのは当然のことながら、やっているというような状況でございます。この今回の市民会館建設につきましても、将来のことを考えながら今検討しているというような状況でございます。我々の後世に残す中でやはり負の遺産等とか、またいろんな設備等々につきましてもやはり将来に向けて考えていかなければならない大きな問題じゃないかなあとこのように思っております。これからはこういう基本計画、実施計画あるいはマニフェストにも載せておりました分につきましても順次緊急性、そしてまた計画性をもとに進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

続きまして、24番 吉田喜徳君。

〔24番 吉田喜徳君 登壇〕

24番（吉田喜徳君） 大変僭越でありますけれども、本題に入る前に私の思いを1、2語らせていただきたいと思っております。総務部長、今回、前回からだったでしょうか、課長さん方が隣のお部屋にあるいは第2会議室に待機しておられた、今度は見られないようですが、そうですか。私もそういうふうに思っておりました。やはり今いろんな機械が発達して、何も市民サービスに影響する課長さんたちの指揮がその課で鈍る時間帯が3日間も続く、2日間も続くということはどうかなあとこのように思うと、それはよろしか

ったんじゃないでしょうか。次に部長さん方の答弁でありますけれども、これは私の思いですから御無礼の段はお許しいただきたいと思うんですけど、各課が部長の下にありまして、大変錯綜している問題もまた多岐にわたっての非常に答弁に対してですね、御苦労なさっていることは確かです。しかし課長さん以下、夜中までとはいいませんけれども、11時近くか12時頃、書いておられる方もおられるんじゃないかなあと。その思いで一生懸命朗読、いわゆる棒読みされているのか、棒読みと言ったら御無礼かもしれませんが。しかしその中で1つだけは自分の分野の専門的な造詣の深い質問の内容があるんじゃないかと。これはですね、やっぱり議員のお顔を見ながらそして質問者にですね、自分の考えとその書いておられることをとうとうと言われる。市長が最後に答弁なさるときは全然見ておられません。また市長は思い起こしますと、一区一輝運動のときは何も多分見られないで一生懸命言っておられた。そういうふうにして島津市長もそうございました。そういうようなことですね、そういうような答弁になっていけばいいんじゃないかなあと、このように思いました。駄弁を奮いまして申し訳ありません。一言申し上げました。

安全で安心して暮らせる社会、防災教育と学校の備蓄施設等についてお尋ねをしたいと思います。震災後変わる防災教育、昨日も出ましたけれども、あれからちょうど11日ですからあとわずかで6カ月。半年になりましたが、復旧復興が徐々に進んではいるものの、本格的にはいよいよこれからだという感じです。新政権下で第三次補正予算も本格的に国難というべきときに当たって与野党一致協力し、その編成が進んでいくもようと私は期待しております。さて、前回の6月議会では防災そして避難、節電、備蓄、新エネルギー、あるいはハザードマップの見直しなどのいわゆる大震災に係る質問が集中いたしました。総務部長、前回より3カ月150日を経たこの6月議会からですね、この9月議会に対して、その6月議会で答弁したことですね。あるいは議員の提言等ですね、そういうことに対して御検討はなさっているんじゃないかと思いますが、私はその検討しましたかというあえてそのことについては答弁をきょうは求めておりませんのでよろしいんじゃないかと思いますが、喫緊の重要課題として真摯に取り組んで、今後もいってほしいと思います。熊日新聞の社説でしたか、9月7日に台風12号被害について、地域の防災、もう1度点検をと大字で、見出しで書いて報道されております。台風に限らず、近年の豪雨は以前にも増して雨量が多い、これはもう紀伊半島地域で事実が証明しております。今回、大きな被害が出た地域で自治体から避難指示が発令されなかったケースもあったと書いてあります。災害対策基本法では勧告や避難指示、自治体の長の市長のですね、判断で出されることになっているそうですが、具体的な基準の策定にはまだ至っていない自治体がほとんどだと。行政の判断ミスでとんでもない被害が拡大につながるケースもあったと記してあります。点検と見直し、熊本

県も東日本大震災の大津波や原発事故を受け、現地地域防災計画の抜本的見直しを進めている。減災ですね、災害を減らす。こういうことに真剣に取り組んで、県もやっておられるようであります。また教育新聞によりますと文部科学省は、公立学校施設設備の整備について5年に一度の見直しを行ない、このほど基本方針と基本計画を改正したと。教育長、こういうふうに事実であります報道されております。さて今回はまず防災教育についてお尋ねいたします。防災教育の一環として前回は1つだけ岩手県宮古市立鎌ヶ崎小学校のカルタ教育について1つだけ取り上げました。カルタによる防災教育や避難訓練を取り上げましたが、この度朝日新聞社がつい最近、多分2日に報道されておりますので、アンケートの発表は8月30日か1日じゃなかったかと思います。47都道府県と19政令指定都市の教育委員会を対象に実施したアンケート等を中心に防災教育についてそれを基にお尋ねしていきたいと思っております。東日本大震災では多くの子どもや先生も亡くなりました。この大震災をきっかけに約9割が学校の危機管理マニュアルや防災教育の見直しに取り組んでいることがわかりました。想定する災害に津波を加えたり、子どもたちに自ら判断する力を養うことなど、大震災の教訓を引き出そうという試みが広がっているとアンケートは示しています。1つ、自ら考える力を重視する教育について、放課後や休日など子どもたちは学校以外で過ごす時間が長いのでこのため学校での避難訓練やマニュアルでは限界があるという考えが広がっているんですが、この点玉名市ではどうしたらいいと考えますか。これはとっさの判断、瞬時の機転、その力を育成するということではないかと思っております。2番、学校での物資備蓄避難場所としての機能について、アンケート結果を見ると大半の自治体が小中学校の9割以上を地域の避難所に指定。玉名市もそうですよね。やはり学校はその地域のシンボルでもあり、また身近な存在で使いやすさからと思うし、またそう位置づけています。一方住民が避難してきた際に必要な物資の備蓄状況は進んでいない。玉名市もこれから考えなければならぬテーマの大きな1つではないでしょうか。一例を挙げますと横浜市は学校に防災用倉庫を備え、水はもちろんクラッカーや缶詰等の食料、毛布、発電機等配備しているとのことであります。本市の小中学校での備蓄についてのお考えをお聞きしたい。防災はもちろん地震や津波ばかりではありませんが、風水害についての防災教育も子どもの頃から大切とアンケートは提言しています。土砂崩れ、河川の氾濫、洪水、この点では昭和時代も何度か悪夢の経験があります。この点の郷土の歴史教育も必要かと思いません。郷土史から学ぶ、この点についてはいかがでしょうか。過去の災害の状況は被害その他の対策等を郷土史の一環として教えることは、防災教育になると調査は提言しています。私が見た目ですけれども、昭和28年でしたか、昭和26年でしたか、小学生のときに高瀬の町が船で、洪水のために大橋が流されて、そういうのを目の当たりにいたしました。それから何を当時の玉名市はずっと学んできたか。合併した後にもですね。

昭和の合併ですよ。それからつい最近ですけれども、月瀬の溝上の民家が全部流されてしまいました。ある人は自分の屋根のところまで来た水を2階にのぼって避難していたところ、おばあちゃんおじいちゃんが流されていたと、それを兄弟2人で泳いでボートを持って助けたと、浮き袋ですかね。そういうようなエピソードもですね、郷土史の中から学んでもらえば、小学生に。いろんな意味で防災教育になるんじゃないかと思う次第でございます。防災の日について、大震災後、初の防災の日の9月1日、本年の県総合防災訓練は美里町、宇城市、宇土市で実施されました。警察、消防関係、自衛隊など440機関、800人が直接参加した、800人が参加、マグニチュード7を想定して実施されました。道路、建物が破壊され、多くの怪我人を搬送したり、孤立した住民を救助したり、また歩行者を誘導するという大規模な訓練が報道されていました。訓練を実施することを検討したらどうか、全体的訓練、できれば小学校単位まではいかないにしても、市民が一斉に一丸となった統一的訓練が必要ではないかなあと、こういうふうに思った次第であります。私は御殿場市を今回研修いたしまして、御殿場市では年に2回、全市上げてやっておられます。もちろん活火山の富士山の噴火の対策はもちろんでありますが、いわゆる震災、そういうのを想定してあるいは経験を踏まえて実施しておられる。本部運営訓練実施計画大綱というのを策定されてですね、県や自衛隊、消防、警察など、防災関係機関と連携、場所は市役所、御殿場地域振興センター、各支所、そういうようなだから全体的にできないことではないかと私は、ここは9万近くの都市ですけど、そんな考えました。行政の努力次第ではできないことはないんじゃないかなと。御一考願いたいと思うわけです。3、玉名市の防災無線設置場所の見直しについて、これはつい最近、立願寺の建物火災がありました。放送で立願寺ということで私も駆けつけましたけれども、あとでいろいろ区民の方から聞いてみますと、無線場所の設置がそのときはよかったかもしれんけど、今はナンセンスだもんなあと。下にある、上の方で燃えた火災。上から下なら案外。そういうだから多額の金が1基300万円ぐらいですか、350万円。それを建て直せ、新しいものを使って建て直せということじゃなくて、ちょうど九電工や九電さんがですね、道路のこっちに出ているのを直している。機械が高いからですね、そういうことの見直しというか、住民の方に聞いて、こういうことはやれないものかなあと。今は方角については例えば南南の東南東とか、西南とか、そういうようなことでなくて、ちゃんといっておられるんじゃないかなあと思いますけど。前はそんなんじゃないかな。ということで防災無線設置場所の見直しについて御見解をお願い申し上げます。

副議長（多田隈保宏君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） おはようございます。それでは吉田議員の自ら考える力を重



視する教育ということの中で、防災教育ということの問題点を考えて質問にお答えいたしたいというふうに思います。6月の市議会におきましても答弁いたしましたけれども、本年3月11日に起こった東日本大震災を受けて、学校現場というのは議員が危惧されますのと同じぐらいに非常に緊張して、これに対して対応しようと努力をいたしております。玉名市の全小中学校においては、さらなる学校の安全管理と児童・生徒の安全確保を図るために学校の危機管理マニュアルの見直しを行なっています。特に地震や津波を想定した危機管理マニュアルにおいては、第一次避難所以外に第二次の避難所を位置づけて避難経路も明確にしてマニュアルを作成しております。既に7月までには23校の小中学校が津波を想定した避難訓練を実施しております。そうしたことを受けて、いろいろ改善を図りながら危機管理マニュアルの見直しと避難訓練とのその実施、そうしたことで安全教育、防災教育の充実を図っております。議員がおっしゃられますように学校での生活以外に家庭や地域社会で多くの時間を生活する児童・生徒にとって、いろいろな場所や時間に災害や危機に直面したときに児童自ら自分で考え、自分で判断し、適切に行動できる力を育成することが大切であると、これは教育の上でも大変重要に考えております。安全教育におきましては、各教科や学級活動、あるいは学校行事等の全ての教育活動を通して児童・生徒自らが災害や危機を事前に予測し、素早く判断し、安全に回避できる危機予測、回避能力の育成も図っております。ただ授業日における昼間の自然災害というのは、教職員が児童・生徒について誘導、避難をできますけれども、夜間あるいは休日、そうしたときの自然災害はどうしても家庭の日ごろの備えが必要になりますので、そうした点も家庭に向けて注意を喚起しております。玉名市教育委員会としましては、今後も文部科学省が示します方針、あるいは県教委がそれを受けていろいろ対策も講じておりますので、先ほど備蓄のどうのとありますけれども、こうした点も市長部局ともいつも連携と取りながら学校のさらなる安全管理と児童・生徒の安全確保を図りながら、自ら判断する力ということを育成する、ここに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、郷土史ということで郷土史で学ぶことはないかということがありましたので、これを先に答弁いたしたいと思います。郷土史から学ぶことという、この防災教育、これも非常に重要であります。吉田議員が言われますように、今日まで玉名の歴史におきまして身近にさまざまな自然災害が起こっております。玉名平野を流れる菊池川というのは玉名市民にとっては生活に欠かせない顔であります。しかし過去におきまして幾度も洪水や氾濫が起こり大きな被害をもたらしております。また江戸時代の1792年には島原の眉山が崩壊し、土砂が有明海になだれ込んで発生した津波が玉名を含めた熊本県の有明海流域に押し寄せて、玉名郡市におきましても2,221名という尊い命が亡くなっております。一方先日四国、近畿等に上陸いたしました台風12号の

この記録的な大雨で河川の増水、洪水、氾濫、道路、山の崩壊、こうして命を亡くされて本当に100名以上の尊い命が亡くなっているという大災害が引き起こされておりま  
す。過去にも今日にも地震や津波、台風や大雨、火山の噴火や猛暑による災害等多くの  
自然災害が私たちの身近に発生しておりますので、玉名市教育委員会としましては学校  
教育現場において郷土玉名の災害の歴史を振り返り、日常の生活に役立てていくこと、  
防災教育、安全教育を行なっている上でとても大切なことととらえております。今後も  
家庭や地域における過去の自然災害に対して児童・生徒へ語り伝え、大切にしていくと  
ともに学校教育現場でも防災教育を初め郷土の歴史から学ぶ教育の充実に取り組んでま  
いりたいと考えております。

以上です。

副議長（多田隈保宏君） 総務部長 斉藤 誠君。

[ 総務部長 斉藤 誠君 登壇 ]

総務部長（斉藤 誠君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。まず避難場所とし  
ての機能についてでございますけれども、避難場所に必要とされる機能の1つでありま  
す建物の安全性ですね、これにつきましては先ほど議員申されましたとおり小中学校が  
避難場所となっているわけでございますけれども、小中学校の体育館については平成24  
年度に改築予定しております玉南中を除くすべての小中学校で耐震化が進んだところで  
ございます。その他の避難場所につきましても、今後耐震化や避難場所の見直し等によ  
り避難場所全体の安全性の確保に努めてまいります。それから避難場所に必要な飲料水  
や救援物資などにつきましては、現在災害協定に基づいて物資を調達することとしてお  
ります。当市で行なっております備蓄といたしましては、毛布それからタオルケットな  
どの僅かな物資にとどまっているのが現状でございます。しかしながらその必要性は認  
識しているところでございます。今後主な避難場所であります小中学校での備蓄につい  
て、教育委員会部局と協議をしながら検討してまいりたいと思います。

次に、防災の日についてでございます。防災の日は政府、地方公共団体と関係諸機  
関を初め、広く国民が台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに  
対処する心構えを準備することを目的に昭和35年に制定されました。また防災の日を  
含む1週間を防災週間と定めてあります。玉名市におきましては、防災の日にあわせま  
して広報たまたまで災害などに対する準備、それから津波災害から身を守るための心構え  
などについての啓発を行ないますとともに、防災行政無線で防災の日の周知それと非常  
持ち出し品の事前準備、避難場所、避難経路の確認等の呼びかけを行なったところでご  
ざいます。また天水地区におきましては、前回も御紹介いたしましたけれども、毎年防災  
の日は防災訓練を実施いたしております。今回も早朝から非常呼集を行ないまして、消  
防団それと区長会、それから地域の方々などの多くの参加によります避難訓練、それか

ら消火訓練などの防災訓練が行なわれたところでございます。さらに9月2日には、財団法人消防科学総合センターから講師を招きまして、職員の災害対策対応能力の向上を図ることを目的とした災害対策本部設置運営の模擬演習、いわゆる図上訓練を市の職員を対象に行ないました。市の防災訓練につきましては、災害対策基本法及び玉名市防災計画に基づく市として初めての訓練を11月を目標に現在準備を進めております。この訓練では市民関係機関や市が一体となって総合的かつ実践的な防災訓練を実施することによりまして、災害時における防災活動の円滑化及び関係機関相互の協力体制の確立を図ってまいりたいと考えております。なお、今回は初めての実施でございますので、21小学校全体を網羅した訓練は非常にむずかしいと思いますので、できることから行ない市民の防災意識の向上を図ってまいります。また訓練日といたしましても、今後防災週間にあわせるなど、検討してまいりたいと考えております。

失礼いたしました。旧玉名市の防災無線の見直しについて御質問がございましたので、お答えいたします。旧玉名市では雲仙普賢岳の噴火を契機に平成5年に緊急時の情報伝達手段として防災行政無線を整備いたしております。災害の危険性の高い地域を中心に市内62カ所に屋外拡声小局を設置、その後市内全域をカバーするために平成14年に27基の小局を増設いたしております。現在は89基の小局を設置して、防災行政無線の運営を図っておるところでございます。しかしながら近年の住宅事情の変化や宅地開発等に伴いまして、放送が聞こえにくい、あるいは聞こえない難聴地区も出てきているのが現状でございます。このような難聴地区に対しましてはスピーカーの調整や延長スピーカーの新設などにより、その解消に努めておるところでございます。また防災行政無線の火災発生時の放送についてのお尋ねもございましたが、放送につきましては有明消防本部に依頼をしておるところです。当初、個人情報保護の観点などから個人が特定できないよう火災発生、建物付近の公的な対象物を目標として方角と距離というようなことで、放送自体は目標として放送しておりました。安心メールでも同じく公共施設から方角と距離というようなことで報告をしております。それから現在もこれ行なっておりますけども、それから消防団及び区長会からそういう状況で消防団の迅速な出動のため、火災発生場所が特定できるよう放送ができないかとの要望がございまして、平成22年の4月から住所氏名を放送するよう有明広域消防本部に依頼し、現在運用いたしております。ですからメールでは従来の方式の公共物から方角と距離でございますけども、放送では個人名まで現在いたしております。

副議長（多田隈保宏君） 24番 吉田喜徳君。

[ 24番 吉田喜徳君 登壇 ]

24番（吉田喜徳君） 自ら考える力を重視する、これに対しては先ほど郷土史からも学ばせたらどうかというようなことであります。岡山市によると、これまでの避難訓

練は段階での混雑などを避けるため、統制を保った行動の訓練に力を入れてきたそうですが、これからは1人1人が命を守らなければならないとして自主的な判断力を磨くことができる訓練を実施するよう小中学校の管理職らに呼びかけた、このようなことでもあります。災害時に自ら判断して行動する力大変むずかしい教育じゃないかなと思いますけれども、日ごろのいろいろな教育や訓練によって、そういうのが培われていく、あるいは一般の体力も養うことができる、それから一致協力して協力体制の協力を養うことができると、これが今回大震災で校長の指示や学校の指示がなくてもですね、カルタの教育の最後の「ん」は、「うん」より運に任せるんじゃないで、運より準備、運より訓練、こういうようなカルタの内容でありますので、これですね、岩手県の釜石小中学校なんかは600人近くが無事に逃げ切った、学校の指示とか校長先生の誘導とか、学校の先生の誘導とか、そういうのじゃなくて、自分たちの3階建ての校舎までですね、水が最後には来たと。それで日ごろの訓練がためになったと、これが実証されております。全校遊びをまたその中から自分や友だちの命を守る力、普段の遊びや学習の積み上げ、こういうようなことで実施をされております。今後も大いにこういう事例を学んで玉名市の子どもたちを安全で安心して、教育が受けられる子どもたちにお守りをぜひお願いしたい。また我々地域のみみんなもそうじゃないかと、このように考える次第でございます。終わりに先日は会長とともに、自衛隊火力大演習視察の機会を得て、また御殿場市の研修をいたしました。そこで大演習で目の当たりに学んだのは国防がいかに大切か、ということを実感いたしました。いかに財力に恵まれずなわち物質感に満足している人々も安全で安心して暮らせることができなかつたなら、そのような人々も決して幸せな生活とは、幸福とは言えないんじゃないのでありましょう。日本が日本国民が幸せに安全で安心して暮らせるには、国の外交的形が整い、安全保障が確立され、そして自然災害に対してもきちっと対応できる自然災害のことをきょう質問いたしました。きちっと対応できる防災や備蓄発電等への構えを持って常在戦場の努力を重ねなければならぬということを実感し、念じ、また市長はじめ執行部の皆さんにそういうことを心からうながして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時18分 開議

副議長（多田隈保宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 前田正治君。

[ 1 1 番 前田正治君 登壇 ]

1 1 番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿って、一般質問を行ないます。まず第 1 点目、玉名市第 5 期介護保険事業計画についてであります。介護保険制度が始まってから 1 0 年が過ぎました。この間高すぎる保険料や利用料の負担、入りたくても入れない深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護は制限されるなど、保険あって介護なしといわれるように全国的に多くの問題が出されています。そういう中で今年の 6 月には改定介護保険法が成立しました。今回の改定では新たな給付抑制策を盛り込むなど利用者やその家族に大きな影響を与えるものであります。医療関係者、介護関係者は東日本大震災の救援、復興に全力を挙げている、そのさなかに十分な説明もないまま採決するという国民無視の国会運営に抗議の声が上がりました。介護保険法の改定を受けて、平成 2 4 年度から始まる第 5 期玉名市介護保険事業の計画にあたり以下 4 点質問をします。

まず、第 1 点目。第 5 期計画における市の課題及び到達目標は何か。2 つ目、介護従事者処遇改善の取り組みはどうか。3 点目、特別養護老人ホームへは希望通り入所できているか。待機者はいないのかどうか。4 点目、介護保険料引き下げについての見通しはどうか。

以上、お尋ねします。

副議長（多田隈保宏君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[ 健康福祉部長 辛島政弘君 登壇 ]

健康福祉部長（辛島政弘君） 前田議員の第 5 期計画における市の課題及び到達目標は何かについてお答えをいたします。介護保険制度が平成 1 2 年 4 月に施行された当時は、2 0 世紀最後の大事業あるいは介護革命などと呼ばれ、社会保障分野のみならず国民生活に一大変革をもたらすものとして大きな期待と高揚感を持って迎えられました。しかし現在では介護保険制度の定着とともに高齢者人口の急激な増加に伴い、要介護認定者や介護サービス利用者が増え、それに伴い介護費用が増大し続けていることから、保険料負担の上昇が見込まれ、制度の持続可能性が問題視されるようになってきております。そのような中で平成 2 4 年度から 2 6 年度までの第 5 期計画を作成することになりますが、本市の高齢者の現状については、平成 2 3 年 3 月 3 1 日の現在での高齢化率が 2 7 . 4 % で全国の平均よりも早く高齢化が進んでおります。平成 2 6 年度には 2 9 . 6 % と見込まれ、若い世代の人口は減少し、中でも 7 5 歳以上の後期高齢者の人口が増えることが見込まれております。また介護保険認定率が 2 0 . 2 9 % で介護認定者の主な原因は下肢筋力の低下、関節の疾患、転倒骨折、認知症及び脳卒中等でございます。しかも高齢者人口の増加とともに介護保険サービス給付費は年々増加する一方で、平成 2 2 年度の決算額では約 5 5 億 8 , 0 0 0 万円というふうになっております。このよう

なことから本市におきましても同様に介護費の増大が見込まれ、保険料負担の抑制が大きな課題となってきました。このために介護予防事業と地域づくりをセットした事業の取り組みが必要となってきました。具体的な取り組みにつきましては介護予防体操の拡充、特定高齢者を抽出するための基本チェックリストの回収率の向上、介護給付費の適正化事業の推進、いきいきふれあい活動の拡充、たまな元気会の支援、地域包括センターの機能強化などがあげられますが、今後とも市民、大学、行政が連携し、高齢者の方々が元気で安心して暮らせるようなまちづくりの構築を目標に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、介護従事者処遇改善の取り組みはどのようなふうになっているかということについてお答えいたします。平成21年度に介護従事者の処遇改善を目的に3%の介護報酬改定が行なわれたため、各事業所の介護サービス給付費が増加をいたしております。また他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護事業所が確固たる雇用の場としてさらに成長し続けるよう県の事業で介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金交付が行なわれております。交付額につきましては、介護保険の総単位数に10円を乗じた額を交付するもので、平成21年度の実績額では賃金改善に要した費用の額を介護職員の常勤換算数で割った1人当たりの賃金改善月額では約1万5,000円の増加というふうになっております。またこのような事業は今年度まで行なわれることになっておりますし、介護職員の処遇改善が図られているというふうに考えております。

次に、3番目の特別養護老人ホームへの入所でございますが、希望通り入所できているか、待機者はいないかにつきましてお答えをいたします。本市には平成23年度に開設している特別養護老人ホームが5施設、地域密着型の特別養護老人ホームが1施設ございます。また入所の方法につきましては、要介護の認定をされている方が直接御希望の施設に申し込む方法となっております。自由に施設を選ぶことができます。しかしながら現在は特別養護老人ホームは施設が満床になっておりまして空きが出ない限り新しく入所することができず、待機者がいるような現状でございます。中には1つでいくつもの施設に入所希望をしている方がいらっしゃいますが、入所待機者を少しでも解消するために平成24年4月からの開設に向けて、本年度3施設に各々10床の増床と新しく29床の地域密着型の特別養護老人ホームの建設を進めているところでございます。なお、特別養護老人ホームに入所できないときの対応につきましては、介護が必要な方にはショートステイや介護専用型の有料老人ホームを勧めたり、医療が必要な方には医療機関に入院を勧めるなど対応しているところでございます。最後の介護保険料引き下げについての見通しはどうかということでございますけど、第5期来年から3年間の介護保険料でございますが、これにつきましては財源構成として公費が50%、保険料が50%になっておりますし、その保険料の中で介護サービスの給付費の21%が

第1号被保険者の保険料で賄わなければならないというふうになっております。また今年の7月に開催しました第5期介護保険事業計画の策定にかかる全国会議の中で、全国の平均基準額については高齢化の進展や16万床の緊急基盤整備の促進等により5,000円を超えるというふうな見込みになっております。本市の現在の基準額につきましては、4,900円でございますけれども、第5期の基準額につきましては、今後加齢に伴う介護給付費の自然増や新たに介護施設を開設することに伴う介護給付費の増加などが見込まれる一方、県の財政安定化基金及び介護給付費準備基金の取り崩しや県への償還金の終了など、保険料の値上げが最小限度にとどまるよう十分考慮したいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 11番 前田正治君。

[ 11番 前田正治君 登壇 ]

11番（前田正治君） 再質問します。まず再質問の1点目、介護保険料の負担、これは市民に取りましては大変大きなものであります。現在の玉名市の介護保険料体系は7段階になっておりまして、その分全体としていわゆる低所得者の負担軽減につながる面もありますが、保険料の算定自体が世帯単位でなされますので、僅かな年金からでも問答無用にかばっと引かれると。年金生活者からは老後の生活が安心できないと、そういう声が多数出されています。22年度の決算では滞納者が21年度の2,945万円から3,297万円に増加している、そういう状況であります。来年からの介護保険料の見通しについては、最小限になるように上げ幅がですね、努力するみたいなことが答弁でありました。しかし現在の基準額4,900円、これでも支払は大変じゃないでしょうか。これが上がるとなればですね、私はますます高齢者の皆さんがその支払に苦勞するのではないかと。自動的に引かれますので、来た年金で生活せんとできないわけですので、生活がますます苦勞する、苦しくなるとそういう状況が出るんじゃないかと、保険料を引き下げるためのですね、努力や値上げを回避するため介護給付準備基金ということをおっしゃいましたが、私は全額取り崩してでもですね、値上げばしないような努力をすべきじゃないかなあというふうに考えますが、いかがでしょうか。

再質問の2点目、24年度からの介護保険事業についてであります。今回の改定により特に要支援1、要支援2などの利用者が今までのサービスを制限せざるを得ない状況が出てくる可能性はないのか。または今年度まで23年度までは利用できていたサービスが第5期事業計画から利用できなくなる、そういう制度にかわることはないのか、非常に心配であります。保険料が上がるというような明言はありませんでしたが、仮に保険料が上がるのにサービスが後退するというようなことがあっては、これはならないと思います。介護予防日常生活支援総合事業では、利用者が今までのように介護保険に

よる訪問介護やデイサービスを希望しても最終的には市が判断するということではありますが、利用者の希望通りのサービスが提供されるのかどうか。

以上、質問をいたします。

副議長（多田隈保宏君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

健康福祉部長（辛島政弘君） 前田議員の再質問にお答えします。介護保険料の負担を軽減すべきではということですが、社会保険の財源につきましては、一般会計とは異なり、財源収入がないからという理由で被保険者への保険給付費が抑えることができず、変動する支出に対し、収支が均衡するよう保険料を設定し、所要の公費を確保するような措置を講じなければなりません。社会保険には医療保険のように単年度または数年度において収支のバランスを取る短期保険と公的年金のように財源を積み立て、長期間にわたって収支のバランスを取る長期保険とがございます。介護保険は短期保険でございますが、3カ年の中期財政期間において、収支のバランスをとる必要がございます。介護費用から利用者の負担額を除いた介護給付費につきましては、2分の1が公費である国、地方公共団体の負担金で賄い、残りの2分の1を保険料で賄うということになります。第5期の介護保険事業計画では21%が65歳以上の第1号被保険者の保険料、残りの29%が40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で賄うこととなります。保険料の値上げが懸念される中で保険料が抑えられるようできる限り県の財政安定化基金及び市介護給付費準備基金の取り崩しを行ない、合わせまして介護予防事業に積極的に取り組むことで、保険料の値上げが最小限度にとどまるよう十分努力をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、再質問の2番目でございますけど、本年6月改正介護保険法が成立したことで、介護予防日常生活支援事業の生活支援総合事業での訪問介護のサービス事業などは、どのようなサービス提供がなされているかにつきましてのことでございますけども、この介護予防日常生活支援総合事業は市町村の判断によりまして、地域支援事業に応じて多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者、要支援の1及び2でございますけども、それと特定高齢者を差す2次予防事業の対象者に対しまして、介護予防や配食、見回り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業でございます。本年度におきまして第5期の介護事業計画を策定することとしておりますけども、利用者に取りまして適切なサービス提供ができるように検討しているところでございます。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]



11番（前田正治君） 介護保険ではおっしゃいますように介護の充実を求めるほど、あるいは介護を利用すればするほど保険料に跳ね返ってくると、保険料の値上げを防ぐには全体として元気な高齢者を増やすこと、ここに尽きると思います。ですから介護予防につながる要支援サービスは大変重要だと思います。第5期介護保険事業における日常生活支援総合事業におきまして、要支援サービスが今までより削減されないよう計画をつくっていただくことを求めるものであります。

次に、2番目に年金天引きについてであります。介護保険が始まってからその保険料が年金天引きをされています。ところが今日ではこの介護保険料に加えて、住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料など年金からの天引き項目が増えております。介護保険が始まって10年ですので、この10年間にですね、年金生活者のいわゆる生活の糧がもうまたたく間になくなっていく、そういう状況がつくられたわけでありませぬ。年金から天引きすることにより収納率向上に向けては、これは大きな前進になっていることではあるんですが、容赦なく天引きされる年金生活者においては老後の生活費を圧迫する事態になっています。先日、ある方から電話がありまして、4月の年金から7万8,000円、6月の年金からも7万8,000円引かれて、引きすぎたので返還しますと通知があったが、8月の年金からも7万8,000円引かれていた。7万8,000円引かれると通帳にはいわゆる支給額の6割しか入ってこない。あとで戻ってくるとはいえ、戻ってくるまでは大変だと。年金が頼りなのに引き過ぎのないようにできないのか、そういう怒りの電話でありました。この方によりますと、直接税務課にも出向いて電話されたのか、来なはったのか、ようわかりませんが、どぎゃんっておととかと。しこたま言うたという話でありました。私は年金から受給者本人の同意なく強制的に天引きすることには賛成できません。年金天引きは廃止にするべきだと思っています。多くの年金生活者は年金天引きが法律で決まったからと、不満はあっても我慢している状況ではないでしょうか。年金天引きについて3点質問をいたします。年金天引きによる過誤納の現状とその対応はどうしているか。過誤納が発生する原因は何があるのか。2つ目、年金天引きは市民の役に立っているのか、年金天引きの利点について執行部の見解を聞きたい。3点目、過誤納が判明した時点で改善の対策はどう取られているか。

以上、お尋ねします。

副議長（多田隈保宏君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

市民生活部長（辛嶋啓司君） 前田議員の年金天引きによる過誤納の現状とその対策はどうしているか、過誤納が発生する原因は何があるのかについて、お答えいたします。年金天引きによります過誤納につきましては、主に新年度課税と仮徴収税額との関係により発生いたします。特に市県民税は毎年の所得及び所得控除額等により変動があ

りますことから平成22年度の年金特別徴収に關します過誤納還付件数といたしましては、延べ401件発生しております。この過誤納が発生いたします原因といたしましては、本市の賦課情報と年金保険者によります特別徴収税額とのデータ連携に2カ月程度の期間を要することにあります。市県民税であれば3月15日が申告の期限であります。その後税務署から確定申告された申告資料が4月上旬、中旬にかけまして、この市役所へ送致されます。市では申告内容を確認しまして5月に給与特別徴収の賦課計算、それから6月に普通徴収の賦課計算を行ないます。新年度課税の結果、4月または6月までの仮徴収税額が新年度の税額を上回ったとしても、その中止に2カ月程度を要しますため、年金からの特別徴収は6月分までは止まらずに可能となってしまいます。介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料につきましても、市県民税の課税資料によって算定されますことから、同様の現象が生じてまいります。

次に、年金天引きは市民の役に立っているのか、年金天引きの利点について執行部の見解をお聞きしたいということですが、年金から直接徴収される制度でありますことから、納税義務者が金融機関等の窓口まで行って納付書で払い込むことや振替日の振替口座の残高確認が不要となりますので、納付忘れによります未納をなくすことができまして、納付率の向上を見込めることとなります。このことが年金天引きの最大の利点となります。今後も各料・税の年金特別徴収の根拠法令に基づきまして、適正な徴収に努めてまいります。なお、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険につきましても、本人の申し出によりまして口座振替によります納付への変更が可能となっております。

最後に過誤納が判明した時点で改善の対策はどうされているかということですが、年金保険者から本市への納付の期限が年金支給日の翌月10日までとなっておりますので、実際の過誤納額が本市で確認できますのは年金から特別徴収が行なわれた約1カ月後となります。したがって改善の対策といたしましては、法令等に基づく徴収でありますことから、納付の確認ができ次第速やかに還付充当の対応を行なっているところであります。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 11番 前田正治君。

[ 11番 前田正治君 登壇 ]

11番（前田正治君） 年金天引きはわざわざ金融機関まで出向かなくて、いわゆる市民も助かっているというようなことですが、そうですね、私は引かれてわあってびっくりするというようなこともありますけど、ちょっと考えてみるとですね、子どもの医療費を窓口で払わんようにしてくれしてくれって、何回もここで要求するわけですが、窓口で払わんとどれだけかかっておるかわからんけんというようなことがよくおっしゃいます。ちょうどそれと似たようなことですね、私は税額を実際納付書で納め

ると自分はこれだけ払とつとつとかと、そういった意識がですね、出てくつとじゃないかと。ですから何か逆転しておつとじゃないかなあという気もしないでもありません。それでこの年金天引きについてですね、再質問を1点します。過誤納が発生する原因という点で縷々説明がありまして、税務署から確定申告のデータが玉名市側に送ってくるのが4月上旬で、それを基に特別徴収の人は5月に税額を確定すると、そういった答弁がありました。年金天引きは御承知のように特別徴収でありますので、ならばですね、8月からはもう正しい額を引くことができくつとじゃないかなあ。確定申告の内容によってはですね、年金天引きで引きすぎたという状況やあるいは不足するというようなことも考えられると思います。天引きを継続するからにはこれは避けられないことでありましょう。しかし天引きする額が決定したならば、直ちに次回年金天引きにはそれが反映される、そういった素早い対応が必要ではないでしょうか。年金天引きを強行する以上、スピード感あふれる対応と事務処理こそがその担保とされるべきだと考えます。言いましたように5月には特別徴収の額が判明するわけありますので、6月の年金からはもちろんやらしてもらえればそれが一番いいと思いますけど、せめて8月ぐらいからはですね、きちんとした天引きができるようにですね、努力をしてほしいなあというふうに思いますが、執行部の見解をひとつお聞きします。

副議長（多田隈保宏君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

[市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇]

市民生活部長（辛嶋啓司君） 前田議員の再質問にお答えします。先ほども申しましたとおり本市の賦課情報と年金保険者によります特別徴収税額のデータ連携に約2カ月程度の時期を要します。それから市県民税はこのデータ確定から8月にはとまるようになっております。データのやりとりがですね。だから4月6月分までが支払われて、それから調整になると思います。それから国保の場合が7月課税のため、やっぱり8月分までは止められないということになります。税務課の方でも確定次第早急な処理を行っておりますので、そここのところは御了解を願いたいと思います。

副議長（多田隈保宏君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

11番（前田正治君） 誠心誠意、頑張っているということは私も重々認識しています。

続いて、3番目に移ります。非正規職員についてであります。合併の前から保育所、学校給食などでの職員を正職員から臨時職や外部委託に委ねるようなことが実施されてきました。合併後にはその動きはさらに加速をして窓口業務などにも非正規の職員を配置することが広がっています。本来行なう日常的な業務を非正規の職員でこなしていくことについては、私は大きな疑問を感じるところであります。しかし、今日の状況

は非正規職員なしには市民サービスにも支障を来すといっても過言ではありません。業務全体の中で非正規職員の果たす役割は正規職員同様、大きなものがあるのではないのでしょうか。非正規の職員について3点質問をします。まず第1番目、平成20年8月26日に人事院が示した非常勤職員の給与決定に関する指針についての対応はその後どうなされているか。2つ目、保育士、調理師、学芸員などの専門的職種、このほかにも専門的な職種というのは多岐にわたっているわけですが、こういった職種をどう認識して評価しているのか、市長の見解を伺いたい。3点目、非正規職員は通勤手当もない何年勤続しても賃金は同じという実態について、市長の見解を聞きたい。非正規職員への通勤手当の支給、勤務年数に応じた賃金の引き上げなど労働条件の改善をするべきだと私は思いますが、見解をお尋ねいたします。

副議長（多田隈保宏君） 前田議員の一般質問の途中ではございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時02分 開議

副議長（多田隈保宏君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 斉藤 誠君。

[ 総務部長 斉藤 誠君 登壇 ]

総務部長（斉藤 誠君） 前田議員の平成20年8月26日に人事院が示した非常勤職員の給与決定に関する指針についての対応についてお答えをいたします。人事院が示した非常勤職員の給与決定に関する指針についてでございますが、この指針は国においては各府省の非常勤職員が同様な職務に従事しながら府省や官署によって、給与決定が異なり均衡がとれていない状況が認められることからこうした状況を改善するために給与法に基づき各庁の長が非常勤職員の給与を決定する際に考慮すべき事項として定められたものでございます。その内容としましては、基本となる給与を当該非常勤職員と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容及び職務経験等の要素を考慮して決定し支給すること。それから通勤手当に相当する給与を支給すること。また相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては、期末手当に相当する給与を勤務期間等を考慮の上、支給するように努めること。これらのことを非常勤職員の給与の決定の際に考慮するように求めているところでございます。平成22年度における各市の動向を見ますと先に述べた人事院の指針を参考にしながらも、これまで各市が独自に行なっている非常勤職員の給与の決定方針に基づき、給与を決定しているという状況でございます。本市も同様に対応しているところです。今後も各市の動向に注視し、財政状況を勘案しながら関係部署と協議をして対応してまいりた

いと思います。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

市長（高崎哲哉君） 前田議員の保育士、調理師、学芸員などの専門的職種をどう認識しているか、評価しているかということの見解に関してお答えをいたします。保育士、調理師、学芸員などの専門的職種につきましては、その専門性を生かした知識、技術、能力を発揮しながら業務に当たって携わっており、各専門分野における必要な人材として認識をいたしております。十分評価もいたしているところでございます。その点を考慮しまして賃金面においても専門職と一般事務職とは金額の差を設けて支給をいたしており、また専門職でも専門性の程度により格差を設けているといった状況でございます。次に、非正規職員の実態及び労働条件の改善についてにお答えをいたします。非正規職員に関して通勤手当が支給されていないということや賃金を据え置いているということなど、そういう実態につきましては十分認識をいたしているところでございます。臨時及び非常勤職員は常勤職員に準ずるものではございませんが、議員御指摘のとおり通勤手当の支給など労働条件を改善する必要性も十分承知をいたしておりますので、各市の動向を踏まえ、改善すべき事項は検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

11番（前田正治君） 非正規の職員のいわゆる非正規の職員というのは、一般職から専門的な知識を持っているそういった人もおられるわけですけど、十分認識をして労働条件の改善も図っていかないといけないというふうな認識を持っているというふうに言いなはったですかね。そぎゃんふうに受け取ったわけですけど、実はですね、この人事院が示した指針については、私平成20年9月議会でその対応を質問したところであります。当時は関係部署と協議しながら慎重に対応したいという答弁がありました。あれから今日に至る3年、その経過、その答えを聞きたかったわけでありましたが、まだどうも継続中かなあというふうに今の答弁を受け止めたわけでありまして。国家公務員の給与に関する人事院勧告、こういうものがあります。それに応じて玉名市職員の期末手当も引き下げがですね、直ちに実行されて、残念ながら削減が相次いでおります。一方人事院から述べましたような非正規職員の待遇改善が示されたわけでありまして、非正規職員の労働条件の引き上げについても、私はやはり直ちにそういう方向で向けて実施することが求められるのではないかと、こういうふうを考えるわけです。市の対応はですね、給与の削減には熱心でもその引き上げには不熱心と言わざるを得ません。県内の

状況ではですね、私の調べたところでは10の市町村が非正規の職員に通勤手当を出している、そういうところがあります。隣の和木町でも今年の4月から通勤手当を出すようになりました。和木町の課長さんは聞きに行ったときにこのようにおっしゃいました。条件をよくしないと来ない、有能な人材を採用したいとおっしゃったわけでありませぬ。答弁では他市の動向を見ながら判断するということではありましたが、労働条件改善の判断基準がですね、ほかの自治体の動向を見てからということではなくて、我が町我が市でしっかり責任持って働いてもらうためにどうするかとそういう観点から私は考えるべきではないか、そういうふう思うわけです。労働条件の改善は必ず働く人の意欲向上、つまりは住民サービスにつながるものだと確信するところでありませぬ。再質問の1点目として他市の動向云々ということがありましたが、他市の状況がじゃあどうなったら労働条件改善を判断するのか、その辺をですね、ちょっと見解を伺いたいと思ひませぬ。14市ある中で半分以上になったら玉名市も考えますとか、何かそういった具体的なですね、ことをちょっとお伺いしたい。

再質問の2点目、保育士は今や正規の職員より非正規の職員が多くなっておりませぬ。また学校給食の現場でも非正規の割合は多くなっておりませぬ。そしてどの現場でもぎりぎりの数であります。一般質問を準備する中、岱明の給食センターで今年になって1月、3月、7月と3回にわたり公務災害が発生したことを知りました。ある部署の調理員が休みを取り、代わりにその部署に着いた人が怪我をしたそうであります。給食センターでは今年度職員を2名増員するように要求をしていたが、1名にとどまったと。私はこれは人手不足が招いた事故ではないかと感じたわけです。3回の公務災害からこれを繰り返さないためにどのような改善策がなされるか、保育所では代替の保育士が準備されておりますが、給食センターでも代替職員配置、こういったことも必要ではないかと思ひませぬ。もちろん要求どおりに、今年度は1名にとどまったが、いろんなことを災害のことも考えると来年度は要求どおりもう1名増員するとかですね、そういう何らかのですね、改善策が必要かと思ひませぬ、いかがでしょう。

再質問の3点目、職員採用が退職者の3分の1という方針が予定以上に進行してあります。反面、非正規の職員の配置も多くなってあります。しかしながら総合支所の機能を果たしきれないほどまでに正職員が減っているということは、これは明らかに住民サービスの後退であります。総合支所の機能を果たしきれないから早く支所に移行するなど本末転倒と言わざるを得ませぬ。3分の1採用のあり方を見直す時期に今あるのではないか、こういうふう思うわけです。今日、日常的な業務でも非正規の職員が配置してありますが、私は日常業務は正規の職員で行なうべきだと思ひませぬ、見直すつもりはないのか、執行部の今後の方針をお尋ねいたします。

副議長（多田隈保宏君） 総務部長 齊藤 誠君。

[ 総務部長 齊藤 誠君 登壇 ]

総務部長（齊藤 誠君） 前田議員の再質問にお答えいたします。3点ということですから、最初御答弁いたしました他市の動向に注視し、どうなったら判断するのが具体的にということでした。これにつきましては、通勤手当につきましては早速協議をして取り組む、取り組まないにつきましては、御答弁申し上げられませんが、早速調査して協議をして改善できるように努めたいと思います。

それから、御承知のとおり現在限られた財源や人員の有効活用を図るために組織内全ての部署で所掌する事務の洗い出しを今行なっております。その上で正規職員で対応すべき事務、あるいは民間活力を活用すべき事務、あるいは臨時非常勤で対応可能な事務、その他全ての事務についてどのような形で執行されることが最も望ましいかというのを今精査いたしております。それから調理に関わる職員の代替えについてでございますけれども、市立の保育所においては保育士、調理師ともに代替え職員を確保してございます。急な年次休暇にも対応できる体制が整っております。調理師につきましても、急に休みを取ることで労働力が不足し、安全、衛生面での支障が懸念される給食センターでございますけれども、申されましたように3件の事故が発生しているということでございます。これにつきましては、必要な非常勤職員の確保、あるいはシフトで可能かどうか、見直しを行なってまいりたいと思います。

それから総合支所機能が果たせない、3分の1採用を見直す時期ではないかということでございますけれども、これについては私の方から答弁は差し控えさせていただきます。

副議長（多田隈保宏君） 11番 前田正治君。

[ 11番 前田正治君 登壇 ]

11番（前田正治君） 通勤手当については協議をして改善できるように取り組んでいくと。非常に前向きな答弁だと受け止めました。ぜひですね、来年から実施に移れるようにひとつ頑張ってくださいと思います。

それと3分の1採用の見直しについては、部長からはちょっと答えられんということだったので、この再質問の3番目の日常業務は正規の職員で取り組むべきじゃないかということについてと、3分の1の見直しについてはちょっと市長にですね、どぎゃん思となはるかお尋ねして、私の質問を終わります。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高崎哲哉君。

[ 市長 高崎哲哉君 登壇 ]

市長（高崎哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。職員の採用の3分の1というのは合併協議会での決定事項でございます、これからも必要あるべき財政的にも続けていきたいというふうに思っておりますし、また非正規職員の登用等につま

しても必要あるべきところはそのようにしていきたいというように思います。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

9番 永野忠弘君。

[ 9番 永野忠弘君 登壇 ]

9番（永野忠弘君） 9番、永野忠弘でございます。無党派でございます。ひとつよろしく申し上げます。さっそくであります、通告にしたがい、一般質問をしたいと思っております。

まず初めに教育行政について。玉名市では、平成18年4月家庭教育憲章を制定、平成21年4月には玉名教育振興基本計画を施行され、また平成23年3月にはそれを着実に推進するための教育のまちづくりに取り組まれ、教育の充実に努めていることは大変結構であると考えているところです。私ども文教厚生委員会では8月8日より10日の日程で、大阪枚方市の学校規模適正化実施プラン、奈良県生駒市の医療等の適正化に向けた提言、京都府宇治市の小中一貫教育と学校規模適正化の方向など研修してきたところであります。現在、玉名市での学校規模適正化審議会が行なわれており、小中一貫教育などはその審議会あたりで出てくる課題かと思うところでありますが、この内容の質問はそういうことで早すぎるかとも考えるところであります。戦後、より長い間義務教育6・3制で9年間連続した学習ができる小中一貫教育改革の取り組みに対しまして、大変興味を持った次第であります。文教厚生委員の皆様には耳ざわりとは思いますが、宇治市の研究資料の一部を紹介させていただきます。小中一貫教育の意義として社会が複雑化して激しく変化していく中で、子供たちの発達にも変化が見られるようになり、学習意欲の低下や家庭での学習週間の未定着、そして学年進行とともに増加する不登校や問題行動などさまざまな課題が表出してきました。加えて中学校への進学に際し、学校生活の決まりや学習内容、指導などの急激な変化や向上心が低下してしまういわゆる中一ギャップと呼ばれる様子が見られるようになりました。小中一貫教育では、小中学校で目標を共有し、教職員が一体となり学習指導や生徒指導などを組織的に展開します。そして1人の人間の成長という視点で義務教育9年間の一貫した指導を通して、子供たちの学習や学校生活に対する戸惑いの軽減や学習意欲の向上を図ります、とあります。また方向性として、基礎基本の徹底を図る礎の学習の設定、小中学校の指導内容の系統性を高める、国際化への対応、市内共通小学校の英語活動の設定、地域の自然、文化、伝統、産業、人材などの活用、宇治学の設定等々があり、将来の夢を持ち自己実現に向けた努力ができる子供の育成とあります。一地方の自治体の教育改革の取り組みではありますが、先進地のよいところは学ぶべきものと考えているところです。我が玉名市も義務教育の9年間を一貫した教育方針の下、我が玉名の将来を担うすばらしい多くの児童生徒を育てる環境ができればと考えているところであります。時代にあった地



域にあった玉名市独特の教育推進の形があってもよいのではと考える次第です。そこで質問ですが、1、学校規模適正化審議会の進捗状況について。2、玉名市教育委員会としての小中一貫教育に対する見解をお伺いします。また現在、小中学校連携した取り組みなどがありましたらお聞かせください。玉名市教育研究所という組織があるようですが、その活動内容、人員構成、構成員、人員、目的、活動内容など、また現在、指導主事の先生は、現在2名と聞いておりますが、増員の計画はないのでしょうか。お伺いいたします。3の質問ですが、音楽の都玉名づくりのその後についてであります。昨年の9月議会で質問しました答弁にありました玉名市音楽推進協議会のような横のつながりを大切に市民音楽組織の設置を目指し、議論をお願いしているところとありましたが、その後の進展はあったのか、お伺いします。また本年度の出前コンサートなどの計画、その他の事業計画などあればお聞かせください。

副議長（多田隈保宏君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） 教育行政についての永野議員の質問の中で、まず学校規模適正化審議会の進捗ということについて、まずお答え申し上げたいと思います。学校規模適正化審議会を設けた経緯というのを御説明申し上げます。玉名市は、平成17年の市町合併により現在の小学校21校、中学校6校を配置して、地域の事情に応じた教育を行っております。しかしながら、昭和56年6,516人の児童数でしたけれども、もう平成23年度には3,730人と40%以上の減少となって、今後ともその少子化の進行に伴ってますます学校の小規模化が進むということは容易に予想できるところでございます。こうした中で教育効果の上がる学級規模あるいは学校規模の確保、また学校のその適正配置、少子化によって子供の数が激減している地域とそうでない、今度は増えている地域、そうしたことを考慮して教育の機会均等そして教育水準の維持向上を図るということで、教育的な効果を上げることを考えながら適正化を推進するということが必要ではないかということでもあります。そうしたことで審議会の設置目的は、そうした現状と課題を議論していただき、玉名市の学校規模、配置の適正化を推進するにあたって、その基準、考え方及び学校規模配置の適正化の方向性について御検討をいただいて、玉名市教育委員会に建議していただくことになっております。この審議会は、崇城大学総合教育科の田中正紀教授を会長として6中学校区のPTA代表、区長会、地域協議会、中央公民館長、それから支館長、校長会、そうした分野の代表の17名の委員の方をお願いをして7月1日から審議を始めているところであります。審議内容につきましては、いろんな問題を提示していただき、質問があったらそれを答えるようにしております。もう将来の見込みをどうするか、あるいは遠距離の子供たちの通学をどうするかというようなことについて、また小規模のメリット、大規模のメリット、デメリ

ット、そうしたことを意見を交換しながら玉名市における学校規模配置の適正化を推進するということで、建議をしていただきたいということで考えております。建議をいただいた事項、それを受けまして教育委員会は、よりよい教育環境のための適正化を今後推進していきたいと思っております。なお、審議の概要につきましては市のホームページに掲載しております。次に、玉名市の小中一貫教育等の改革ということでございますけど、今永野議員がおっしゃいました文教厚生委員会で見学された御意見、非常に参考になるところでもございます。この点では国及び県における義務教育制度の中には小中一貫教育という正式な制度があるわけではございません。しかしながらいくつかの自治体が義務教育9年間において、子供たちが身につけるべき資質、能力を高めるためにも多様な教育を実践し、先行的に取り組んでいるというのが小中一貫教育でございます。国は後押しということまでありませんけれども、義務教育制度の弾力化として、地方の実情に応じ、多様な教育を主体的に実施できるように学習指導要領等によらない教育課程を編成できる特例の制度であります研究開発学校や教育課程特例校などによって、実施を認めているというのが現状であります。事例で熊本県内では熊本市、旧富合町ですけれどもそれとか宇土市、産山村が取り組んでいるところであります。玉名市としましても学校規模適正化審議会の中でも、この小中一貫教育についての御意見がありました。もうこのことは本当に玉名の教育改革の1つの重要な選択肢として検討してまいりたいと存じます。また議員の御質問の中に小中の連携と用法のことも含めて状況がありましたけれども、各中学校区を単位に幼稚園、保育園、小学校、中学校この連絡協議会を設けて、啓発活動を行っております。家庭や地域との連携ということも実施しております。就学前の教育を含めた小中学校教育の連携を図っているところでございます。また玉名市の教育研究所ということでの御質問につきましては、玉名市には学校教育の充実及び振興に寄与することを目的に玉名市教育研究所を設置しております。玉名市内の学校並びに県内に各教育研究所ございますが、密接な連絡を取り合って教育現場に直結する教育問題の研究解明、また常に実践の上に立った研修を行なって、玉名市の学校教育の努力目標の達成のために日々努力をしているところでございます。この組織は運営組織と各部会組織からなっております。運営組織の所長には教育長が、運営委員長には校長会会長が就いております。そして部門として生徒指導部、学習指導部、郷土学習部、情報教育部の4部会を組織し、玉名市内全校から学校の規模によってそれぞれ教師が代表して参加をして、各部門の目的の達成にそれぞれ部門別に努力しているところでございます。これにつきましては、今後は外国語の研修という部会も設置をしなければならないのではないかと現在検討しているところでございます。次に指導主事の方でございますが、これは特別に設置基準というのありませんけれども、県下の全市において、これは市になりますけれども、指導主事は配置されております。一番多いの

は熊本市の16人、次いで八代市の11人、天草市が5人、上天草市が3人、そして玉名市を含めて5市が2人、1人が荒尾市ほか5市がそれぞれ指導主事が、その教育の現場の指導等にもあたって任用しているところでございます。増員の考えということで御意見もありました。教育委員会としては非常にありがたく受け止めているところでございますが、これからの教育委員会の事業計画を充実して発展させるためには財政部署と十分に協議しながら考えていきたいと存じます。

次に、音楽の都、玉名づくりということでの御質問にお答えいたします。音楽の都、玉名づくりにつきましては、昨年度9月議会でも答弁しているところでございますが、横のつながりを大切にする市民音楽組織の設置につきましては、現在も洋楽、邦楽の専門家や学校音楽の代表者を初め、音楽を通したまちづくり団体、さらには市民会館等の関係者で作る玉名市民音楽祭実行委員会の中で、市民音楽祭とともにこうしたまちづくりの音楽のまちづくりの議論を重ねているところでございます。議員も御承知のとおり音楽の分野にはいろんなジャンルが存在いたします。そうしたことあるいは事務局の問題、それから行政がどう関与するか、さらには個々に活動している音楽愛好家の取り込みをどうするか、そうした総合的な見知から検討しているところでございますが、そのまとめというところの結論まではまだ至っておりませんけれども、進捗しているということではございます。この恒久的な市民音楽組織の設置につきましては、引き続きこれは考えていかなければならないと思います。そして玉名市民音楽祭も第5回を迎えます。来年24年の1月22日に開催を目指しているところでございます。昨年といたしますか、第4回実施しました吹奏楽ということで非常に成果納めましたけれども、玉名市においてもう1つの柱である合唱あるいは歌、そうしたことをテーマとした音楽祭を第5回では計画をしております。第4回に続いて音楽祭の盛り上がりを期待しているところであります。そして今、新しい市民会館の建設ということが非常に懸案として、大きく取り上げられております。これもやはり玉名市にとってあるいは玉名市民にとって芸術、文化、これは市民だけではなくて、将来を背負う子どもたちの心の教育、こういうことをどう位置づけるか、そうしたことを考えた行政をどう進めていくか、音楽の都玉名づくりも文化行政の核となっておりますので、この文化の根底になることを十分議論した上で市民あるいは特に子供たちの将来のことを考え、心の豊かな生活だけでなく、県外からも吸収できるような芸術、文化の企画を構築して、これが経済波及につながるようなそうしたことに配慮した無駄にならない、無駄にしない、新しい市民会館ができることを切望しているところであります。玉名市の教育委員会もこうした音楽の都玉名というものが市民に溶け込んで、そして一日でも芸術、文化の都市、あるいは子供たちが心豊かに生活できる社会を気づいていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（多田隈保宏君） 9番 永野忠弘君。

[ 9番 永野忠弘君 登壇 ]

9番（永野忠弘君） 森教育長、御答弁ありがとうございました。最後の方の音楽の都、玉名づくりのあたりには大変、熱を帯びた答弁だったように受け止めました。ありがとうございます。

それでは玉名市学校適正化審議会についてですが、再質問させていただきます。適正化審議会の第2回、第3回会議を傍聴させていただきましたが、市民、保護者、教育に携わっておられる方などからの意見を聞き、審議が進むものと考えておりましたが、その機会もないように思います。このまま6回で終わるのでしょうか。ほかの自治体の進め方などを見てみますと、少なくとも1年間ぐらいの審議期間があるようです。急がず、もっと丁寧にと思いますが、急ぐ理由は何でしょうか、お伺いいたします。それと玉名市の小中一貫教育と改革の取り組みについてですが、実はきのうですね、9月8日、朝日新聞の紙上に全校で小中一貫教育とありまして、八代市教育15年4月までにということをごさいます、中一ギャップ解消ねらい、こういうふうですね、先の答弁の中にも熊本県では2、3の市町村が小中一貫教育をなされているようですが、また八代市も取り組むというようなことをごさいます。1つのこういう流れになっているんじゃないかというふうに感じるところであります。時代が激しく変化していく中で、小学校と中学校の接続を円滑にし、義務教育の9年間の連続した学びの中で、子供たちの確かな学力を身につけさせるとともに、1人1人の個性や能力を伸ばすことができる小中一貫教育を推進することを願うものであります。城北の文教の地として時代にあった地域にあった玉名市独特の教育推進の形ができるのを願っております。教育委員会のますますの奮起に期待するものであります。

次の音楽の都、玉名づくりのその後についてですが、音楽にはさまざまなジャンルがあり、音楽愛好家も多方面の多くの方々がいらっしゃると思います。だからこそ行政が呼びかけ、関わり合って協議の場をつくり、方向性を見出せたらと考える次第です。総合計画の基幹プロジェクトに上がっている音楽の都玉名づくり事業でもあります。もう少しはっきりした方向性が必要と考えます。ますますの努力をお願いしたいと思います。

次の2番の質問であります新幹線新玉名駅前駐車場対策について、移りたいと思います。多くの先人たち関係者の皆さんのおかげでこの春先、九州新幹線玉名駅が開業いたしました。乗降客数は計画どおりの数字ではないようですが、駐車場利用の数は予想以上で混乱の様子は皆さん御存じのとおりであります。駐車場に車もなく閑散としている光景より駐車場が足りなくて対策に追われているという方が駅自身のにぎわいを感じ、また将来に希望が持てると考えているところであります。駐車場の問題を放置

することは駅自体の不評にもつながりかねないようにも思えるところであります。そんな中今までの駐車場不足の対応、今後の対応策などをお伺いしたいと思います。

次の質問ですが、新幹線新玉名駅実現に対する元市長松本虎之助氏への顕彰について。中国の故事に水を飲むときは井戸を掘った人を忘れない、この言葉が3月議会でも内田議員が使われておりましたが。水を飲むときは井戸を掘った人を忘れないという孟子の教えがありますが、新幹線鹿児島ルート新玉名駅がついに本年3月12日に開通開業したのであります。本駅を利用して、車内も快適、利便性など新幹線の恩恵を受けるとき、この故事、ことわざに思いはせることは私ばかりではないと信じ、改めて感銘を覚えてなりません。元玉名市長松本虎之助氏は1984年、昭和59年10月初当選するやいなや、1985年、昭和60年新玉名駅誘致計画駅運動を開始されたのであります。JＣや商工会議所などのそれをよみがえること数年前より提案を受け、会議所会頭としてまた経済人市長として、氏に自然にその発想は浮かび上がったのでしょうか。初志貫徹の人という氏の人格は次から次へと難問を打破して、ついに平成10年3月、運輸機構より新玉名駅を計画駅とするという認可を受けたのであります。その後、国・県並びに各議会の議員はもとより歴代市長、高寄氏、島津氏、高寄氏へと継承されて、実現したということは衆目も等しく認めるところではないでしょうか。しかし何といたっても2000年、平成12年1月11日の死の直前まで新幹線新玉名駅開業を念じて、永眠。その実現を見ることなく、身をもってその理想を体現することなく亡くなり、その無念さこそと追悼したい。まさに討ち死にといっても過言ではないと思います。そんな深い思いで仮称新玉名駅実現までの経緯と松本市長の顕彰碑を適地に建立したらどうだろうかと思う次第です。市長の英断を期待し、その見解をお伺いしたいと思います。

副議長（多田隈保宏君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） 永野議員の御質問の中にも1つまた疑問を呈されたところがございますので、ちょっとそちらに対しての質問にお答えいたしたいと思います。まず、あの学校規模適正化の審議会の件ですけど、これは審議が6回ということでやっております。これでここで全てが例えば教育システムは、小中学一貫校がああなっとなつてというところは出てこないというところでありまして。適正化をあくまでも審議していただいて、そしてどこをどういうふうに進めきらないか、あるいはクラスが1クラスが大体何人規模ぐらいでどういうふうな学級数を考えたらいいかというようなことが基本的に6回ぐらいをめぐり出させていただくと。一番慎重に構えていかなければならないのはその次でございます。それを受けてそれではどこどこをどういうふうに通合する、これはただ算数の足したり引いたりするというような問題ではございません。だからといって、例えば通合するときに白紙のまま、どぎゃんしましょうかというようなこ

とを言っても、それはどうしようもないわけでございますので、教育委員会では先ほど永野議員もおっしゃいました中一ギャップ、これは中一ギャップだけではございません。中一ギャップというのは小規模校から来た子どもたちが中学校に入った、小学校で小規模だったところが中学校に入って人数が多くなるために戸惑ってしまって、学校に行けなくなるという状態、これは中一ギャップでございます。もう1つは小一プロブレムのもあります。小一プロブレムというのは、幼稚園のときに自由な保育、幼児活動をやっていると、今度はそれをどういうふうに教室できちんと机椅子に座って、机でそして読み書きができるというようなことはなかなかできない集団の生活になれない問題、これが小一プロブレムというわけですけど、そうしたことを踏まえていくにはやはり教育委員会としても、こういうふうにこうしたらこういうところがいいんではないかなあという案はつくらなければなりません。それをつくって白紙で出すなんて、それは基本的に出しまして、それを大きく説明会を開いて、そうしますとその説明会を聞いた地域それぞれの小学校なら小学校の地域の方々、それはうちの地域ではこうじゃないか、ああじゃないかというようなことがあります。もうこれはもうはっきり申し上げまして、例えば統合すれば廃校になるところもあるわけですから、そういうところも含めた形でいろいろ地域の方々とは細かく打ち合わせをして、それを踏まえて教育委員会として、基本計画を立てていかなければなりませんので、まだ拙速に右から左にいくという状況ではございませんので、そこだけは慎重にやって、そして地域の方々と話し合いをしながらということだけは御理解いただきたいというふうに思います。ただ出します以上は、先ほどから申しますように、こういう統合をやってよかったなあと言われるような30年先を見越して40年先を見越して、今の子供が大人になったときによかったと思えるような教育システムを構築して、それを提示しなければならないということ踏まえながら今研究をしているところでございます。それから音楽の都、玉名ということでもう少しアウトリーチ活動ですね、要するにいろんなことで訪問して演奏会をしたりというようなことの提案もあっておりました。これも実際に高齢介護の関係でよかったなあという気持ちもありますので、今年度は11校にですね、これ恐らく子供たち、小学校になりますけど、小学校、それから保護者までは人数わかりませんけれども、全部で1,800名ぐらい、11校でやります。できたら全校やれるような予算を組めたらいいなあというのを思っております、このアウトリーチ活動もこれからも積極的に進めていきたいということでお答えしたいと思っております。よろしく願いいたします。

副議長（多田隈保宏君） 建設部長 蓑田穂積君。

[ 建設部長 蓑田穂積君 登壇 ]

建設部長（蓑田穂積君） 永野議員の御質問の新玉名駅前駐車場の対策についてお答

えいたします。御存じのように新玉名駅駐車場は新幹線の玉名駅設置に伴いまして、玉名市が整備管理している駐車場でございます。屋外に229台、鉄道高架下に28台、また利用が多いときには多目的広場を臨時駐車場といたしまして開放し、最大295台が駐車可能であります。平成23年、今年3月の新幹線開業以来、駅利用の方や多くの市民の皆さまに御利用をいただいております。これまでの利用状況について、少し述べさせていただきますと、まず利用が多かったのはいわゆる開業直後の時期、それから4月下旬から5月にかけてのいわゆるゴールデンウィークのとき、あるいは7月あるいは8月のお盆の帰省、夏休みという時期であったわけでありまして。週ごとに見ますと、どうしても金曜、土曜、日曜日に利用が増える傾向がっております。また連休、お盆の帰省の時期に当たりましては、1台当たりの駐車時間が長期化するという車が多く見受けられまして、駐車場の回転率が下がり、混雑に拍車をかけたものと考えております。さらには県外ナンバーの長期間駐車、あるいは企業関係者の従業員の方や学生の方々の帰省に伴ったものがあつたのではなかろうかなあと思っております。しかし夏休み以降の今年9月に入りましてからは、駐車台数につきましては減少傾向にあり、通常の状態に戻りつつあるところでございます。このような駐車場の利用状況に対し、市といたしましては、まず駅利用者の利用者以外の駐車禁止、あるいは乗り合わせを利用するお願いの看板の設置をしております。また9月1日号の広報に新玉名駅の利用のマナーの向上、お願いということで広報紙に掲載し、市民の皆様に周知をお願いしております。また駐車期間を大幅に越えました車につきましては、移動のお願いを行なうなど対応を行なってきたところでございます。新玉名駅につきましては、市街地から少し離れた単独駅でありまして、どうしても車主体の交通手段に頼らざるを得ないところでございます。新玉名駅前駐車場につきましては、通勤や通学あるいは旅行を目的とした新幹線利用や観光交流施設、たまらの利用に際し、利便性の高い駐車場を目指して無料の開放としているところでございます。市が整備する駐車場には限界があり、需要と供給のバランスを取ることは非常にむずかしく、これらの相反することから調整しながら駐車場を運営していく必要があると認識をしております。現在、駐車場は通常の状態に戻りつつありますので、今後の推移をしばらく見守りたいと思っております。今後の対応といたしましては、引き続き市民の皆様に広報や看板を通して駐車場利用のマナーをお願いし、長期駐車の確認や指導を充実するとともに仕事で利用される駅圏域の事業者の皆様方にも協力を求めてまいりたいと考えております。なお、今後混雑が長期化するようなことが続くというようなことであれば、規模の再検討当たりを視野に入れながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高峯哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

市長（高寄哲哉君） 永野議員の質問でございます新幹線新玉名駅実現に対する元市長松本虎之助氏への顕彰についてお答えをいたします。議員御案内のとおり、故松本虎之助氏、元玉名市長におかれましては昭和58年から4期16年にわたり旧玉名市長として市政を司られ、九州新幹線新玉名駅の誘致をはじめ、九州看護福祉大学の建設、桃田運動公園の建設、またアメリカクラリダ市と姉妹都市の締結など、市の発展向上に多大なる功績を残し、平成12年1月、その生涯を閉じられたところでございます。市長として市の偉大な功績は没後11年を過ぎた今も長く市民の忘れ得ぬところでございます。これらの偉業がたたえられ、同年に十五位勲四等瑞宝章を受章されているところでございます。昭和60年に九州新幹線、玉名駅誘致期成会が結成された当時、松本市長を初め、当時私も青年会議所の一員として誘致活動に参加したことを懐かしく思っております。故松本市長が新駅誘致に全身全霊を傾けられましたことは玉名市民として大変誇りに感じております。我々は先人が築いてこられた功績を汚すことのないよう市民一丸となって玉名市の建設に邁進したいと考えております。なお故松本氏の顕彰碑の建立についてお尋ねでございますが、現在のところ予定しておりません。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

9番（永野忠弘君） 学校適正化審議会について、御答弁いただきましたが、この審議会のですね、ずっと先に統合という話になるのかなあというふうに考えるところです。そのときを考えたときにですね、各小学校いくつかまとめて統合ということになると思いますが、その小学校でですね、またその地域性、またその文化、こういうものがあると思います。そういうことをですね、考えるとですね、その中心である小学校がなくなるようなことになると、その辺を考えたときにまず慎重に丁寧に時間をかけて取り組んでいただきたいなあ、そういうふうな思いで質問をしているわけでございます。そういうことでありますので、もっとゆっくり時間をかけて審議なさったらいかがかなあというふうに思う次第であります。

その次の新玉名駅前駐車場対策についてであります。これはですね、皆さん御存じのように私駅の新駅の側にありますもんですから、ちょっと人の集まる所に行きますとですね、ほとんどこの駐車場の話が出てくるんですよ。駐車場が足らなごたんなら、有料にすつとよかろうとかですね、よかじゃなからうとかですね、まああの辺にちょっと空き地もありますもんですから、あれば借るとよかじゃなかね。それとやっぱ、無理に行ったらところが駐車場がなかったもんですから、1回帰って送ってもらって1つ遅らして乗っていったというような話も、これもですね、1回2回じゃないんです



よ。よく聞くんですよ。そういうこともありますから、どういうふうな対策を考えていらっしゃるかという思いで聞いたわけでございます。とにかく聞くところによりますとですね、10月ごろにはまたダイヤの見直しもあるそうでございます。不利な条件にならないような対策を考えるべきと思う次第です。一番注目されている場所でありますのでですね、安心して駐車できる対策をお願いしたいと思います。

最後の新幹線新玉名駅実現に対する元市長松本虎之助氏への顕彰についてですが、高寄市長の答弁をいただきましたけど、唐突に一般質問でこういう話を出しましたものですから、ちょっとあれかなあとは思いましたけど、高寄市長の答弁誠にまだ今考えてない状況でございますので、非常に残念でございますが、私はこの松本虎之助氏のですね、新玉名駅実現に対する功績は顕彰に値するものと堅く信じるものです。市長の答弁に関わるものではありません。また別の機会を利用して発信していこうと思います。

以上です。ありがとうございました。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時25分 開議

副議長（多田隈保宏君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番 田畑久吉君。

[ 21番 田畑久吉君 登壇 ]

21番（田畑久吉君） 多田隈副議長、朝からきょうはお疲れ様でございます。皆様毎日政務でお疲れでございます。私も貧乏暇なしといいますが、貧すれば鈍するという言葉のとおりですね、きょうは原稿のとりまとめの時間もなくて、きょうの一般質問、言葉が前後したり支離滅裂、偏見と独断までとはいきませんが、理路整然とはまいたらないところもございまして、どうか御理解のほどひとつよろしく願いをしておきます。さて、桃田運動施設の使用目的ということで、大見出しで書いておりますけれども、中身はほんの簡単なことだけで、本当皆さんに申し訳ございません。私の前には4人も立派な質問者ばかり立たれて、私の質問が何か色あせてきた感じがしますのでですね、取りやめようかと思いましたが、そういうわけにもございませぬので、皆様しばらくの間お付き合いのほどよろしく願いをしておきます。もちろん桃田運動施設の建設なり使用目的につきましてはですね、私は私なりに理解し解釈しております。当然、市民の皆様方にその運動施設を提供して、市民の健康増進、あるいは各種スポーツの振興と推進が大枠だと私なりに解釈をしております。私もですね、平成元年にこちらに帰ってきまして、約10年間ほど築地のアレストスポーツクラブに筋トレに

通いました。ややキン肉マン程度になっておりましたけれどもですね、議員になりましたからそういう時間もなかなかとれませんで、最近筋肉の衰え、そして体力の低下を少し感じるようになってしまったので、豚まんじゃないですけど、豚まんになる前にですね筋トレを再度キン肉マンになろうと思って、今励んでおります。桃田のトレーニングセンターはですね、非常に2時間300円と非常に安い料金で私のようなものに取りましてはですね、非常に身近なところで利用しやすい環境でございます。そのような施設があることに私も非常に喜んでおるところでございますけれども、ただ利用者のマシンの利用手順といいますかね、その辺について日々疑問を持つところもでございますので、あえてこういう場所で質問することではないと思いますけれども、直接に声を掛けますと、やはり感情のもつれなど生じたらいけないと思ひまして、この場所でおかりをして質問することにいたしました。あの施設は特定の人たちは、トレーニングジムとして設けてあることじゃないと思うんですね。プライベートジムではございません。特定の強化施設でもございませぬので、ボディービルマンとか柔道、あるいはそういったレスリングとか、そういう人たちの特定強化合宿場所ではございませぬので、一般の市民の皆さん方が利用しやすいように環境をつくってもらうのが、私は一番じゃないかと思ひます。そこでですね、やはり1つのマシンを使う時間が特定の人がですね、長い時間30分、40分、50分ですね、使っておられますとですね、私みたいな時間のないものは2時間300円ですけども、やはり1時間程度で順序よくマシンを使って運動していきたいと思ひて行っておりますのでですね、2時間もあそこでだらだらする時間はございませぬ。そういうことでせめて1つのマシンを使う時間は10分程度に限ってですね、していただくように御指導をお願いしたいと思ひます。今管理者委託制度で三勢というところが管理しておられるそうですから、そこからその運動指導員が来て、女性の方がいろいろおられますけれどもですね、その方たちがそのマシンの側に行つて、休憩したり、そのマシンの側で立ち話をしているんですね。そこを我々がしたいと思ひてもなかなかそこに行きにくい、直接ちょっと退いてくれとか言えませぬですね、そういうことをもっと手順よくあそこに張り紙なんか出してですね、適当な時間で適当に次に譲っていただくような方法をとっていただきたい。それからマシンとマシンの間がですね、非常に狭くて危険な感じもするところもございませぬ。安心して気持ちよくスポーツができません。だからそういうことを管理者制度のところの指導員に運動指導員のところにもよく指導していただいてですね、あそこに来る人が気持ちよく運動できるようにお願いしたいと思ひます。利用者が多いか少ないか、私は計算もしてませぬけども、こういう言葉を言うのは私だけかもわかりませぬ。しかし実態、私が実際行つている私がそういう感じをしまったので、ぜひひとつそういう点はけがのないようにマシンをもっと広めていただいてですね、お願いしたいと思ひます。

次に、左岸地区の下水処理について少し御指摘したいと思います。私は伊倉の実家に帰ってきましたのが昭和62年だったと記憶しております。当時まだ私は大阪暮らしですね、自分で図面を書いて大工さんに図面を送って、家を建ててもらったわけですが、はっきりとした記憶は覚えてませんが、当時まだ合併浄化槽というのが確かなかったなあというようなことを大工さんから連絡きたような覚えがございます。そのようなことから判断しますと、平成元年以前の浄化槽は単独槽であり、特に左岸地区は公共下水道の普及が遅れている関係から単独槽が大部分を占めているんじゃないかと思えます。ということは、生活排水がですね、処理されずに、言葉の表現は悪いけれども垂れ流しになっているんじゃないかと、私なりに環境の悪化を心配するところでございます。近年やっぱり環境問題には非常に問題が重視される中でですね、左岸地区の単独槽の管理、それはどのように把握しておられるのかですね、今後どのような政策を持って対応されるのか、ちょっとこのあたりも詳しくお聞きしたいと思います。先日、熊本の熊日の記事からではございますけども、本年度から10年間、県は県内の下水処理の方針を示した熊本生活排水処理機構構想を作成しておるそうでございます。内容につきましても行政は十分承知しておられるかと思しますので、詳細については申しませんが、今後の公共下水道のあり方、合併浄化槽の成果、市町村設置型の浄化槽、あるいは民間資金活用による社会資本整備PFIといいますが、この使用などなど、生活排水対策となる市町村の選択肢など紹介が載っております。左岸地区はですね、昭和の合併で大変衰退してしまいました。特に小田郷の中心的位置にありました伊倉商店街、見る影もなく現在は町並みの形成がなくなり、欠けております。私は、平成元年にこの伊倉の実家に帰ってきたわけですが、今からちょうど23年になります。23年前伊倉の衰退ぶりに本当に驚きました。今でもこんなところがあるのかと、昔のままの悪水の流しっぱなし、そういったインフラ整備が大変遅れていましてですね、私も議員になりましたから、その方面大変力を入れてまいりまして、少しはよくなったかという気持ちになっております。その衰退ぶりを心配しましてですね、私は私なりに考えまして、伊倉二加保存会を結成して、二加の復活で町おこしをしよう、そういうことで少しは成果が出てきてまいっています。また伊倉伝統文化振興保存会の結成、その成果も出て、本年は伊倉南両八幡宮の例祭に4頭の馬追節頭が奉納されました。行政の方には補助金で大変御無理をお願いする形となりましたけども、地域の活性化と思い、ひとつ御支援をよろしくをお願いいたします。皆さん方もぜひひとつ見物に来ていただきたいと思えます。伊倉には竹下議員、それから松本議員、私と3人おります。竹下議員は議員でまた自分の特長を生かし、活躍しておられますし、松本議員におかれましては、伊倉のまちづくりの中で大変な成果を出して頑張っておられます。3人3様それぞれが特長を生かして、頑張っておりますけども、ただ時代の流れにはですね、勝てないこともございま

す。小さな振興策を取り上げていってもですね、大型店舗の出店、コンビニの出店等々の時代に流れにはとても立ち向かうことができません。そのような状況の中でせめて環境の整備だけはですね、解決しておきたいというのが私の考えでございます。そうしますとやはり家の建て方も少しは進んでくるんじゃないかなろうかという思いでございます。行政が今後どのような方法を政策としてされるのか、方針が示されないとはですね、左岸地区の市民としては生活排水処理のその取り組みに対してですね、行動が起こせないわけですね。私も何年も前からこの問題の提起をしておりますが、これは建設委員会の部でお願いしておりました。しかし行政の施策は示されないのであえて議会で答弁を求めます。

以上の2件の答弁をお聞きしまして、また進めたいと思います。

副議長（多田隈保宏君） 教育次長 立川隆則君。

[教育次長 立川隆則君 登壇]

教育次長（立川隆則君） 田畑議員の桃田運動施設の使用目的について、御質問にお答えいたします。桃田運動公園内の総合体育館内に開設しておりますトレーニング室は市民の皆様の健康維持と体力増進及び各種競技力の向上を目指して開設しているところでございます。トレーニングのプログラムといたしましては、筋力トレーニングのほかソフトエアロビクス、シェイプアップエアロ、健康運動教室等を実施し、若い人から高齢者まで幅広く利用していただき、平成22年度の利用者は男性が5,877人、女性が2,764人の8,641人でございます。また個々のトレーニングメニューの作成や運営に当たりましては、専門のインストラクターを配置し、利用者の方の目的、体力、レベルに合わせてトレーニング方法をアドバイスいたしております。各種筋トレトレーニングマシンにつきましても備品等の購入につきましても、年次計画により整備の充実を図り限られた施設環境の中で利用者の皆様が友好的に気持ちよく利用目的にあった運動ができるように今後とも環境づくりを目指すとともに利用者のニーズに応えてまいりたいと思っております。

以上です。

副議長（多田隈保宏君） 企業局長 竹原憲司君。

[企業局長 竹原憲司君 登壇]

企業局長（竹原憲司君） こんにちは。企業局長の竹原です。田畑議員の菊池川左岸の下水道整備についてどうなっているかということでございますけど、まず市として下水道をどのように把握しているかという御質問に対しましてですね、平成22年度末に人口別で把握しました資料がございまして、それを申し上げますと玉名市の総人口7万369人に対しまして、公共下水道人口が2万9,403人、農業集落排水人口が5,496人、合併浄化槽人口が1万2,215人、それから田畑議員がおっしゃってた自分

の家の単独浄化槽ということでございますが、ここが人口が8,720人、それから非水洗化人口、いわゆる昔ぼっちゃんトイレといわれたやつでございますけど、これが1万4,535人ということでございます。それで今までの経緯を若干申し上げます。菊池川左岸の下水道事業、御承知のとおり平成8年に300ヘクタールの範囲で伊倉地区基本計画事前調査を行ない、公共下水道事業を推進した方がよいとの報告を受けております。また、平成12年3月議会では左岸の下水道事業については、右岸の状況を見極めながら長期展望にたち、推進したいとの答弁をしております。続いて、平成14年、15年に右岸地区全体計画見直しによる調査を行ない、伊倉地区のみならず八嘉地区、豊水地区、大浜地区も考慮した受益者人口2万2,500人、389ヘクタールの地区の調査委託を行ない、その結果、この地区におきましては公共下水道がやはり適しているということで、概算総事業費は173億円ぐらいかかるという報告を受けております。このように菊池川左岸の下水道計画については、平成8年から事業化に向けて取り組んでいるわけですが、いまだに着工には至っていないというのが現状でございます。左岸に住んでおられる地元の方におかれましては、大変御心配しておられることと存じ上げます。なお平成12年に浄化槽法が改正されまして、それまで単独浄化槽でよかったものを合併浄化槽に切り替えるということに法律が改正されておりまして、単独浄化槽だけのところ、またまだ水洗化されていないところ、今後どういうふうにしていくかということでございますけど、市といたしましては長期の経済不況や左岸の浄化槽の普及による状況の変化などにより、左岸の公共下水道の必要性を今後慎重に見定めて早急に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 21番 田畑久吉君。

[ 21番 田畑久吉君 登壇 ]

21番（田畑久吉君） 桃田の体育館ですね、大体その答弁の趣旨はわかりますけども、せめてワンマシンの使用時間だけはちょっと10分程度に制限していただくようにぜひ御指導お願いします。そうしないとですね、やはり順序よく運動もできません、無駄な時間が多くなりますんで、ぜひそれだけお願いしておきます。それから左岸地区の下水道処理、竹原局長さん答弁いただきましてですね、八嘉伊倉地区は公共下水道が適しているというようなことではございました。それじゃあその他の地区はどうするかという、その方針をですね、出してほしいんですよ。伊倉八嘉は公共下水道でいい。そんならほかに大浜とかこっちとかいろいろありますよね。梅林とかその辺も。だからその辺のことをですね、はっきり方針を出さないと我々は単独浄化槽、そしてそれ以前のね、旧来のトイレ、そういうところはそんなにたくさん利用しておられる方多いと私思ってたんですけども、非常に多いですね。そういうことは生活排水はそのまま流

れるということに解釈されますよ。それでいいのかなあと私非常にこの環境の問題に心配してですね。人間の呼吸は1分間に何回と思いますか。18回、昔の軍隊がたっただと歩くのに合わせたんですね、18回。これはね、地球の引力によってですね、こうなっておるんですよ。引力によって起こる波が18回。その振動の呼吸によってですよ、起こる熱が36度、体温。36度の倍が72、脈拍ですよ。その倍が144、血圧。昔はですね、140でもよかった、血圧。私が子供の頃、9月5日うちの村にですね、神楽があって、子供の頃は綿入りの丹前着て見に行っていたんですね。中学生の頃はセーター着てました、簡単なセーター。最近はTシャツ1枚でもいい。それだけ気候が変わってきているわけですよ。気候が変わってなければ140血圧でも大丈夫なんです。人間はですね、生きているんじゃなくて自然の中に動物と同じ生かされておるんですよ。環境を壊したらですね、人間は住めないんですよ。宇宙人が来て地球に住むようになる。だから環境上にはもっと大事に考えてですね、取り組みを早くしないと取り返しがつきませんですよ。それだけ地球は段々変わってきている。だから140の血圧でも大丈夫ですけど、今140は高いとかいってですね、薬飲まないかん時代になりましたけども、その辺も十分考えてですね、ぜひひとつ取り組みを早めてもらいたと思います。それからついでですから言いますけど、合併した岱明ですか、公共下水道がある程度完了しておりますよね。私の友だちが家建てたときにですね、横の道が狭いから家建てられんから言うて、何とかしてくれ頼まれて、見に行ったら要するにわかったと、こうすればできるからと建つようにしてあげました。しかし、驚いたのはその狭い2メートルにもならないところに下水管が入っていたこと。これには本当にびっくりしましたよ。こんなところにも下水管が整備されているのかと。それが1つ。横島の方はですね、農業集落で大体整備が済みましてですね。天水はこれはもう農集である程度済んで、あとは市町村型設置合併槽で推進がされております。全てのもので、面が遅れているのは伊倉のこの昔の旧左岸という、左岸地区が一番整備が遅れているんですよ。だから早急にですね、伊倉八嘉は下水道でいいけど、ほかのところはどうするんだと。その方針を早く示さないと私は合併槽に切り替えてもですね、またすぐに切り替えなん、つながないかん、農集にするとかね、公共下水つながないかんとか、もう今合併槽に切り替える必要もないですしですね、みんなそれを待っているんですよ。旧来のトイレがそれだけ多いとは私も思ってませんでしたけど、ぜひひとつですね、今きょう言われたこともそうですけれども、早く実行に移していただくように強く要望をしておきます。

次は、災害後の対応についてということでございます。今年は本当に日本災害の年になりました。東北の大地震、想像を絶する大津波、自然・人間社会を破壊する福島原発の事故、はかり知れない放射能の汚染に全ての被災者の方々は大変哀しみに耐えてお

られます。広島原爆、広島に原爆落ちましたですね、原爆の168倍に当たるセシウムがですね、福島第1原発から放出され、風に乗って東西南北に拡散いたしました。これは新聞に載っております。そういった状況の中ですよ、あの人たちに頑張ってください、なんてですね、口が裂けても言えるような気持ちになりませんね。それだけの被害あっているところに。日本のその哀しみでですね、追い打ちをかけるように来たのが先日の台風12号でした。記録的な大豪雨。紀伊半島ですか、近畿地区の広範囲にわたってですね、大災害が発生しました。あれだけの雨量がこの城北地域、もし玉名に降っていたらですね、同じ大きな災害が発生しただろうと、想像できます。菊池川の氾濫、繁根木川然り、境川堤防の決壊、急斜面の崩落など将来想像するだけで終わるならいいなあと祈るのみでございますけども、せめて城北地域、玉名じゃなくてよかったなあってそんな不謹慎なことはとても口に出来ません。ところで6月の大雨でですね、八嘉の田崎、梅林の生見地区になりますかね、もう少し雨が続けていたらですね、家屋浸水の災害が発生したと思われます。私は6月議会でこのことを取り上げ、田崎排水機場の今後のあり方について早急に地区の市民の皆様にはですね、心配に対する対応、説明会を開くように強く要望いたしました。あれから3年、綾小路きみまろのあれから40年じゃないですけども、あれから3カ月、あれから3カ月ですよ。地区市民の皆様はですよ、毎日1日1日が大きな心配事です。今回の台風12号の場合もですね、局地的に記録的な大雨、台風時に限らず、最近は集中的、ゲリラ的な雨が多い傾向になってきております。そういった関係上、1日も早く地区市民の意見や考え方を汲み上げるのが行政の取り組むべき最初の対応、行動ではないかと、私は思います。行政に対する不満や不審が助長しないように努力をしてください。努力を。なぜ長い間3カ月も何の対応もされなかったのか行政の市民に対する誠意が1つも見えてこないで、その誠意と行動力ある答弁をお願いいたします。

副議長（多田隈保宏君） 建設部長 蓑田穂積君。

〔建設部長 蓑田穂積君 登壇〕

建設部長（蓑田穂積君） 田畑議員御質問の田崎の排水機場の災害後の対応ということにお答えをいたします。6月の記録的な集中豪雨におきましては、大雨の動向を注視しながら排水機場を連続運転するとともに、国土交通省より移動式排水ポンプの配備を受け、赤川内水面の上昇を抑え、集落内の浸水を防ぐことができたわけであります。田崎排水機場につきましては、議員より先ほどありましたように6月議会で御質問をいただき、出水時には排水機場及び樋門の初動捜査を早めに、かつ確実にしない、現能力を最大限に活用するとお答えしたところでございます。その後、この最近の浸水を受けまして、去る7月21日には国土交通省と玉名市の間で大規模な災害時における防災協定、応援体制について締結をいたしました。このことによりまして、大規模な災害のと

きには国土交通省とさらなる連携強化を図ることができると考えております。また8月8日には田崎地区の住民の方から排水機場の増設と流竹木への対応ということで御要望が出されております。地元御要望に対しましては、排水機場の設置者であります熊本県と協議を重ねてまいっております。議員御指摘の説明会につきましては、今後地区の代表者の方々と協議を行なう地区の皆様に御説明を行なってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

副議長（多田隈保宏君） 21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

21番（田畑久吉君） 高寄市長の目標は、市民の目線、これが第1ですね。今あの蓑田部長に対して非常に申し訳ないけども、蓑田部長の答弁は市民の目線にはなっていない。なぜか言いますと県にお上にまずお伺い立てて説明すると、それ反対ですよ。まずは地区の市民の皆さん方の御意見や御要望を聞いたら、それを県に持って行って、それを持って帰るのが市民の目線じゃないですか。皆さんそう思いませんか。私はそう思います。まず、市は取り組むべきことは市民の意見を事情を聞いて、それから県に持って行く、その返事を持ってくる。県に先にお上の意見を聞いてですね、それを説明すると、それは逆ですよ。だから市長がおっしゃった市民の目線というのは皆さん、部長も理解してない。そういうことではですね、市民の市政に対する不満、不信が増長されるわけです。そういうことを心配するから私はあえてここで言わざるを得ない。もう少しですね、真剣に市民の心を酌み取っていただくことを考えてほしい。すべてにおいて。私が建設部長に言ってもですよ、もうちょっと県と相談しているから。地元の区長が来られてもちょっと待って、議会終わってからということは何回も地元から電話あつてですね、県にやっぱりお伺い立ててもお上にお伺い立てる前に市民の声を聞けばその方法も要領もどうしたらいいかもよく理解するわけです。その辺はひとつ手順を間違えないようにひとつ部長、お願いしますよ。あえて私こんな憎まれ口言う必要もないんですけど、やっぱりいろんな意見も届きますので、ぜひ皆さん方もそういうことで肝に銘じてしていただきたい。せっかく市長が市民の目線とって頑張っておられるのに、あんたたちがそういうことではですね、市に市政に対する不信が募るばかりじゃないですか。ぜひひとつお願いします。

それから再度質問じゃないですからですね。竹原局長だったかな、答弁用意してなければそれでいいですから、やはり八嘉地区は公共下水道、その地域は農集にするとかですね、その辺のはっきりした方針を出して取り組んでいただくように強く要望して質問を終わります。どうもお疲れ様でした。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。



以上で、本日の日程は終了いたしました。

12日は定刻より会議を開き一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時55分 散会

第 4 号

9月12日(月)



3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木 壽君	20番	大崎 勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
24番	吉田喜徳君	25番	松田憲明君

+++++

欠席議員（1名）

23番 竹下幸治君

+++++

事務局職員出席者

事務局長	古閑 猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一 廣子さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	斉 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 嶋 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	立 川 隆 則 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

\*\*\*\*\*

副議長（多田隈保宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

副議長（多田隈保宏君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

1番 藏原隆浩君。

[1番 藏原隆浩君 登壇]

1番（藏原隆浩君） 皆さん、おはようございます。質問最終日ということですが、大変貴重なですね、お時間を拝借いたしまして、僭越ながら質問をさせていただきたいと存じますので、どうかしばらくの間お付き合いのほどよろしくお願ひしたいと存じます。1市3町による市町合併から早いもので約6年が経過しようとしております。合併特例債、また交付税の合併算定替えなど合併による優遇措置の期間も残り約4年というふうになってまいりまして、旧1市3町の均衡ある発展と新市玉名市としての一体的なまちづくり、あるいは行財政基盤の強化など今行政運営において大変重要な時期になってきていると思っております。このような状況の中でも特に本年においては本市の将来を大きく左右する重要な事業に取り組みることになっております。中でも総合計画の後期基本計画の策定につきましては、来年度からの5年間のまちづくりの指針となるものですし、また学校規模適正化計画においては将来の日本や玉名市を担うであろう子どもたちのために教育機会の均等と教育水準の向上を目指しての策定に向けた取り組みが進められております。そしてさらには公共施設適正配置計画を策定するというところで、合併して多数存在することとなった類似施設のあり方についても検討が始まりました。今回まずはこの公共施設適正配置計画から質問を始めさせていただきたいと存じます。この公共施設適正配置計画の策定については、本年度当初予算より委託料として894万6,000円が計上されております。今年度から2カ年に分けて進められる予定になっているようですけれども、5カ月が経過した今現在、プロポーザルによる業者選定を行なった上で契約を締結され、これから本格的に計画策定に取り組んでいかれるところだというふうに思います。そこでこの計画策定に当たりまして、2カ年もかけてやるということですので、その契約に基づく2年間の取り組み内容、そしてまた事業費の内訳はどのようになっているのか、まずお尋ねをいたします。また合併のメリットとして行財政基盤の拡大による行政サービスの効率化があげられておりましたけれども、合併して類似施設が多数存在する中、公共施設の適正な配置や整備について取り

組むということですので、共感される人は非常に多いというふうに思いますけれども、これまで執行部から公共施設適正配置計画についてなされた説明からは具体的な計画の方針や計画を踏まえた取り組み内容があまり見えてきませんでした。この公共施設適正配置計画の策定については、第一次総合計画にも記載されているとおり、行政サービスの公平な提供と行財政運営の効率化を図る上では大変重要な計画であることはいうまでもありません。それ故にこの計画が名前負けしない実効性と有効性の高い計画にしなければならないというふうに思っております。そこで業者選定をして契約を締結された今、これだけの予算を通し、2年かけて策定するわけですので、まさか単なる公共施設の統廃合のあり方を示すだけというようなそういったことではないでしょうか、計画がどのような役割を担って策定されるものなのか、また策定される計画がどのような内容であるのか、そして既存の公共施設や今後計画される施設にこれがどのような効力や影響を及ぼすものなのか、その点についてお尋ねをさせていただきます。

次に、今物議を醸しております市民会館の建設とその進め方について質問をさせていただきます。私はこれまで市民会館に関連した質問を何度か行なってまいりましたが、それは市民会館が音楽の都づくりや地域振興、文化振興の拠点として、また災害時の避難所として大変重要な役割を担っているということをも十分理解しているつもりでいるからです。ですから以前の質問の中で特に市民会館の安全性についてお尋ねをまいりまして、その答弁としては建て替えか全面改修か、早期に検討し、決定していくということでした。そしてそれを受けて本年度に入り、早速市民会館建設検討委員会が設置され、延べ5回だったでしょうか。委員会が開催され、協議されてまいりました。私も傍聴をさせていただきましたけれども、その検討状況を見てみますと、市民会館の建て替えありきで物事が進んでいるようにしかどうも見えてなりません。私はこれまでの市民会館の質問の中で、玉名市における公共施設のあり方について考えたときに市としては1市3町で合併し、新玉名市として多くの類似施設を抱えているのが現状となっており、今後は効率的な施設の管理運営と公平なサービスの提供を図るため、公共施設の統廃合を含めた配置計画の策定がまずは必要であるだろうし、合わせて公共施設の建設や改修について財源の確保も含めて長期的に計画しておくことが大変重要となるので、これは早急に検討すべき事項であるし、これらの計画無くして公共施設の今後の建設や改修など容易に行なうべきではないというふうに申し上げてきたことを記憶しております。そしてそれは今も同じように考えているわけでございます。こういったことを踏まえて先ほどお尋ねいたしました公共施設適正配置計画が今後2年間もかけて策定される状況にあって、まだ配置計画やそれを反映した財政計画がないこの状況の中で、市民会館大ホールを移転新築の方向で検討するというようなことが検討委員会の答申を受けて急浮上しておりますが、こうした場合、市民会館の建設はまだ策定され

ていない公共施設適正配置計画上どのように取り扱われていくのでしょうか。またこのように大規模な事業でかつ建て替えの話が急浮上するほど重要な事業は、本来高崎市長が策定に携わられた新市建設計画にも当初から計上されていて然るべきではあります。新市建設計画にも掲載されていない事業を短期間の検討で結論を出されることに非常に不安を覚えるところでもあります。新市建設計画については、3月議会で質問させていただきましたが、計画を尊重しながらも見直しを図っていくといった内容の答弁がありました。もしそうであるならば見直す事業や新市建設計画に沿っていない事業などについては、特に説明責任を果たされる必要があるというふうに思っております。今回の2日目の一般質問の答弁としてお答えもいただいておりますけれども、ここで改めて急浮上している市民会館の建て替え計画について、なぜ今なのか、また新市建設計画に掲載されている事業で未実施なものもありますが、それよりもなぜ優先すべきなのかということをご十分御説明いただきたいと思っております。加えて今後これをどのように進めていかれるのか、そのスケジュールや今後の説明責任の果たし方について御答弁をお願いいたしますと存じます。

副議長（多田隈保宏君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

企画経営部長（田中 等君） おはようございます。藏原議員の公共施設適正配置計画についての御質問にお答えいたします。この計画は23年度から24年度までの2カ年で第1次玉名市総合計画の前期基本計画に掲げております公共施設の適正配置と整備に取り組むものであります。本市において合併後により混在する結果となった類似施設や老朽化した施設をそのまま維持管理することは合併算定替えによる交付税等は平成28年度から段階的に減額になる中で、ますます厳しくなる財政状況をさらに逼迫させる要因となることが懸念されております。そこで中長期視点から公共施設のあり方を整理し、市民の利便性を保つと同時により効率的な施設運営を図ることを目的に本計画を策定するものであります。今後の具体的な取り組みといたしましては、平成23年度に公共施設の配置状況や利用状況、コスト状況等の実態を調査分析して玉名市公共施設マネジメント白書にまとめます。その結果を踏まえまして、平成24年度には公共施設の有効活用や統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直し等の検討を通じた公共施設の効率的な管理運営を推進するための方針である玉名市公共施設適正配置計画を策定いたします。事業費といたしましては、業務委託料として平成23年度で855万7,500円、これは契約額になりますけれども、平成24年度で414万7,500円となっております。これは各施設の調査項目が多岐に及びかつ莫大な量となるため、実態分析等の補助を行なってもらうものであり、また分析したデータから導き出される課題や問題点を明確化した上で専門的知識をもとに公共施設のあり方についてさまざまな観点から助

言をいただくものです。その具体的内容といたしましては、平成23年度には施設別、用途別、地域別ごとの調査分析を行ない、公共施設の配置状況及び施設機能ごとの分布を示した地域実態マップを作成し、階層別、地域別人口の将来予測を踏まえた建て替えや大規模改修等にかかるコスト試算を行ないます。さらに各施設の現状と情報を一元管理し、更新可能なシステム構築の支援を行なっていただきます。24年度には施設のライフサイクルコストの再積算、使用、利用状況、運営面の効率化等の改善検討項目を洗い出し、有識者を含めた検討委員会の運営支援を行なっていただきます。このような分析検討を行なった上で具体的に各施設がどのように配置されているか、どれくらい利用されているか、運営コストがどれくらいかかっているかといった分析結果をグラフ等で市民にわかりやすく示してまいります。本計画策定につきましては、厳しい財政状況を踏まえながら、今後の市民サービスや利便性はもちろん効果的な運営体制等について十分な検討を重ねてまいります。その結果、これからの総合計画、財政計画、実施計画等における施設配置等についての基幹となる資料になることはもちろん、各施設の抱える課題、例えば使用時間、使用料などの利用形態、スペースの有効利用状況、直営化、民営化といった運営形態など、さまざまな角度から検討した改善策を示し、これからの公共施設の適正な施設運営に役立ててまいります。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

市長（高崎哲哉君） 藏原議員の市民会館についてお答えいたします。市民会館は建設後約44年が経過をし、建物の老朽化が著しいことやバリアフリー対策の不足、舞台の狭さなど機能面の不便さが問題となっており、対策は必要となっております。このような中で市民会館を整備する際、合併特例債の適用期限が平成27年度までとなっており、市の財政負担を軽減し、優良な資産として市民会館を残すには今の段階で検討する必要があると考えております。また本市において文化、芸術活動の中心的役割を担う市民会館は他の施設では代えることのできないただ1つの重要な市民の方々の活動拠点でもあります。議員御承知のとおり合併時の新市建設計画に記載をされておりましたけれども、合併後の平成19年に策定をされました総合計画の中に文化ホールの整備が位置づけられております。そしてまたマニフェストであるチェンジ玉名の芸術文化都市の構築の中でも全面改修か、建て替えかの結論を得て整備を推進するとなっております。また検討委員会から建議された玉名市民会館整備基本計画案の基本方針には音楽活動の盛んなまちとして「音楽の都玉名」を推進し、芸術文化レベルの向上を目指すとなっております。来年度策定が予定されております公共施設適正配置計画の中にもこの方針を反映させる所存でございます。今後は基本計画書案の内容を十分検討した上で、改修か建て替えか、建て替えとすればその場所と規模などについて、早い内に市民の方々



や議員の皆さまにお示しをしたいと考えております。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 1番 藏原隆浩君。

〔1番 藏原隆浩君 登壇〕

1番（藏原隆浩君） 御答弁ありがとうございました。市民会館の建て替えにつきましては、これまで検討委員会、市民会館建設検討委員会ですね。こちらの方で公開された会議態の中で進められ、結果として9月6日に建議されましたけども、今後進めていかれる際もぜひともこれまでのように情報をしっかりと開示をしながらだれもが納得いくような形で理解できるような手法で、慎重に進めていただくことくれぐれもお願いしたいというふうに存じます。また公共施設適正配置計画の方ですけれども、答弁にもありましたとおり公共施設の統廃合は行財政運営の効率化の面では大いにメリットがあると思いますが、その反面市民の福祉の向上を目的に設置されている施設の統廃合になると住民サービスの低下につながる恐れもあります。ですから行財政運営の効率化と住民サービスの維持とのバランスをとることが非常に重要でありますので、慎重に計画策定にあたっていただきたいと思ひますし、何度も言うようですが、この計画が名前負けしない実効性と有効性の高い計画に仕上げさせていただくことを強く願っております。

次に、未利用市有財産の利活用についてお尋ねいたします。未利用の普通財産、つまり現在利用していない市の所有する財産の利活用について昨年12月に質問をさせていただいたところでございますが、今回いただいた決算書を拝見してみますと、市が所有する市有財産の面積は約500万平米ということになっており、昨年からあまり変化がなかったように思ひます。この約500万平米、500ヘクタールですね、という土地の市有財産の中で庁舎関係の用地や学校施設用地、公園用地などの行政財産の約420万平米、これについては一定の目的のために公共用に活用をされているものですが、残りの約80万平米に及び未だ用途の決まっていない財産、これについては普通財産ということになります。市が所有する財産については、本来は多くの市民の利用に供し、その地域の活性化のため、または市民の福祉の向上のために利活用すべきであるということはいまでもありません。しかしそれができないのであれば、利活用しない財産を市が所有していても何のメリットも生まれることはない。これは明らかで、売却などにより民間の活用委ねるべきかと、そういった旨の以前の質問でも申し上げたとおりであります。現在公共施設適正配置計画が、先ほどからの質問のように策定されているところではありますけれども、計画による取り組みによっては、現庁舎跡地の利用の問題、これのように今後さらに施設や施設の跡地利用の問題が発生してくることが予想されます。また同様に、現在進められている学校規模適正化調査、この結果次第でももしも学校の統廃合というようなことが起こり得るならば、その跡地利用の問題も浮上

してまいります。このように施設が廃止されるということになれば、未利用の普通財産が今後増加していくということにつながりますので、その普通財産の利活用というのは、今後大きな問題となる可能性があります。そこで昨年12月に質問したときの答弁に未利用市有財産利活用基本方針を22年度内にまとめ、今年度から取り組んでいくということでありましたので、恐らくその後手つかずの状態まで今日に至っているのではないかなというように思いますが、ここで改めて定められた活用基本方針の内容がどういったものなのか、そして今年度の具体的な取り組み、どのように行なっていくのか、この点についてお尋ねをさせていただきます。

次に最後の項目になりますが、機構改革と職員の適正配置について質問をさせていただきます。先日、職員採用試験の応募が行なわれておりましたが、24年度の職員採用予定者は6名ないし7名程度ということでした。今年度末の退職予定者数は17名とお聞きしておりますから、その計算からすると合併協議の申し合わせ事項である退職者の概ね3分の1採用程度ということになります。合併効果の1つとして一元的、効率的な行政サービスの提供による人員削減というようなことは合併以前からもいわれておりました。その謳い文句のとおり合併当初は697人であった職員数も、本年の4月1日現在では562人となり、わずか6年間という短期間で135人、135人の職員削減となっており、さらに来春には職員が約10人削減される予定というふうになっております。このような状況で、私が一番危惧していることは住民サービスが低下するのではないかなということであり、このことに関連しては、昨年9月議会でも職員定員適正化計画について質問したところでもありますが、退職者の3分の1採用ありきの計画では不安は募る一方であり、将来には交付税の合併算定替えが段階的に縮小されて、年間で約20億円程度の減収が見込まれる中で、職員数の削減だけに頼る行政改革では必ず限界が来ると思っています。また昨年の12月に、ある議員さんが退職者の3分の1採用と住民サービスについて同様の質問をされておられますが、それに対して組織機構の見直しを進めていくことや人事に関するヒアリングや業務分析等を参考にして職員数の適正配置を行なっていく旨の答弁がっております。今回の質問でも同じような質問をされておられます。そこで来年24年度における職員採用予定者数や人員削減数が概ね明らかになった今、来年度の組織体系や職員の適正配置については当然、計画または予定を立てられているからこそその人事であると思っておりますので、職員削減が住民サービスに与える影響をどのように分析し検証して、組織体系の見直しや職員の適正配置につなげられているのかをお尋ねをさせていただきます。

御答弁よろしく申し上げます。

副議長（多田隈保宏君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

企画経営部長（田中 等君） それでは最初に未利用市有財産利活用について御答弁申し上げます。これにつきましては最初の1日目の質問でもあったかと思えます。ちょっと答えが重複するかもしれませんが、お願いいたします。遊休地の利活用につきましては、今年4月に玉名市無利用市有財産利活用基本方針を策定しております。内容といたしましては、財産の用途廃止を決定した後、市として保有継続、売却処分、貸付による利活用のいずれかを選択することとしております。行政財産が用途廃止で普通財産になった後、市として将来的に利活用が無く、維持管理費が必要となる普通財産につきましては、売却や貸付などを行なうことによって市の財源確保や経費の節減を図っていくこととしております。普通財産の売却や貸付につきましては公平性を確保する上から原則一般競争入札となりますが、関係各課と協議を進めながら今年度中には要綱の制定を行ない、年度末には売却処分等の手続きができるように考えております。

続きまして、機構改革と職員の適正配置についての御質問にお答えいたします。本市は限られた財源や人員の有効活用を図り、新たな行政課題や社会情勢の変化に柔軟に対応し、最小の経費で最大の効果を上げるという観点から、退職者数の3分の1を新規採用とする方針を踏襲してまいります。と同時に効率性の向上や地方分権推進への対応等をよりスムーズに推進していくための住民本位のわかりやすい組織づくりに努めてまいります。今後も退職者数の3分の1での新規採用を進めていくことで、職員への事務負担が増大し、住民サービスへの影響等が懸念されているところでございますが、その課題を改善するため第2次玉名市職員定員適正化計画に基づき、事務事業、組織機構等の見直し、人事評価制度の活用及び職員提案制度の導入並びに人材育成の推進、再任用職員等の積極的な登用、アウトソーシング等を積極的に推進してまいります。また今後の職員の適正配置につきましても各課の実情や将来的な業務の増減状況を把握しておくことが肝要であるとの認識に基づき、次の2点などを参考に行なってまいります。1点目として人事課が行なう全ての課長を対象とした人事業務に関するヒアリングの実施でございます。これは本年度及び次年度以降において、所管課が実施または実施予定の事業等及び現在の職員の状況などを所属長から聞き取りを行なっているところでございます。2点目として、各課の業務分析の実施でございます。昨年度から企画経営課で市役所全ての部署を対象として既存の業務を振り返り、可視化することでその分析を行ない、その業務手順などが改善できるよう早急に整備を進め、その結果、業務の一覧や業務の指示書を整備することで、人事異動時の職員の負担軽減を図るための引き継ぎ書や今後の事務改善、組織機構の見直し時の適正な職員数の把握に活用する予定でございます。今後もそれらの検証結果などを参考にしながら、職員の適正配置に努め、安定した行政運営を行ない、住民サービスを維持してまいりたいと思っております。

副議長（多田隈保宏君） 1番 藏原隆浩君。

[ 1 番 藏原隆浩君 登壇 ]

1 番（藏原隆浩君） ありがとうございます。第 2 次の職員定員適正化計画では平成 28 年 4 月 1 日時点で、504 人を目標にされておられますが、類似団体の定員と比較してみましても、現時点で大きく下回っている、恐らく下回っているはずなんです。これが各部署においてそれぞれの業務量を確実に調査、分析して、その検証結果から定員を算出するのであれば納得できるのですが、計画で定めているように退職者の 3 分の 1 採用ありきで算出した職員数が、とても適正な定員とはどうしても思えないし、3 分の 1 採用ありきでは、確実に業務を遂行していくための適正配置がなされるはずがないというふうに思うんですけれども、そう考えると、せめて新庁舎が完成して、本庁と総合支所間で効率的な行政運営が可能となるまでは 3 分の 1 採用の凍結や見直しというものもやむを得ないではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。例えば 1 つ例を挙げてみますと、今回の一般質問の下調べで管財課の方に何度か伺いましたけれども、管財課の方が今職員さんが 7 名配置されております。昨年度からするとアルバイトでいらっしゃった方が 1 名減ということで、体制としては 1 名減の体制で本年の仕事をですね、業務を遂行されておられますけれども、先ほどの未利用市有財産の利活用についての答弁も以前質問したときの答弁とほとんど変わりばえしておりませんでしたけれども、唯一今年度末には売却処分の手続きができるように考えているということでした。しかし、この大規模事業として限られた時間の中での新庁舎の建設、これでただでさえ通常より業務が煩雑である上に、市民会館ホールの移転新築というものが今急浮上ってきて、さらにはこれまでの通常の市有財産の管理業務に加えて処分、利活用、これからどんどん進めましょうよと。このように膨大な業務量を抱えた状況の中で、本当に先ほどの答弁のように進めていくことができるのでしょうか。いかがでしょうか、市長。この後の御答弁はいただかなくて結構ですけれども、やはり近い将来を見据えて選択せざるを得ない、今確実にやるべきこと、やるべき業務、これを最大限に努力すべきであるし、そのためにも先ほど申し上げたとおり、それぞれの業務量をしっかりと調査、分析してその検証結果に裏付けられた本当の適正配置が今必要だと思うんですけれども、再考の余地はないのでしょうか。市長を初め、執行部の柔軟な対応を心から期待しております。

以上で質問を終わります。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、藏原隆浩君の質問は、終わりました。

4 番 江田計司君。

[ 4 番 江田計司君 登壇 ]

4 番（江田計司君） おはようございます。4 番、蒼風会の江田です。多田隈議長の下でこうやって一般質問ができるのを大変光栄に思っております。きのうは岱明中の体

育祭でした。炎天下の中でしたが、子どもたちのはつらつとした演技や力一杯の走るプレーにとても感動をさせられました。若いパワーをもらいました。聞くところによりますと、きのうは恐らく35度以上はあったのではないのでしょうか。幸いにもだれ1人熱中症にもならず怪我もなく無事に終わりました。しかし、この時期、保護者の中から「もう少し後か、それとも5月ごろでは、そういう声も聞かれました。森教育長、どうか御検討をよろしくお願いいたします。

ちょうど6カ月前、3月の一般質問の中日、終わったとき、あの悪夢のような出来事が思い出されます。未だに行方不明の方々が4,086名おられると伺っております。そして、台風12号は大地を舐め尽くすようにして日本海に去り、ゆっくりと獲物をしとめる猛獣のような残忍さ、豪雨被害に遭われた和歌山、奈良県では今でも50人以上が行方不明のまま、合わせて110人以上の犠牲者が出ておられます。改めまして、御冥福とお見舞いを申し上げます。今や地球は温暖化によるものが、狂っているようです。必要なところには与えずに、必要以上に意地悪をしているのが現状じゃないのでしょうか。ところで6月議会で松田議員からも一般質問がありました。私も再三質問をいたしております。大野下地区の基盤整備の進捗状況はどうなっているのか、地元の人たちも大変心配をされております。そのことについてお伺いをいたします。

次に、機構改革と各支所の市民サービスについてですが、今回も何人かの人、議員さんからもサービス低下などについてお尋ねがありました。9月2日の全員協議会においても、説明がありました。合併して早くも6年が経過しようとしているところ、どのようになるのか、お尋ねをいたします。回答をいただいてから次の質問に移ります。

副議長（多田隈保宏君） 産業経済部長 植原 宏君。

〔産業経済部長 植原 宏君 登壇〕

産業経済部長（植原 宏君） おはようございます。江田議員の大野下地区の基盤整備の進捗状況についてお答えいたします。本地区は国の補助を受けまして、県が事業主体となり経営体育成基盤整備事業として将来の安定した農業経営の確保あるいは幹線排水路の未整備に起因する湛水被害の解消を目的としまして、平成24年度新規採択を目指し、事業の推進を図っているところでございます。現在、営農検討委員会を3回開催し、採択要件であります経済効果を上げるため、大豆、小麦等の具体的な導入、及び面積計算について検討を行なっているところでございます。この計画につきましては、事業完了後も継続的な作付けが必要で、事後評価を行なう必要があり、実現可能な作付け面積とする必要がございます。またこの営農検討会で検討されました作付け面積や平成22年度に作成しました事業計画書をもとに農政局のヒアリングを受けております。ヒアリングで2点の指摘を受けているところでございます。1つ目は現在の作付け面積、作付け計画では最低限の経済効果しか発現していないこと。2点目は同意率が100%

に達していないことをごさいます。このことから作付け計画につきましては、施設園芸を導入するなど、収益向上を図り、さらに事業費全体の見直しを行ない、できる限りの事業費の削減をすることで、現在の経済効果より高めの設定が可能となり、県全体の中で重要な地区として位置づけられるよう思案しているところをごさいます。また同意率につきましては、再度対象者を訪問するなどし、100%の同意が得られるよう推進員の皆さんと取り組んでいく所存をごさいます。一方で、経営体育成基盤整備事業の平成23年度の新規採択が凍結であったことから、平成23年度採択予定地区が平成24年度新規採択予定地区と競合する状況となっております。いずれにしましても、今後1つ1つ確実に問題を解消し、採択されますよう準備を進めてまいりたいと思ひます。

以上をごさいます。

副議長（多田隈保宏君） 企画経営部長 田中 等君。

[ 企画経営部長 田中 等君 登壇 ]

企画経営部長（田中 等君） それでは私の方から機構改革と各支所の市民サービスについての御質問にお答えします。合併から早6年が経過しようとする中、最大の合併効果である行政のスリム化を実現するため、事務事業の見直しや官民共同の推進を図りながら退職者数の3分の1を新規採用する計画を進めてまいりました。合併前は当然、各自治体で全ての住民サービスを行なっておりましたので、合併時においては組織の急激な変化により住民に混乱が生じないよう事務全般にわたって事務を司る総合支所方式による運営を行なってまいりましたが、現状では総合支所職員、これは3総合支所で59人に対し、それぞれの総合支所の所掌事務は本庁の26課分110項目が割り当てられております。既に総合支所として機能していない感も生じてきております。そこでこの現状を整理し、市民にわかりやすい形でお示しする必要がある点、また限られた職員で行政運営を行なっていかなければならない点を考慮し、総合支所のあり方、総合支所から支所への移行を検討しているところをごさいます。今後は関係部署と十分協議を行ない、その中で本庁と総合支所の所掌事務の見直し、無駄を省き効率化できる事務の洗い出し、民間活力の積極的導入の検討を行なうと同時に、支所移行の時期や問題点等についての議論についてを進めてまいります。またその際には地域の率直な意見をお伺いするため地域協議会への諮問を行ない、その答申を参考にしながらよりよき組織づくりについて協議を重ねてまいりたいと思っております。

副議長（多田隈保宏君） 4番 江田計司君。

[ 4番 江田計司君 登壇 ]

4番（江田計司君） 大野下地区の基盤整備については、平成23年度の新規採択が凍結とのこと、平成24年度の新規採択予定地と競合する状況となっているとのこと、まして経済効果の問題、そして同意率が100%に達していないこと、そのことを聞け

ばなかなか厳しい状況と聞こえます。平成21年8月14日、JA鍋支所で県、当時の島津市長、岱明選出の市議5名、関係区長さんたちとの説明では95%の同意が得れば平成24年度に事業採択できるとのことでした。21年9月には同意率95%に到達したとの報告を受けたので、ほっとしていたところであります。この地区は湛水防除施設は十分な能力はあるが、幹線排水路未整備なので、圃場整備を推進し、防除に努めるとし、幹線排水路は地区外から8割流入しているので、防災上の意義が大きい。事業推進上考慮する必要があると島津前市長も大変努力をされた経緯があります。今年のような梅雨時期でも何回も田植えをした後に稲が冠水し、大変な御苦労をされております。これからもこの異常気象によりちょっとした大雨が降れば、大野下駅前地区も冠水をします。もしも今回採択されなければ、せっかく同意をされた方々も高齢になられ、ますます厳しくなるのではないのでしょうか。あらゆる角度から検討をしていただき、24年度採択できるようお願いをいたします。

次に、機構改革と各支所の市民サービスについてですが、合併して市民サービスが低下したとの話はそれぞれの支所で聞かれます。高寄市長のチェンジ玉名の中に「チェンジとは市民の目線に沿った形で質の高い市民サービスを低コストで提供できる行政組織の体質を変える、市民の満足度を向上させる取り組みを」と謳ってありますが、聞こえてくるのは大変厳しいお声であります。合併して、市長も4人が1人、それぞれの組織も減り、議会も66人が26人と減り、町時代ではかゆいところまでも手が届いていたのに、市民サービスも大変厳しい声も聞かれております。先だって、水産連絡協議会がありました。そのとき漁業の担当者の人から、「やっと漁協関係のことがわかってこられたのに、また担当者が変わってはなかなか先に進まない」との苦情も聞こえてきました。何でこの機構改革の質問をしたのかといいますと、さきの大野下地区の基盤整備の件についても、担当者が変われば今までの経緯についてもわからない、特に地域密着が大変重要な町部においては、大変厳しいのではないのでしょうか。そのことが市民サービス低下につながっていくのではないのでしょうか。人員不足の折から大変ですが、御検討をお願いいたします。

次に3番目の市民会館建設と全体のまちづくりはどうなるのかについて、お尋ねをいたします。市民会館建設については、何人かの議員さんからも質問がっておりますが、今年の3月議会の市長招集あいさつの中で、建て替えを前提とした検討委員会を設置するとありました。建て替えた場合、現在の会議室を使用するのか、また新庁舎建設にあたって現庁舎の跡地利用、マルシヨクの跡地利用、凸版跡地、新玉名駅前3.2ヘクタールなどの周辺整備などの全体的なまちづくりはどう考えておられるのか。高寄市長にお尋ねをいたします。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

市長（高寄哲哉君） 江田議員の全体的な町づくりについての質問にお答えいたします。本市が目指す都市像に向かって、あるべき姿を想像するため、道路、公園、下水道、学校、文化施設など公共施設を配置するなど、まちづくりのハード的な側面においても市民生活を取り巻くあらゆる要素を多面的かつ総合的に検討し、市民を初め関係機関との合意形成を図りながら計画的に進めることは市の当然の責務であり、その着実な遂行が強く求められると認識をいたしております。また市街地を初め、市全域に渡って民間の経済活動による看過できない無秩序な開発などを抑制、規制する意味からもまちづくりは長期的な視野の下に行政がリードしていくことが重要であると考えております。これらを背景とした総合的なまちづくりを推進してまいりますが、議員の御質問にございました4カ所の市有地または民有地の活用策の現況について、お答えをいたします。現庁舎の跡地活用につきましては、有明消防本部庁舎の建設候補地として、有明広域行政組合内で慎重に検討されているところでございます。次にマルシヨク跡地につきましては、既に基本計画の策定と基本設計を終え、再生事業として着手し、暫定的に駐車場を整備した経緯があります。今後は実施設計に向けて、財源の問題や整備方法を検討する中で中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、新玉名駅前3.2ヘクタールの周辺整備につきましては、先の市議会一般質問で答弁いたしましたように多面的かつ総合的な検証をした結果、民間活力による開発を誘導し、その進出状況に応じた必要なインフラ整備や諸手続きに市が積極的に支援していきたいと考えております。

最後に、新庁舎建設候補地といたしまして検討されてきた凸版跡地の活用につきましては、現時点では市による公共施設等の整備計画はなく、また民間による活用といった話も聞き及んでいないところでございます。今後も引き続き、民間活力の導入などさまざまな観点を踏まえ、十分な検討を行ない、県北の拠点都市としてだれもが本市に魅力を感じ、住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

企画経営部長（田中 等君） 市民会館につきましては江田議員の方から今の現在の会議室をどうするのかということがあったかと思っておりますので、それにつきましては平成18年に市民会館会議室が新築されております。市民会館を建て替えた場合、現在の会議室を使用するのかにつきましては、今の利活用についてそのまま利用しますと事業費の削減になりますので、そこを踏まえまして、検討委員会で建議された内容を十分検討



した上で整備内容を検討していきたいと考えております。

以上です。

副議長（多田隈保宏君） 4番 江田計司君。

[ 4番 江田計司君 登壇 ]

4番（江田計司君） 市民会館建設検討委員会の傍聴に3回ほど出席をさせていただきました。委員の方々からはいろいろな意見も出されました。主なものは音楽の都玉名にふさわしい建物を、そしてオーケストラピットを造ってほしい。客席は身障者や高齢者が利用しやすいよう通路や座席を工夫し、全国にないようなものをつくれれば、経済効果が期待できるのではないかと。今の会議室を併用して利用することなど、以前からこの市民会館の老朽化はわかっていたのに、なぜ会議室を建てるときに市民会館建設建て替えの計画は考慮しなかったのか。今の会議室はマイクの設備が非常に悪く、また会議中に隣の雑音が騒がしい苦情があります。ある議員さんが文句を言いました。そしたら予算がなかったからとの回答でございました。だから結果的には安普請だったわけですね。新庁舎、市民会館においても考えていただきたい。何も安いだけがどうかと思いません。全体のまちづくりについてですが、現庁舎跡地利用については、有明消防本部庁舎の建設候補地として検討されているとのことですが、全員協議会の中でもいろいろな意見も出ました。それは市長も御存じだろうと思います。先般、回答が9月の5日に答申が出ましたけども、その後に近隣の商店街の人たちに話を聞きましたところ、24時間緊急自動車の音や交通渋滞の中では賛成はできかねるという意見も聞かれました。現庁舎跡地利用については、もう少し中心市街地が活性化するようマルシヨク跡地との連携も考えて計画をされてはどうでしょうか。また凸版印刷跡地については、何か建設の検討の余地があるのではないのでしょうか。新玉名駅3.2ヘクタールなどは民間に活用を依頼するという話ですが、あそこそ有明消防本部には一番ふさわしい場所ではないかと個人的には思っております。ローマは1日にしてならず、まちづくりは長年にわたっての計画をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時22分 開議

副議長（多田隈保宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 内田靖信君。

[ 3番 内田靖信君 登壇 ]

3番（内田靖信君） おはようございます。自友クラブの内田です。均衡ある玉名市

の発展について一般質問を行ないます。まず、市民会館建て替えの適否についてお尋ねをいたします。現在の玉名市民会館は日本の高度成長が加速化し、また量的拡大へと突き進む昭和42年に竣工し、以来さまざまな文化事業やイベント等が展開される中に、40数年が経過し、その老朽化により昨年度から耐震診断の必要性やそれに伴う全面改修あるいは市民会館の改築、いわゆる市民会館の建て替えをも視野に入れたところの検討が必要となってきたところです。この件について平成22年6月定例会の一般質問において執行部は現在の実施計画では建設予定はないが、建設後43年を経過しており老朽化が著しく、外壁の補修あるいは照明機器、音響設備などの改修が必要であり、今後耐力度調査や営繕、修繕費などを把握するための調査を踏まえて、全面改修を行なうか、建て替えを行なうか、早い時期に結論を出したい旨の答弁がなされております。また平成22年12月定例会においては、平成22年度に支障が生じている排煙ダクト及び屋上防水の修繕を行ない、そのほかにも大規模な修繕が必要となっており、早い時期に結論を出したい旨の答弁がなされております。このような背景により、平成23年度当初予算による市民会館建設検討委員会の報酬が予算化をされ、9月6日にその答申がなされたところでございます。さて、私たちはかつて1市3町で構成をしておりました合併協議会において、1市3町でのそれぞれの財政状況を踏まえて事業の継続性や緊急性、あるいは重要性などを中心に合併後の新市発展にどうしても必要とされるさまざまな事業を新市建設計画として策定し、合併した平成17年度より平成27年度までのいわゆる合併特例期間においてこの新市建設計画を大きな指針として現在まで各種事業を展開をされていたところでございます。残す合併特例期間もまたこの新市建設計画に沿った事業により新しい均衡のとれた玉名市を作り上げなくてはなりません。ただ私はこの新市建設計画を最大限に尊重しながらも一言一句変更することなく、あるいは修正することなくこれを金科玉条とするものではありません。時代の要請や社会の変化に伴い新市建設計画の多少の変更や修正あるいは優先順位の変更などを行なうことは、これはやむを得ないものと考えております。しかし今回のような数十億を要する市民会館建設事業については、先ほど申し上げております新市建設計画にはまったく掲載をされておられません。またかつての玉名市議会で議決をしました平成19年度から平成28年度までの10年間における玉名市の発展の方向性を示し、市政運営の基本方針となる第一次玉名市総合計画においても直接市民会館の改修、改築については触れておらず、文化ホールの整備の検討として音楽演奏を主体とした文化ホール建設誘致を検討するとあります。これは玉名市が自ら事業主体となることなく、何らかの民間活力を活用する方策を模索するものと受け止めております。恐らく新市建設計画との整合性を配慮してこのような表現になったものと私は察しております。さらに高寄市政の下で策定をされました平成22年度から平成24年度までの3年間にわたる実施計画においてもなお市民

会館の大規模改修や建て替えについての計画はなされておりません。具体的な記述は平成22年昨年9月に策定をされました「チェンジ玉名」の芸術文化都市の構築として芸術や文化振興の拠点となる玉名市民会館については、平成22年度中に全面改修か建て替えの結論を得たいと考えているとの答弁がっております。申し訳ございません。少し前後しました。そこでお尋ねをいたします。先ほど申し上げましたように玉名市民会館の耐力度調査を実施し、営繕、修繕費などの調査を行なう旨の答弁がおりますが、その調査結果について、お示しをいただきたい。

次に、市民会館建設検討委員会の選任について伺います。さきの6月定例会中の全員協議会において執行部より市民会館建設検討委員会委員の選任名簿が発表をされました。この人選については、執行部で協議検討され、選任にいたったものですが、岱明自治区、横島自治区、天水自治区のそれぞれの地域協議会からの選任もなく、また地域からの代表の選任もなく、旧玉名市に偏った人選となっており、この選任は全市的な視点のない、公平性の低いものと考えざるを得ません。全面改修か建て替えが恐らく数十億の事業を検討する委員会であるならば、少なくとも新庁舎建設検討委員会の選任に匹敵する委員会構成が必要だったと考えておりますが、どのような考え方によりこのような選任にいたったのかを伺います。

次に、新庁舎建設検討委員会においては、事業規模や総事業費についての比較検討項目が詳細に資料として委員会に提示をされておりましたが、今回の市民会館建設検討委員会においては、全面改修と建て替えについてそれぞれの事業費はどの程度と見込まれて提示をされたのか、伺います。

次に、今回の市民会館建設事業は1市3町の合併協議会において策定しました、新市建設計画や高崎市政において策定された実施計画においても具体的には何ら述べられておりません。先ほど申し上げましたように多少の追加や修正、これはあって然るべきと考えておりますが、今回のように恐らく数十億にものぼる大きな政策の追加については、主権者たる玉名市民の判断を仰ぎ、その結果に基づき事業の適否を判断される必要があるものと考えていますが、市長の見解を伺います。

次に、市長は新庁舎建設の見直しの必要性の中で、できるだけ後世に負債を残さないようにしたい旨の思いを述べられており、私もそれは大切な理念であり、また見識と受け止めております。しかし、今回の市民会館建設事業については、新市建設計画においても予定されておらず、また数十億の事業規模にもなるならば、後世に多額の負債を残す恐れがあります。私には市長の理念とこれは相反するものと移りますが、市長におかれてはこのことについて矛盾は感じられないのか、またどのような整合性を保たれているのか伺います。かつての島津市政における新庁舎建設事業においては、玉名市議会に対しては一般質問による答弁はもとより、時期を見て全員協議会により庁舎の位置や

事業費など丁寧な協議、説明があっておりました。また玉名市民に対しても積極的に市民フォーラムや地域協議会などが開催をされており、確かな手順を踏まえて市民の理解と総意の形成に努められてきたところです。しかし今回の市民会館建設事業については、数十億の事業規模にかかわらず、拙速な事業推進が計画をされており、この市民会館建設事業については、議会への説明もほとんどなく、その適否を含めて玉名市民への説明責任を果たす上からも、また市民の幅広い意見を伺う上からもできるだけの資料をもとに市民フォーラム等を開催する必要があるものと考えておりますが、市長の見解を伺います。

次に、1市3町が合併して早くも6年目の秋を迎えることとなり、合併特例期間の半分以上も経過することとなります。この間新市建設計画を大きな指針として、新生玉名の均衡ある発展のために市民の皆さまの御理解と御協力のもとに各種事業が展開をされてきたところです。今回の市民会館建設事業が提起されるに当たり、新市建設計画に掲載され、その事業が予定されていたにもかかわらず、未だ見送られている事業が多々あるようですが、執行部におかれては合併協議会が定めた新市建設計画に則った玉名・岱明・横島そして天水自治区のそれぞれの事業の進捗状況について把握をされているのか伺います。

次に、3月11日に発生をしました東日本大震災を受けて、被災した69の自治体に限り合併特例債の発行期限を5年間延長する特例法案が議員立法で、さきの国会で成立をしたとのことですが、被災地以外の自治体についても延長を検討するよう求め国会決議が採択をされたとのこと。この件について政府はどのような方針なのか、新たな情報があればお示しをいただきたいと思えます。

次に、「みかんと草枕の里・春まつり」への財政措置の廃止について質問を行ないません。かつての1市3町における合併協議会による平成17年2月に策定されました合併協定書による補助金、交付金の取扱いについて、各市町独特の補助金、交付金については従来の実績等を尊重するとともにその目的を明確化し、均衡を保つよう調整すると謳っております。天水町は従来から農業を主幹産業として発展してきており、今なおみかん、施設園芸を中心に低迷する農産物価格の中、創意工夫しながら日々の生業が行なわれておるところでございます。このような産業構造を背景として、旧天水町のころより基幹作物であるみかん及び農産物の品質コンクールを実施し、農家の向上心を養い、農業の持続的な発展を推進することを目的として、「みかんと草枕の里・春まつり」が例年3月1日に盛大に開催をされております。当日はみかん、イチゴ、トマト、ミニトマト、ナス、花などの品評会の表彰やみかん苗木を中心とした植木市、農機具等の展示販売、各種の青空市や保育園児の遊技、また実行委員会のその時々が発案によるイベントなどで、当日は農家はもとより子どもからお年寄りまで相集い、農業の発展、振興に大

きな役割を果たしてきたところです。この春まつりに要する経費については、合併後も従来どおり市及びJAたまなの補助金を持って充てることとされており、今年で40回目を数える天水町の重要な農業振興策の1つでありまして、待ちわびる春の風物詩でもあります。合併後の新市においてもこの事業は継続をされてきましたが、平成22年度より新たに玉名市として産業祭を立ち上げるとして、平成22年度からの「みかんと草枕の里・春まつり」補助金55万円を廃止する旨の説明が執行部よりなされ、実行委員会においてはその財政措置の廃止について反対意見が続出し、大多数の委員から市執行部に対して従来の財政措置を行なうよう要望する意見がなされたところです。にもかかわらず、その55万円は予算化をされず、現在はその規模を縮小し、JAたまなの財政支援のみでここ2年間開催をされております。これだけ歴史と伝統と必要性があり、合併後は合併効果の1つとも思えるように玉名・岱明・横島からの参加者が年を追うごとに多くなって、活気あふれる「みかんと草枕の里・春まつり」は現在、存亡の危機に陥っております。市長はかつて旧町では合併によって住民に負担が移ったものがあり、負担は軽く、サービスは高くという基本姿勢ができていない、ある程度の是正が必要だと述べられております。私も新しい玉名市にとって、合併事業が成功するか否かは1市3町の均衡ある発展を目指すか否かにかかっているものと考えております。市執行部におかれては、「みかんと草枕の里・春まつり」事業について、その重要性、必要性を再度精査され財政措置について検討される必要があるものと考えておりますが、その見解を伺います。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

市長（高寄哲哉君） 内田議員の市民会館建て替えの適否についての質問にお答えをいたします。まず新市建設計画との関連でございますが、確かに市民会館は新市建設計画に掲載をされておられません。しかし合併後に策定した総合計画の中には文化ホールの整備を位置づけており、私のマニフェストであるチェンジ玉名でも芸術文化都市の構築の中に掲げておりまして、推進することといたしております。

次に、後世に負担を残さないということでございますが、市民会館は建設後44年が経過をいたしまして老朽化が著しいことや、耐震基準に適合してないことなどから今後の整備につままして検討を進め、早急に結論づける必要がございます。また市の文化芸術振興の中核施設として、幅広く市民に利用されており、市民の文化力の向上を支えるためには必要な施設と考えております。そのため整備に当たってはできるだけ市民の負担を軽減し、後世に負担を残さないためにもより有効な財源として合併特例債を活用し、整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、拙速な事業計画ではとの質問でございますが、市民会館の建設につき

ましては各方面から幅広い意見を取り入れるために建設検討委員会だけでなく、地域協議会の意見の集約や利用者のアンケートを実施いたしまして、現状分析及び課題の抽出を図りながら、十分な検討が行なわれてきたものと認識をいたしております。さらに先ほど申しました合併特例債を活用するためには、その適用期限が平成27年度までと迫っております。今後の事業推進を図る上で、スケジュールの面からでも早い時期に結論づける必要もあるかというふうに考えております。さらに市民の意見を幅広く視聴するために市民フォーラム等の開催はというような御質問でございますけれども、これは検討委員会はもとより地域協議会での意見の聴取、アンケート調査などにより十分な検討がなされているものと認識をいたしております。これに加えて、合併特例債の適用期限もありまして、スケジュールの面からこれらを合わせて結論づける必要があると考えておりまして、市民フォーラムは実施する予定はないと考えてございます。

最後に、市の新市計画に載っていないという事業を無理に進めているのではないかというような趣旨の質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように平成19年に策定いたしました総合計画やチェンジ玉名でお示しをしておりますように合併特例債の財源措置を考えるのならば、その適用を受けられる時期に行なった方が財政的に有利であるという市民の負担がすなわち市民の負担が少なくなって済むというようなことでございます。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

企画経営部長（田中 等君） 内田議員の市民会館の建て替えの適否の中で、耐力度調査等について私の方からお答えいたします。耐力度調査についてでございますけれども、市民会館は建築後44年が経過し、老朽化が著しいことから昨年度においては耐力度調査の必要性があると考えていたところですが、建設検討委員会におきまして、専門の委員で判断していただくということになり、その結果、調査は実施しておりません。今年6月第2回建設検討委員会において、市民会館は建築基準法による耐震基準が昭和56年に大幅に改正される前の施設であるため、安全性を確保するための補強工事などに多大な費用を要するとの専門の委員からの意見から耐力度調査を実施しないと結論につけた次第でございます。

次に、市民会館建設検討委員会の選任についてでございますが、これにつきましては建築の知識を要する学術経験者やホールを利用する団体である文化芸術団体、まちづくり団体の代表者等幅広い分野から選任を行なったものでございます。また地域協議会におきましてもそれぞれの会議の中で、市民会館の現状や整備計画の経緯等を説明し、協議会からの意見を文書でいただいております。その意見につきましては、検討委員会

へ報告しております。

続きまして、全面改修と建て替えについての事業費についてお答えいたします。これは検討委員会でも当初議論され、全面改修の事業費を求めるには改修箇所や耐震等の補強工事等を積み上げる改修設計に多額の費用を要するため、この事業費積算は行なわれておりません。検討委員会では改修では求められる規模、機能や安全性等を確保するために多大な費用が必要となることが予想されるとの専門的な委員の意見から、建て替えの方向で意見が集約され、その際の事業費については近年建設された文化ホールの平米単価で事業費の試算及び比較を行なったところでございます。また事業費の方を示してくれないかというような御質問もあったかと思っておりますけれども、今、建議を受けたばかりでございますので、内容を精査して市の方針も出した後に事業費については出していきたくて考えております。

続きまして、合併時に策定しました新市建設計画の自治区ごとの普通建設事業の進捗状況につきましてお答えいたします。なお、現在、昨年4月1日現在の状況調査を行っておりますので、現時点で把握しております直近値の平成22年4月1日現在の数値でお答えさせていただきます。合併当初、旧1市3町の全体で238のハード事業が計画されておりましたけれども、その後所管課による事業の見直しが行なわれ、これは統合した事業もでございますので、今現在合計138事業となっております。この内、既に完了または着手したものは96事業で、約70%の事業が進捗しており、残る42事業が未着手事業となっております。また合併事務局事業を除く、自治区別の進捗率と未着手の事業数の内訳としましては、玉名自治区は74%で14事業、岱明自治区が76%で5事業、横島自治区が84%で4事業、天水自治区が54%で17事業であります。最後に合併特例債についてでございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律が8月24日に成立、8月30日に交付、施行されました。国が指定する特定被災区域をその区域とする8件に渡る72自治体において、さらに5カ年間の延長をするものであります。被災地地域以外に所在する合併市町村につきましては、東日本大震災に起因する事情により事業等の実施に影響が生じる場合、同様の特例措置を講ずることになっておりますが、その詳細については国からの県に対して説明はなされておられません。なお今後も市長会を通じて被災地域以外の地域におきましても、5カ年間の延長を要望していくものであります。

副議長（多田隈保宏君） 産業経済部長 植原 宏君。

[ 産業経済部長 植原 宏君 登壇 ]

産業経済部長（植原 宏君） 内田議員の「みかんと草枕の里・春まつり」の財政措置の廃止について、お答えいたします。「みかんと草枕の里・春まつり」につきましては、旧天水町の基幹作物でありますみかんを中心とした農産物の品評会を実施し、農家

の向上心と農業意欲の増進を図ることを目的に行なわれ、その後「みかんと草枕の里・春まつり」として現在まで引き継がれてきております。議員御質問の春まつりの財政措置の廃止につきましては、平成19年9月に補助金等を見直す検討委員会が設立され、市内のイベントや祭り、天水町、岱明町で開催されていまして産業祭などの見直しが図られ、20年度に統合を前提に岱明町が廃止したところでございます。旧町の産業祭につきましては、新たな祭りとして市全体の産業祭、農業祭とすることができないか、関係の各課、支所担当者により場所、時期、内容などを協議してまいりましたが、品目よっての時期が異なることや開催場所の選定などに苦慮し、さらには機構改革等も重なりまして、現在まで合意決定に至っていない状況でございます。今後再度、この市全体で農業祭、産業祭ができないか、協議を進めてまいりますけれども、行政主導の中にも市民の皆さまの企画、参加型の運営が必要だとも考えているところでございます。このことも含め、今後さらに市全体で取り組める産業祭、農業祭の開催ができないか、各総合支所を含め、再度協議検討してまいりたいと思います。天水町の実行委員会の皆さまにも内容を検討されるなど、企画、提案をしていただきまして、内容のある祭りができますよう今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 3番 内田靖信君。

[ 3番 内田靖信君 登壇 ]

3番（内田靖信君） 市民会館の建て替えの適否についての再質問を行ないます。まず担当部長にお伺いをいたします。議会答弁においては、今後耐力度調査や営繕、修繕費などを把握するための調査を行なう旨の答弁をしているにもかかわらず、市民会館建設検討委員会の専門委員の意見を取り入れて、その説明はなされなかった。その調査は実施しなかったということですが、これだけ多くの時間と経費を費やして議論をして、その中でまた答弁があっているにもかかわらず、一方的に議会答弁を反故することはこれが許されるのか、どうなのか。議会は地方自治法に定められた二元代表制の一方を担うものでありまして、それとして玉名市議会が存在をしております。市民会館建設検討委員会は、市長の私的な諮問機関として位置づけがなされているところでございます。議会答弁の一方的反故は議会軽視というよりも、議会無視、ひいては市民を無視することに私はつながるものと考えております。議会での答弁と建設検討委員会の専門委員の意見とでは、どちらを尊重し、優先するべきものが、伺います。また議会答弁について諸般の事情により変更が生じた場合は、直近の議会かあるいは全員協議会において、その報告をし、議会の理解を求めるのが当然のことと考えておりますが、その見解を伺います。

次に、検討委員会の人選については、幅広い分野から選任をしたとのことですが、



少なくとも新庁舎建設検討委員会のように、岱明・横島・天水、それぞれの地域からその地域の代表若しくは地域協議会の代表を選任すべきではありませんか。地域協議会には説明をしたとのことですが、それはもう当然のことでありまして各地域から委員を選任することと地域協議会にて説明をすることは、これはまったく別次元の事柄でございます。なぜこのような偏ったと思える人選にいたったのか、またこの人選でよかったとされるのか、伺います。

次に、最も重要な事務費については、この9月議会が始まるまでに、その日までにその事業規模について、何ら公表されておりませんでした。近年建設された文化ホールの平米単価で事業費の試算をされたということで、また先ほどの答弁ではまだ精査をしていないという答弁のようですが、このような大規模な事業でめどもなく、果たして議論を展開していいのか、私は疑問に思っております。

次に、市長に伺います。市長はチェンジ玉名にこの市民会館の件について推進する旨であるとのことですが、前回の市長選の争点は、主に新庁舎建設事業についての建設予定地とその事業費についてであり、市民会館建設事業が争点となったという記憶は私にはございません。しかし市長がマニフェスト、チェンジ玉名において、市民会館の老朽化が著しく、耐震基準に適合していなく、緊急性のある事業と認識をされていたとするならば、これだけの大事業を行なうには相当長期間を要することは、これはわかっていたはずで、今では合併特例債の活用期限である、平成27年度末までに間に合わせるべく、駆け込み事業とも思える展開となっております。これでは十分な議論を展開する時間的余裕はありません。市長は早くからこの件について、認識をされていたとするならばなぜ、当選後、早く早々にも市民会館建設事業を提起されなかったのか、伺います。また現在の市民会館が老朽化し、耐震基準に迎合していないのであれば、地震等による大規模災害の避難場所として指定は、これは不適切なものと考えておりますが、市民会館ホールの避難場所としての指定を当分の間解除される考えはないのか、伺います。

次に、市民会館建設事業については合併特例債の活用期限が迫り結論を急ぐとのことですが、国の今回の合併特例債の期限延長については、合併した地方自治体にとって財政上の優遇措置の観点から、この上ないものであります。また特例債発行期限が延長されれば、市民会館建設事業についても十分に議論する時間的余裕も生まれてまいります。先ほどの部長答弁では、市長会を通じて5年間の延長を要望するとのことですが、私は市長自らも熊本県選出国會議員を通じての要望活動を行なえば、より効果が上がるものと考えておりますが、市長の見解を伺います。

次にこの市民会館建設事業については、問題提起も遅く、市民の間にもこの事業については十分に周知されているとは言えず、説明責任が果たせているとは言えません。

これだけ遅れてきた大規模事業ならば、新庁舎建設事業以上の説明責任が求められています。先ほどの答弁ではアンケートを行なった地域協議会での説明をした。市民フォーラムはもう行なう考えはないということですが、私はまだまだ市民のこの市民会館建設事業については説明責任を果たしているものと思いません。さらなる説明責任を果たしていただくようお願いを申し上げます。

最後に、1市3町の法定協議会で当時、それぞれの自治体の財政状況をもとに真剣に議論をし、検討をされて作り上げた新市建設計画は最も大切な指針でございます。この合併にあたっては市長を初め、多くの議会議員、市町長を初め、多くの議会議員、そして多くの公職者が自らその職を辞して、今回の合併をまとめ上げたところでございます。合併当時、玉名市の財政状況の観点から、見送らざるを得なかった市民会館建設事業を推進されることはこれは合併協議の精神に反し、信義にもおるものと考えております。当時の合併協議会の会長として、どのような思いでこの市民会館建設事業を推進されようとするのか、伺います。

次に、「みかんと草枕の里・春まつり」事業の財政措置の廃止について再質問を行います。先ほどの答弁では、玉名市全体での産業祭、農業祭を模索するというようなこととございますが、ここ数年、執行部におかれても様々な機関と協議をされながらも実現できなかった経緯がございます。同じ玉名市の農業といいましても、多種多様な形態があり、この多様化したものを一本化して行なうことに無理があり、それぞれの地域の特徴と特色を生かしたものでなければなりません。本来合併は強い財政力と高い専門性のある職員を持って地方分権の受け皿としての地方自治体を作り上げることを目的としていたところですが、にもかかわらず、その合併した自治体において、このようなことまでも一本化する中央集権的な行政手法がなされることは、その趣旨に反するものと考えております。このままの状態が続けば「Aたまなからの財政支援もおぼつかなくなり、地域が汗を流し、一生懸命、長年40年にも及び育ててきた「みかんと草枕の里・春まつり」は、廃止の憂き目をあい、ますます合併の不信感、あるいは不安感が高まるばかりです。新市建設計画に盛り込むことのできなかった大型箱もの事業については、十分な説明責任を果たすことなく推進し、一方ではこのささやかな市民の願いは市民目線を標榜する現在の市政には届くことがないのか。不可解でなりません。

先ほど、天水町の実行委員会と協議を行なう旨の答弁がっておりますが、十分な民意をくみ取り検討する必要があると思いますので、執行部の答弁を求めます。

副議長（多田隈保宏君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

企画経営部長（田中 等君） 内田議員の再質問にお答えします。議会答弁を軽視しているのではないかという御質問でございますけども、今回検討委員会に専門家、先ほ

どから申しております2名による壁、天井のクラック、雨漏り等の目視による調査結果と多額の費用をかけて調査した場合の結果が同等のものと判断して、一応こういう手順、判断を出したわけでございます。議会の方の説明等につきましては、第2回である程度、そういう御意見をいただいておりますので、ちょっと遅れたことに対しては、お断り申し上げます。次に検討委員会の人選についてでございますが、人選は文化芸術団体、まちづくり団体の代表者など利用する方々の意見と建築の専門家からの意見を聴取するものとしておまして、結果的に熊本市内及び荒尾市内からそれぞれ1名の建築の専門家以外は旧玉名市内の人選となりましたが、地域性につきましては、先ほど申しましたように地域協議会での意見徴収とアンケート調査で補完しているものと認識しております。それから事業費につきましては、なかなか文化施設につきましては、検討委員会の中でも類似団体といえますか、近くに建設されたものから推測を一応提示はしております。その中では極端に言いますと、40万円から60万円台という幅広いこれはその建物自体も精査してみないとわかりませんので、なかなか市の検討委員会で基本計画案というのを出してありますけれども、どういう形で作るのかというのがはっきりしませんと、なかなか事業費については今お答えはできないものと思っております。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

市長（高崎哲哉君） 内田議員の再質問にお答えいたします。市民会館の建設について、問題提起が遅すぎるのではないかと御指摘でございますが、市長選の際、市民会館の老朽問題は、認識をいたしておりました。当時、近い将来に整備が必要ということを考えておりましたし、また市民会館は本市にとってただ1つの文化ホールでございますし、建て替えとなった場合にはやっぱり合併特例債の期限も考慮し、今の時期になったというわけでございます。

次に、避難場所の選定につきましては、水難とか地震等々の含めての今、結論が出ているというように思いますので、こういうふうには水害あるいは、地震等についての別々の個別につきましても検討を要するかなあというふうに思っております。また合併特例債の延長について、国会議員にということでございますけれども、今までには市長会を通じて合併特例債の延長というのは、お願いをしておったということでございますので、今後もやはり我々に取りましては合併特例債の延長というのがあれば大変助かるというような状況でございますので、今後広く要望してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（多田隈保宏君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

産業経済部長（植原 宏君） 内田議員の再質問にお答えいたします。先ほど答弁いたしましたけども、まずもって市全体でできますような産業祭、農業祭を再度協議して、まずは進めさせていただきたいと思います。その中で、内田議員話されました旧1市3町の特徴、歴史、それを踏まえた形で今後事業ができますよう協議してまいります。協議の中で特に実行委員会の皆さん、これまで活動の中心となって活動されてきております。そういった方たちの意見も十分聞きながら繰り返しになりますけども、各1市3町の歴史特色を踏まえた産業祭、農業祭ができるよう協議してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時03分 開議

副議長（多田隈保宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

10番（宮田知美君） 皆さん、お疲れさまです。平成23年9月議会一般質問、新玉名クラブ宮田知美。フリーターにならない教育。実社会を経験させる学習の取り組みについて、行ないたいと思います。このような教育に関する質問は、私は文教厚生委員ですので、本来は委員会の中でも質問できますが、全国を見聞してまいりました文教厚生委員会の活動の成果として、ここで質問をしたいと思います。先日の新聞に山都町の蘇陽高校が来年の3月で廃校になるということで、閉校記念キャリア教育講演会があり、お笑いコンビのダウンタウン松本人志の兄、松本隆博さんが軽妙なトークと社会貢献的エンターティナーとしてのオリジナル曲を披露されたと載っていました。演題は「働くって何だ」で蘇陽高校が来年の3月で廃校になり、間もなく社会に出る3年生19人にたくましく生きてもらおうと企画されたものです。松本さんは信用金庫に勤務していたときの話しなどを交え、つらいことの1つや2つは必ずある。そして卒業生に10代の頃に苦勞をして身につけた技術を武器に働きフリーターになるなど訴えられました。またフリーターでいることが正規職員と比べて、どれほど苦しいのか、アンケートが実施されています。調査は今年の6月から7月にかけて、携帯サイトを通じて行ない、二十歳から59歳の1,000人の年収200万円以下の方を対象に現在の生活実感についてアンケートが実施されています。複数回答ですが、正社員並みに働いているのに賃金に反映されていない、格差社会の中にいる80%、収入アップはもう無理だと

感じている74%、1日7時間週5日働いているのに生活が苦しく将来に希望が持てない64%、このように若者がフリーターでいることは将来への結婚とかへの願望が極端に落ち、このことは国の将来にとっても非常にマイナスだと言われております。また高学歴、いわゆる東大、京都大学、慶応、早稲田でも今フリーターやニートをしている人たちが実に多いと報じています。実態として東大卒業して、新卒で会社に就職したが、仕事が合わずに会社を辞めた、やりたい仕事が見つからず、今ニートで気力もなくなりこれからどうなるかわからん、30歳。慶応大学を卒業して就職活動に失敗、今塾の講師をしています。保険とかついているけど超不安定、27歳。結婚とか一生無理と思うし、実家の親のことを考えると申し訳なくて死にたくなってくる。東工大卒業して自宅警備を6年しています。この自宅警備というのは引きこもりでニートのことです。慶応法学部卒業で大手企業年収500万円を退社、32歳。すぐに仕事が見つかると思いきやぼーとしていたらリーマンショック、今ニート、これから先どうすればいいかわからない。早稲田卒32歳、卒業後ずいぶん仕事を探しましたが、新卒を逃すとブラック企業しかなく途中で資格に走りましたが失敗、今はパート勤務で福利厚生とかあるけど、月16万円にしかありません。都内に住んで家賃7万、光熱費1万円、通信費1万5,000円、食費2万円、生活雑費5,000円、こづかい3万円、奨学金返済2万円、合計17万円、収入16万円に対して出費17万円。もういっそのことホームレスにでもなろうかなあ。人生について考えています。このように今の時代や今からの時代は例え猛勉強していい大学に入学しても、いい人生が保証されていない、送れていない、何かの都合で一旦会社を辞めたら次がない。新卒で正規職員になれなかったら、年を重ねるごとに正規職員になることはむずかしい、これはかなり悲劇だと思います。いい人生を送ることが非常にむずかしくなるのではないのでしょうか。先日、文教厚生委員会で研修を受けた京都府では義務教育の改革案の中で小中一貫教育の導入など、義務教育の制度の弾力化をする方向が示され、地方自治体がその実情に応じて多様な教育を主体的に実施できるようにこの転換期にあって、これからの学校教育において子どもたちが身につけるべき力は何なのか、そのためには何が必要かという検討を重ね、実践を進めていくべきではないかと言われていました。このことを現役の先生方に尋ねました。これまでの学習はさまざまな努力はされているものの結局のところ知識の伝達に終始した感是否めない。それも大事なことであるが、教育現場にいる人間として反省することは子どもたちに対して、教育で獲得した知識が実際に社会の中で生きることとの関連づけや意味づけを強く意識して指導してきたのか、疑問である。極言すれば知識は詰まるところ、受験という進路に役立つものとしか教えてこなかったのではないかという先生もおられます。もちろん受験を意識することは必要、しかし今の子どもたちに本当に必要なことは学校で教えられた知識というものが、この社会を生き抜く上で密接で不可分で大

切なものだということを感じ取らせる体験が必要とされています。以上のことを踏まえ、フリーターやニートにならず、将来に対する夢や憧れを育み、自分にあった将来設計ができるように玉名市は実社会を経験させる学習の取り組みなどについては、どのようなことを行なっているか質問いたします。

副議長（多田隈保宏君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） それでは宮田議員のフリーターにならない教育にかかる御質問にお答えいたしたいと存じます。今、質問の中で宮田議員がいろいろ一流大学の学生の調査結果を発表されて、これ2009年に調査がされた分でございますけれども、現在はまたさらにそれが進んでいる状況もあるということでもございます。今日の少子高齢化の社会、この到来とそれから特に産業経済の構造変化、雇用形態の多様化、流動化などを背景として将来への不透明さが増幅するとともに就職、進学、それに進路をめぐる環境、これが大きく変化しておいて、フリーターまたさらに進んでニートということが大きな社会問題となっております。こうした状況の中で、子どもたちが生きる力を身につけ、明確な目的意識を持って、日々の学業生活に取り組む姿勢、厳しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、それぞれが直面するであろう、さまざまな課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにするために、玉名市におきましてもキャリア教育、職業教育を推進しております。文部科学省におきましても、幼児期から高等教育まで発達段階に応じて体系的に実施していかなければならないと指導しております。具体的には幼児期においては自発的、主体的な活動を促す、小学校では社会性、自主性、自立性、関心、意欲等を養う。中学校では社会における自らの役割や将来の生き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択決定に導くということが大切であるというふうに言って指導がされているところでございます。また玉名におきましてもさまざまな教育活動を通じて、基礎的汎用的な能力、つまり人間関係形成、社会形成能力、自己理解、自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を中心に育成しているところでございます。これらの能力を身につけさせるために、全体の計画及び年間の指導計画を各小中学校において作成し、計画に則ってキャリア教育を現在推進しているところであります。実社会を経験させるためにどうやって学習に取り組んでいるかということで、ちょっと実例として申し上げますと、小学校におきましては生活科や総合的な学習、社会科において見学の形ではございますけれども、いろいろな仕事について見学を通じて学習をし、そして中学生になりますと多くの学校で中学2年生の7月に職場体験学習を実施して、生徒に実社会の体験もさせております。今後はこれらの教育をさらにやはり充実させていかなければ、先

ほど宮田議員の御心配、危惧される点は解決していかないのではないかと、学校教育現場でも努力をしていきたいと存じます。

以上です。

副議長（多田隈保宏君） 10番 宮田知美君。

[ 10番 宮田知美君 登壇 ]

10番（宮田知美君） 答弁ありがとうございました。再質問を行ないたいと思います。今教育長がおっしゃいましたように玉名市教育、振興基本計画におきましても各発達段階で小学生は小学生なりに、中学生は中学生なりに行なっておられるようです。その中で生きる力を育む教育、キャリア教育、児童生徒1人1人の勤労観、就業観を育てる教育の一環で集団宿泊体験や奉仕体験、職場見学や職場体験学習などを実施されております。しかし、現代は社会に出てみないと子どもたちが知り得ることができない、見たことも聞いたこともない、魅力ある職業が多くあります。病院1つとってみましても医師がおり、看護師がおり、薬剤師、放射線技師、栄養士、調理師、カウンセラー、介護トレーナー、介護ヘルパー、医療保険事務、そのほかりハビリテーション科の各療法士を含めると本当にさまざまな仕事があります。子どもたちはどうやって将来の仕事を知り、夢を探すのか、またその職業になるための資格習得方法など、社会経験のある教師や大人が具体的なカリキュラムを組んで教えないと、子どもたちは鮮明にその仕事かどのようなものなのかわからないと思います。多くの子どもたちが小学校の高学年になったくらいから、子どもたちのかかわりの世界が親や家族から友だちへと移ってまいります。将来のことについても先生や子どもたち任せになっていきます。中学生に将来、何の仕事に就きたいか尋ねてみました。その中に将来の仕事のことをお母さんに聞いたら、剣道をしているのだから婦人警官になりなさいと言われ、言われても私は婦人警官なんか犯罪者と関わらないといけない職業だからなりたくないと思っています。しかしどうやって決めたらいいかわからない、将来何になっていいかわかりません。なりたい職業が見つければ、その職業に就くために頑張ろうと思うのですが、と答えていました。進むべき方向性が少しでも決まればいいと思います。医者になりたいと思う人は高校は進学校に進むだろうし、医療療法士に就きたい人はその専門の学校を目指す、人の人生を左右する時期は我々が思っているより非常に早いです。中学校2年生ぐらいで大半の人の将来への進路は決まると言われています。将来目的のないままに過ごした3年間と将来目的を持った3年間は子どもたちが勉強にスポーツに励む姿勢が大きく違ってくると感じます。社会に出てこんな職業に就きたかった、もっとこんな進路に進めばよかった。もっとこんな職業に就くために勉強を頑張ればよかったと後悔させないようにするのも重要な教育だと思います。そこで私は先だつての文教厚生委員会の中でちょっと勉強してまいりましたが、京都市の教育委員会のことをちょっと紹介したいと思いま

す。その京都市の教育委員会が行なっているファイナンスパーク学習に13歳のハローワークを組み合わせた取り組みを提案したいと思います。13歳のハローワークは皆さん御存じのように中学2年生で将来が決まることを見据えて500以上の職業を紹介している本です。作家、村上龍が10年前に出版して以来多くの反響を呼んでいます。一方京都市教育委員会などが行なっているファイナンスパーク学習、資金、財政、金融などを取り扱う学習ですが、学校での学びを社会での知恵として生かす、具体的な体験学習を通して自らの生き方を探求し、働くことの意味や社会とのつながりを理解する。先ほど教育長が言われました望ましい職業観、勤労観を育むことを目標とされています。そこで再質問ですが、小中学校の先生方は授業を教え、部活の指導もして、保護者の対応や煩雑な事務整理など本当に多忙だと私は思います。しかし子どもたちにその子にあった進路を導き、指導できるのは先生方しかいないと私は思います。しかし今の若者たちの実態を考えられ、忙しい中においても実社会を経験させる学習の取り組みに取り組んでほしいと思います。ですから、この取り組みについて玉名市として検討し、取り組む考えはあるのか、再質問をいたします。

副議長（多田隈保宏君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

教育長（森 義臣君） 宮田議員の再質問、非常に学校教育において重要であり、しかし非常にむずかしい問題でもございます。本当はフリーターという言葉、これはまだ最近広辞苑に載ったぐらいことでございます。実際に始まったのは25年ぐらい前にこの言葉が出てきましたけれども、そのときは自由に夢に向かって邁進しようと、これは坂本龍馬のことを尊敬しながらある人が言ったわけですけども、そうしたのをフリーというふうに表現をしてそれにドイツ語のバイタルというのを使って、フリーアルバイターというのができて、それから映画がフリーターというのができたもんですから、フリーターというのが一般用語として広辞苑に載ったという経緯がございます。ですから、最初はポジティブな言葉ではなかったかと思いますが、段々それがやっぱりネガティブになってきた、もう最近フリーターとニートが同義語のような使い方までされております。そうしたことをやはり学校現場でも非常に危惧するところがございますので、これは今宮田議員がおっしゃいました高等教育の部分、あるいは厚生労働省、産業経済省の国策としての取扱いもそうでしょうけども、起業家の育成、ベンチャー企業をどうするかということも関係するかと思いますが、やはり義務教育におきましては、先ほど申されましたファイナンスパーク、これは子どもたちが実際の企業経営者になって商売をやってみようというようなことでございますけれども、また13歳のハローワーク、こうしたことも勉強させていこうということではございます。これからはそうしたことを以上に私が危惧しますのは、もっとやはり精神的にきちんとして、精神的に非常



に強くなる、倫理観も持って、そうしたことを規範意識を高めるためにも、これも私どもが考えなければフリーターというのは解決しないのではないかなということであります。具体例もいくつかございますけれども、時間ございませんので、省きますけれども。本当にこうしたことを解決しないと将来の日本は潰れてしまうと、そういうことを踏まえて基礎学力をどう義務教育の中でつけて、できる限りの職業体験をさせるかということについて、今後取り組んでいきたいというふうに住じます。

副議長（多田隈保宏君） 10番 宮田知美君。

[ 10番 宮田知美君 登壇 ]

10番（宮田知美君） 教育長、ありがとうございました。教育長がおっしゃいますように精神的に強く、子どもたちがたくましく生きてほしいなあとも思います。しかしそのためにはやはりあの中学生時代というのは、非常に自分自身に対してどうやってやっていいのかわからない、例えばスポーツにしても勉強にしても自分の今やっていることが本当に正しいことなのか、また自分のやっていることがこれから先、生きるためにどういうふうに関に立つのか、あまりわからないと私思います。ですからそのためにはやはり先ほど教育長がおっしゃいましたように精神的に強くなるためにはやはり目的を持たせる、その目的を持たせるためにはやはり我々大人がまた教師がその準備はある程度、具体的なものをしてあげる。そういったことも彼らに必要なんじゃないかと思しますので、この教育の転換期におきましては、本当に御苦労でございますが、子どもたちの将来のために取り組みを頑張っていたいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

副議長（多田隈保宏君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案及び陳情の委員会付託

副議長（多田隈保宏君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第67号専決処分事項の承認について、専決第13号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議第70号専決処分事項の承認について、専決第16号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第4号）まで、また議第83号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第93号和解及び損害賠償額の決定についてまでの議案15件及び陳情1件については、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

議案及び陳情付託表

## 総務委員会

- 議第 6 7 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 3 号  
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 8 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 4 号  
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 9 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 5 号  
平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）  
（総則・第 1 表歳入の部）
- 議第 7 0 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 6 号  
平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）  
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、総務費）
- 議第 8 3 号 平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）  
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、総務費〔3 項戸籍住民基本台帳費を除く〕、消防費・第 2 表地方債補正 追加 変更）
- 議第 8 9 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 0 号 玉名市特殊勤務手当を支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 3 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 陳第 3 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情

## 産業経済委員会

- 議第 6 9 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 5 号  
平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）  
（歳出の部、農林水産業費・第 2 表債務負担行為補正 追加）
- 議第 8 3 号 平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）  
（歳出の部、農林水産業費、商工費、災害復旧費中第 2 項農林水産施設災害復旧費）

## 建設委員会

- 議第 8 3 号 平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）  
（歳出の部、土木費、災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費）
- 議第 8 5 号 平成 2 3 年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 8 6 号 平成 2 3 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議第 8 7 号 平成 2 3 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
議第 8 8 号 平成 2 3 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
議第 9 1 号 市道路線の認定について

文教厚生委員会

- 議第 8 3 号 平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）  
（歳出の部、総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、民生費、衛生費、  
教育費、災害復旧費中 5 項文教施設災害復旧費）  
議第 8 4 号 平成 2 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議第 9 2 号 権利の放棄について

---

副議長（多田隈保宏君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

19 日までは委員会審査のため休会とし、20 日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1 時 3 1 分 散会

第 5 号

9月20日(火)

## 平成23年第4回玉名市議会定例会会議録(第5号)

議事日程(第5号)

平成23年9月20日(火曜日)午前10時開議

### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

### 日程第2 質疑・討論・採決

### 日程第3 委員長報告

新庁舎建設特別委員長報告

### 日程第4 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

+++++

本日の会議に付した事件

### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

### 日程第2 質疑・討論・採決

### 日程第3 委員長報告

新庁舎建設特別委員長報告

### 日程第4 質疑・討論・採決

### 日程第5 意見書案上程

意見書案第1号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について

### 日程第6 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

+++++

出席議員(25名)

- |    |         |    |       |
|----|---------|----|-------|
| 1番 | 藏原隆浩君   | 2番 | 福田友明君 |
| 3番 | 内田靖信君   | 4番 | 江田計司君 |
| 5番 | 北本節代さん  | 6番 | 横手良弘君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 福島譲治君 |

9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高嵯哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	斉藤誠君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	辛嶋政弘君
産業経済部長	植原宏君	建設部長	蓑田穂積君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂西恵二君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森本生介君
企業局長	竹原憲司君	教育委員長	大谷壽君
教育長	森義臣君	教育次長	立川隆則君
監査委員	有働利昭君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

議長（竹下幸治君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員長報告

議長（竹下幸治君） 各委員会に付託してあります全議案、陳情1件及び継続審査となっております請願1件を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 北本節代さん。

[総務委員長 北本節代さん 登壇]

総務委員長（北本節代さん） おはようございます。総務委員会に付託されました案件は議案8件、陳情1件、継続の請願1件の合計10件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず議第67号専決処分事項の承認について、専決第13号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。これは本年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市税条例の改正が必要となり、専決処分を行なったもので、改正の主な内容としては、寄附金税制の拡充措置の中で、個人住民税において寄附金税額控除の摘要下限額を、現行の5,000円から2,000円に引き下げるものであります。平成23年度中の寄附金から対象となり、平成24年度分以後の個人住民税について適用するもの、また税制の信頼の一層の向上を図る観点から租税罰則の見直しが行なわれ、国税関係の措置に合わせた個人住民税、固定資産税並びに固定資産納税管理人、軽自動車税及びたばこ税等について故意による申告の不提出に関し、過料の上限額を現行の3万円から10万円に引き上げられることにより、公布の日から2カ月を経過した後に適用するなどの改正内容の説明を受けました。委員からは、利子配当税の延長なのか、優遇措置で利子を銀行のように20%にするところを10%のまま据え置きに延長するのかという質疑に、執行部から、証券税制におきまして本来であれば、今年まででしたが、25年度まで軽減税率を延長するものであるとの答弁でした。また、委員から玉名市のふるさと納税寄附金はどのくらいなのかという質疑に対して、執行部から、平成22年度実績で16名、160万2,600円ですという答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第67号については、原案のとおり全員異議なく承認するものと決しました。

次に、議第68号専決処分事項の承認について、専決第14号玉名市都市計画税条

例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方税法等の一部改正に伴い、条例の改正が必要になったもので、地方自治法の規定により専決処分を行ない、議会に報告し、承認を求めるものです。改正の主な内容は、固定資産税の課税標準の特例措置が追加、及び廃止されたことによるものです。上位法である地方税法にずれが生じたので、これに対応すべく条文の整備を図るもので、この規定は平成23年6月30日から施行するものです。委員からは、ずれが生じた内容についての質疑があり、執行部からは、条例を整備したことにより課税標準の特例等引用している部分の固定資産各所で改正が必要となり改正した旨の答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第68号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第69号専決処分事項の承認について、専決第15号平成23年度玉名市一般会計予算(第3号)中付託分についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ216万7,000円を追加し、総額を277億8,578万4,000円とするものです。歳入は、県支出金で25万2,000円、これは施設園芸緊急支援資金融通措置利子補給費の補助金であり、冬季の燃油使用量の増加と燃油価格の上昇の影響により、燃油量の20%以上が増加し、かつ所得減少額が前年10%以上の園芸農家への利子補給であります。基準金利は2.75%で、所得額の減少が10%以上、50%未満の場合が本人負担が1%で、50%以上の場合、本人負担は0%、本人負担を除く8分の3の補助金であります。繰越金については、今回の補正調整項目であります。委員からは特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第69号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第70号専決処分事項の承認について、専決第16号平成23年度玉名市一般会計補正予算(第4号)についてであります。歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額を277億8,878万4,000円とするものです。歳入は繰越金で、今回の補正の調整項目です。歳出は2款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節補助金で300万円を計上しています。この補正予算は、専修大学玉名高等学校が8月6日開催されました第93回全国高等学校野球選手権大会に出場するにあたり、経費の一部を補助として補正を行なったものであります。委員からは、どのような形で渡されたのかという質疑に市長が学校へ出向き目録を渡された旨の答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第70号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第83号平成23年度玉名市一般会計補正予算(第5号)中付託分についてであります。歳入歳出、それぞれ7億7,607万7,000円を追加し、総額を285億6,486万1,000円とするものです。地方債の補正は、災害復旧事業で限度額を750万円の追加、また変更は中学校施設整備事業で限度額を4,240万円を4,5



80万円とするものです。執行部から科目ごとに説明を受けた後、次のような質疑応答がありました。委員から、歳入の15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費補助金の農村、漁村活性化プロジェクト支援交付金はJA大浜に支出されるそうだが、総事業費と補助額はどれくらいなのかとの質疑に、執行部からは、総事業費2億230万円で補助金は6,430万円で、補助率31.8%ですとの答弁でした。さらに委員から、当初JA大浜は半分の補助で申請したのではないか。執行部からは、申請としては2分の1の補助となっているが、今回はかなり減額されているとの答弁でした。また委員からは、前にJAたまなからミニトマトの2億円の事業で1億円の補助申請をされていたが、交付されたのは6,000万円であった。農家が厳しい中でJAに対しては県の方も機械の借り上げに対しても玉名市には今まで手厚くしてきたからと、来年も今年も玉名管内では長洲だけに補助金がおりました。今回も厳しい予算組になっていて、その辺は市だけではなく、県にももっと今の農業の農家の現状をアピールして予算を組んでもらうような処置をしなくてはならないが、という質疑に、執行部からは、その辺につきましては、国の方にも県の方にも要望してまいりたいと思います。社会資本整備補助金関係で、国の補助金は今年は5%以上のカットがあっており、また東日本災害の復興と復旧の財源の確保がありますので、今後もかなり厳しいかと思われますとの答弁でした。委員からは、今年はむずかしいかもしれないが、次年度アピールをよろしくお願ひしたいという意見も出ました。次に委員から、地方債補正の中学校施設整備事業での有明中学校の体育館と武道館のことについてですが、武道館は剣道と柔道しか使えないが、体育館だとバスケットとかバレー及びバトミントン等の室内スポーツがあります。これらを武道館などの一部を使って、効率よく使えるように行なった方がいいのではないかとこの質疑に対し、執行部からは、これは体育館ではなく武道場だけの建設ですが、平成24年度からは柔道、剣道が必修科目になるというお話しですという答弁でした。委員からは、それだったらいいですねという発言があっております。審査を終了し、採決の結果、議第83号については原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第89号玉名市特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これはスポーツ振興法の全部改正に伴い、新たにスポーツ基本法が制定されたことにより、条例の整備を図るもので、特別職の職員で非常勤のもの職名を従来の体育指導委員からスポーツ推進委員に改めるものです。公布の日から施行し、本年8月24日から適用するものです。委員からは、非常勤というのは町の体育指導委員を指しているのか、また報酬はどれくらいなのかという質疑に、そのとおりです、報酬は年間3万4,500円ですとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第89号については原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第90号玉名市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは条例に引用している地方公務員法の規定を第25条第4項から、第25条第3項第4号に改め、条例の整備を図るもので、公布の日から施行されます。委員から、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第90号については原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第93号和解及び損害賠償の決定についてであります。執行部から、和解内容について説明を受けた後、委員からは、今年は4月までに4回発生しているとのことだが、徹底した現場確認はされているのか。ただ見に行き診断書を提出され、そのまま受理してはいないかという質疑に対し、執行部の方から、事故が起きた際、市道の維持管理を行なっている土木課と管財課で調査に行きますが、現場を見て、段差の状況とか、その周辺の資料集めまして、原因を確認する、同時に事故報告書が本人から提出されますので、それにあわせて先方も一緒に事故について確認する作業をやっていきますとの答弁でした。委員からは、道路を車で運転していると、側溝の蓋の横が大きく破損していたり、道路の舗装の穴が開けてある箇所とか見かける。定期的に管理をされているのは見かけるが、その辺を徹底して今後も注意され、市道の管理をお願いしたい旨の意見が出ております。別の委員からは、本人の不注意義務はないのか、自己責任というのがその辺は多少問われてもいいと思うのだが、頻発するなら道路維持係で出る時、深く注意して点検して、未然に防ぐような努力をしていただきたいとの意見もありました。審査を終了し、採決の結果、議第93号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、陳情第3号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情であります。陳情の朗読後、委員からは、地方に住んでいると陳情の内容は当然だと思いません。ただ結構不正もある。郵便局の方では分社化されても民間と比べ、なぜかぬるいと感じる、そこのところはきちんとしていただくのを前提で賛成いたします。また別の委員からは、今は4つの会社に分かれてこの垣根を外務員が越えられないという。陳情では利便性を向上させてくれと言っている、もともと郵便局が自らの考えで民間へ資金をまわして経済を活性化しなさいという基本的な改革の趣旨であったと思うが、そのための機構改革をしていった中で利用者としては不便な面が出てきたので、少しずつ手直しをしていかなければならない、また悪用がないようにサービスを向上させてほしいなどの意見がありました。審査を終了し、採決の結果、陳第3号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、請願第1号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願についてであります。これは前回の6月議会で継続審査となっていました。委員からは、賃金などのルールを決めていけば、最低制限なども変わってくると思うし、予算があるの

に最低制限などを大幅に下げる必要はない、そういうことにも差し障りがある、また別の委員からは、建設業自体の改革は指示していかなければならないし、最近ではデフレ傾向で賃金が低く、生活も苦しいような状況ではいけないなどの意見が出ております。審査を終了し、採決の結果、請第1号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の御報告を終わります。

議長（竹下幸治君） 産業経済委員長 江田計司君。

〔産業経済委員長 江田計司君 登壇〕

産業経済委員長（江田計司君） おはようございます。今期、産業経済委員会に付託されました案件は、議案2件であります。委員会における、審査の経過と結果について御報告いたします。

議第69号専決処分事項の承認について、専決第15号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。6款農林水産業費は216万7,000円の補正であります。歳出の主なものは、農業振興費19節負担金補助及び交付金はJAたまな、JA大浜の事業で玉名市異常寒波に係る農家経営安定緊急特別対策資金利子補給金及び熊本県による熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置利子補給金であります。内容につきましては、冬季の低温による燃油使用料の増加及び燃油価格の上昇により経営費が著しく増加し、所得の損失を負った施設園芸農家の経営維持を図るため、金融機関が融資した資金の利子補給を行なうものであり、農家の申請にあわせ早急な対応が必要となったためであります。以上の説明を受けて、委員から、施設園芸や利子補てんについて、農家で利用されている数はわかっているのかとの質疑があり、執行部より、9月5日現在でJAたまなで7,800万円の30件、JA大浜で2,300万円の9件、県の資金については2,700万円の11件が申請されているとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第69号中付託分については、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第83号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。6款農林水産業費は9,863万6,000円の補正であります。歳出の主なものは、農業振興費19節負担金補助及び交付金であります。内訳としまして、農業の効率化、省力化などを推進し、農家経営の安定を図ることを目的に農業機械を整備する農業者を対象に市単独で補助を行なう、農業機械等整備事業補助金、環境保全型農業直接支援対策事業、環境保全型農業直接支払交付金及び農村漁村活性化プロジェクト交付金、また玉名地域の地産地消を推進していくため、異業種間連携による地元農産物を加工した商品開発と販路拡大を行なうソフト事業及び天水おっぺしゃん工房で新しい販路の開拓、市場調査、パッケージなどの開発委託、試食会の開催、加工品の開催を行

なう事業の補助金であります。次に9目水田農業構造改革対策費19節負担金補助及び交付金はJAたまなの事業としてコンバイン2台を計画しておりましたが、県との協議の結果、無人ヘリコプターに変更がなされたため非主食用米総合推進事業補助金の追加となったものです。14目土地改良費13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費などは、天水町のむらづくり交付金事業でありまして、集落道1路線、排水路2路線を計画しており、集落道改良工事において、豪雨時の道路の雨水排水対策としての用地測量及び登記料、補償補てん及び賠償費への予算組み替え分として集落改良工事による雨水排水対策に係る用地購入費であります。19節負担金補助及び交付金は玉名平野土地改良区管理の白石堰について熊本県が事業主体となり補修などがないか機能診断を行ない、保全計画を策定する経費1,000万円の25%を管理している玉名平野土地改良区から負担する負担金であります。22節補償補てん及び賠償金も天水のむらづくり交付金事業でして、雨水排水対策に係る電柱移転補償費であります。次に3項水産業費2目水産振興費19節負担金補助及び交付金は岱明漁業協同組合のトラクターの購入により、漁場資源回復などを行なう水産資源回復、基盤資源交付金事業補助金であります。次に7款商工費85万7,000円の補正であります。内訳としまして、19節負担金補助及び交付金は観光行事等補助金でして、これは毎年繁根木八幡宮大祭及び伊倉南北八幡宮大祭の節頭に伴い、節頭区に対して奉納の馬1頭につき20万円の補助金を行なっているもので、今回追加の4頭分であります。23節償還金利子及び割引料は熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業でありまして、平成22年度は1年間の雇用で3月に実績報告をした後に人件費において戻し入れが発生した分を雑入で受け入れ、償還金で熊本県に戻し入れを行なうものであります。11款災害復旧費は436万円の増額であります。6月10日から12日までの豪雨による災害で、国庫補助事業の採択要件に該当しない単独災害分について、排水路1カ所、農道6カ所、ため池堤防1カ所の小災害分を機械の借り上げ、原材料支給により災害復旧を行なうものであります。以上の説明を受け、委員より、八幡宮大祭では人のにぎわいはどうなっているか、例年どれくらいの人々が来られているのか、との質疑があり、はっきりとした把握はしていないが、馬4頭分の追加もあり、各区で参加されるので、にぎわいは当然あると思うとの答弁でした。さらに委員より、農業機械等整備事業補助金で市の単独補助金1,000万円組んであるが、補助対象者への補助率はとの質疑に、執行部からは、8月現在で76件の申請があり、総事業費として1億8,900万円の事業費が出ており、補助率として約13%ぐらいになっている。全額の補助率25%で支払うと約4,500万円の補助金が必要となり、当初予算では1,500万円組んであるが、3,000万円は不足していることになる。委員より、農家の人たちは皆大変助かっている、委員会でもお願いしてくれないかと言われてきたとの意見に、執行部からは、来年度以降も継続して行な

っていき、内容についても係で再度検討し、来年度も予算要求を行ないたいとの答弁でした。関連で委員より、中には税金を納めていない人も借りている場合があるのではとの質疑があり、執行部からは、確認したところ1件あり、今後は税の滞納なども十分確認し、検討していくとの答弁でありました。また関連して委員より、土地改良区の賦課金滞納者も調べて、滞納があるところは補助金を出さないようにしてほしいとの答弁がありました。執行部からは、よく確認をして計画等していきたいとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第83号中付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他として、執行部より、6月の委員会の中で愛知通商との企業誘致がまとまったとの報告をしていたが、操業開始日と採用人数に変更があったこと、地デジ化のその後、また6次産業の現状、玉名の納涼花火大会時の補助金や協賛金、花火の数、観客数などについての質疑がありました。

最後になりましたが、委員会終了後、防火林道と湧水対策の現地視察を行ないました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。  
議長（竹下幸治君） 建設委員長 高木重之君。

〔建設委員長 高木重之君 登壇〕

建設委員長（高木重之君） おはようございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案6件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第83号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。8款土木費は蛇ヶ谷公園サクラ再生業務委託などで956万1,000円の追加、11款災害復旧費は6月から7月にかけての大雨による公共土木施設の災害復旧費で、3,844万9,000円の追加であります。委員から蛇ヶ谷公園サクラ再生業務委託について、桜は病気や害虫が入りやすい、しかし今はいろいろと桜の品種改良も進んでいる。品種の研究を行ない、変わった品種でもいいので、病気に強い桜を植えるようにとの要望がありました。また委員から、赤川流域の排水機場が6月の豪雨により長時間の運転を強いられ、今回170万円の光熱水費の補正が発生した件に関連し、豪雨時に排水機場が停電により停止すれば、水位は一気に上昇する。地元の土木業者と連携を取り、災害時に停電が発生した場合の対応や連絡網の整備を徹底するようにとの要望がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第83号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第85号平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳出の総務費と維持管理費について、予算の組み替えを行なうものであります。委員から、特に質疑もなく、採決の結果、議第85号については、

原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第86号平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ70万2,000円を減額、歳入で繰入金と市債について財源の組み替え、歳出で委託料と工事請負費について、事業費の組み替えであります。委員から、簡易水道事業に関連した質問は出たもの、議案の中身に関する特段の質疑はなく、採決の結果、議第86号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第87号平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてあります。第2条債務負担行為の補正について、新たに水道料金の徴収事務委託の期間及び限度額を定めるものであります。まず委員から、検針業務を含めた水道料金徴収事務の外部委託についてコスト削減のため、委託をするに越したことはない、しかし直営のときと比べ、外部委託移行後の検針員の待遇を懸念するがどうなのかとの質疑があり、執行部より、外部委託は平成21年度から3年間での契約をしているが、当初の委託料の見積もりは委託業者側も少し安く積算していたとも伺っている。しかしながら、今回は見積もりを水道課で積算し、前回の見積書、設計書及び3年間の業務内容の経過などを勘案して、検針員の人件費も含め、妥当な金額を積算しているとの答弁でした。また委員から、今回も引き続き、同じ業者に委託するのかとの質疑があり、執行部より、前回は指名型のプロポーザル方式だったが、今回は公募式のプロポーザルによる業者選定を予定しているとの答弁でした。また委員より、委託先業者に対し、次の2点の要望が出されております。まず1点目に検針業務における漏水のお知らせなど、検針時に異変を発見した際には、その場ですぐ対応できるような検針員の業務体制の指導を行なうこと。2点目に料金の滞納について、滞納の理由には色々あるが水道はライフラインであるため、滞納があれば即刻停水するのではなく、委託業者と水道課とで停水措置をとる場合の見極めをきちんと協議すること。以上、審査を終了し、採決の結果、議第87号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第88号平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。資本的収入は、国庫補助金の決定に伴う財源の組み替えなどで282万2,000円の追加、資本的支出は玉名パイパス建設工事に伴う下水道管補修工事などで284万8,000円の追加であります。まず委員より、国庫補助金の内示の減額理由について質疑があり、執行部より、国庫補助金には下水道未普及解消を図る面整備の拡張工事の分と、浄化センター改築更新事業の分などである。今年度は浄化センター改築更新事業については、大体満額の内示であったが、面整備の拡張工事については最近の傾向として内示の減額が多く、今回も減額であったとの答弁でした。さらに関連して委員から、工事の計画をしておいて国庫補助の要望額より減額されるなら、その分をどこ

かで手当てしなければ工事自体ができなくなる。東日本大震災の影響で来年度予算編成に向けて、今までと変わった状況が発生していると思うがどうなのかとの質疑があり、執行部より、来年度以降は国庫補助の減額幅が大きくなる可能性がある。その時は事業費を企業債で賄うのか、もしくは総事業費を一部減額して事業の経営健全化を図るのか、今後の検討材料であるとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第88号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第91号市道路線の認定についてであります。これは道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回認定する道路は九州新幹線鹿児島ルートを整備に伴う下深田田楽線の1路線であります。委員から、市道認定をすれば市民にとって便利になる反面、市としてはそれなりの管理をしなければならないし、リスクも背負わねばならない。しかし少ない職員数では地域内の全市道を隅々まで見て回ることはできない。市道の破損が原因で事故が起きた際に損害賠償を行なうケースもしばしば発生するが、これらに対する執行部の見解はどうなのかとの質疑があり、執行部より、市道認定すると当然、市に管理義務が発生する。現在、玉名市には約800本の市道があり、土木課維持係が4人で業務を担当している。しかし4人で800本の市道をパトロールするのは不可能なことであるため、市職員に対しても道路の破損や陥没に気づいたときにはすぐ土木課に連絡するようにと庁議を通して呼び掛けたり、職員同士で呼び掛けをお願いしている。また職員数が削減されるという状況の中で、市道認定の本数は今後ますます増えていくと思われる。よって、将来的には市道のパトロールを外部委託し、道路破損等を発見した際に、その場で即時補修・対応ができる体制を考えなければならないとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第91号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会の審査報告を終わります。

議長（竹下幸治君） 文教厚生委員長 内田靖信君。

〔文教厚生委員長 内田靖信君 登壇〕

文教厚生委員長（内田靖信君） おはようございます。今期、文教厚生委員会に付託をされました議案3件について、審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議第83号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分であります。2款総務費中3項戸籍住民基本台帳費では、これまで県庁パスポートセンター及び玉名地域振興局で行なわれておりましたパスポートの申請受け付け・交付事務が今年10月3日からそれぞれ玉名管内の自治体に権限移譲されることとなり、今回人件費を主だったものとする88万7,000円の追加補正となっております。この件について委員から、10月3日以降のパスポート申請から交付までの流れ及び申請手数料などについて質疑があり、執行部から、10月3日以降は玉名地域振興局でも取り扱いが終了

し、本市市民課窓口での対応となり、県庁取り扱い分はあくまでも緊急を要する場合などに限定をされる。なお、市町村窓口での申請から交付までに要する期間は、従来、地域振興局で交付をされていた期間と同様、11日間程度を要することとなる。また権限移譲事務にかかる市町村等交付金については、申請件数により交付されることとなり、今回初年度は64万円が交付されることとなっている。なお、平成22年度の玉名地域振興局での申請件数は約3,000件程度、そのうち住所が玉名市の方が1,527件であった。今後市民が混乱しないためにも広報紙、ホームページで周知してまいりたいとの答弁がっております。3款民生費における歳出の主なものは、病児・病後時保育事業に係る運営委託料などによる追加補正となっております。関連して委員から、10月1日以降の子ども手当の動向、児童センター館長の早急な選任、今年度の玉名地域男女共同参画フォーラムの動員予定数や講師などについて、確認や要望がっております。4款衛生費における歳出の主なものは、子宮頸がんワクチン予防接種償還金及び横島干拓新栄区飲料組合へのフッ素除去装置設置補助金などによる追加補正となっております。委員から、子宮頸がん予防ワクチン接種経費を国庫へ返納する要因について質疑があり、執行部から、ワクチン接種期間が2カ月間と短期間だったこととワクチンそのものの不足が主な要因と考えられる。ちなみに接種率は18%程度であった。なお今年度は改善され、接種率も70%程度を見込んでいるとの答弁がっております。10款教育費における歳出の主なものは、小学校における理科支援教員の登用、及び有明中学校第1体育館解体及び武道場建設関連予算並びに永安寺西古墳の災害復旧費などによる追加補正となっております。委員から、理科支援教員の配置について今年度は月瀬小学校1校とのことであるが、理科教育の推進を図ることだけでなく、複式学級の授業方法の改善の観点からも1人でも多く配置できるよう県へ働きかけてほしいといった要望がっております。その他委員から、永安寺西古墳の被害状況の確認や有明中学校武道場建設について新市建設計画との関連や武道の授業中に重大な事故が発生している事例があり、安全性の確保については十分配慮いただきたいといった要望がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第83号中付託分は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第84号平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。主な内容としては、一般会計の繰入金により職員の育児休業に伴い臨時職員を任用するものであります。この件に関連して委員から、現在の国保税の収納率などについて質疑があり、執行部から、平成22年度現年度分は91.4%の収納率となっている。昨年8月末と本年8月末の収納率を比較すると昨年8月末の現年度分で20.87%、本年8月末では20.64%、昨年8月末の滞納繰越分は7.29%、本年8月末では6.3%といずれもマイナスとなっている。なお、平成22年度



の滞納繰越額は7億5,900万円となっているとの答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第84号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第92号権利の放棄についてであります。これは昭和48年度玉名市住宅改修資金貸付条例に基づき、住宅改修資金として貸し付けた56万円のうち、回収の見込みがない昭和59年度以降の償還分26万1,492円の貸付債権を放棄するものであります。放棄の理由は債務者本人が体調をくずし、入退院を繰り返し、返済の能力がないと認められること、また保証人も死亡しており、債権回収の見込みがないこと、さらに滞納額等については、決算特別委員会等でもたびたび指摘されており、不良債権としていつまでも現状のまま放置されているという事態は避けたいとの考えもあり、今回提案されたものであります。具体的には昭和49年2月25日の契約であり、38年前の貸付案件ということになる。当該の債権は民法上の私債権となるため、議会に諮って債権放棄をしなければ、決算書から削除することができないとの執行部からの説明がありました。この件について、委員から、権利を放棄することに至った具体的な経緯及び現在の滞納者数などについて質疑があり、執行部から、経緯については滞納が発生したあと、当時の同和対策課において家庭訪問等々を行ない、事情聴取が行なわれている。記録を確認したところ、昭和60年11月21日、福岡市において血圧が上昇し倒れ、その後は療養中で仕事ができる状態ではなく、昭和61年10月11日から玉名中央病院に入退院を繰り返して、胆石、胆嚢の手術を受け療養し、昭和62年5月18日にも本人にも聴取した記録があるが、今なお仕事には就けず、債権の回収は不可能であるという判断に至った。なおこの事案については、トイレと縁側の改修を目的に56万円を15年償還で貸し付け、利子を含んだ総返済額は65万3,730円となるものの10年間を償還し、残り6年分を滞納していることとなる。これまで償還された金額は39万2,238円で、全体金額の60%が償還済みとなっている。現在の滞納者数等については、今年9月8日現在で53人、88件であり、総額本年5月末現在で、2億3,423万円となっているとの答弁がっております。さらに委員から、このような事態になる前に早急に手立てができなかったのか、また今後同様の事案が出てくることを危惧するが、これからの対策はどう考えているかとの質疑があり、執行部から、当該事案の場合、生活状況や経済状況等を鑑みると完済することについては非常にむずかしかったのではないかと推察する、ただ保証人の方にもっと早くその保証人の生存中にでも債務履行を要請するならば、何らかの債権の管理若しくは分納などの対処が可能であったのではないかと考える。貸付が開始された当時、建設省から示された提要によれば、一般の金融機関からの借り受けができないものに対して、貸し付けを行なう事業とされている、金融業に関して知識と経験不足である地方自治体が金銭を貸し出すわけであるが、このことを振り返って考えてみると、その時点で無理がある制度ではなかったか

いう感は否めない、ただ借りた責任、貸した責任という観点から考えれば、やはり借りたものは返していただくということが第一義的な問題で、また貸し出した自治体の対処についても顧みる点はあるだろうと考えている。滞納整理、督促に関して現在は家庭訪問等を通じて、まずは分納していただくということでお願いをしている状況である。さらには分納が難しい場合には、債務の承認をしていただき、滞納額を書面で認識していただき、債務管理に努めている。また償還意思が見られない滞納者に対しては、国の補助事業等を活用し、例えば裁判を起こすなど法的措置をとるということも視野に入れながら対応していきたい。なお、それぞれの事案については現在調査中であるが、その他の滞納者の生活背景はさまざまであり、それぞれが異なっているため、個別事案として対応しなければならない、大半の方は分納していただいている状況にある。個別の背景を精査しながら、また全国各地の先進事例の調査研究や顧問弁護士等々とも協議を重ねながら、取り組んでまいりたいとの答弁があり、さらに委員からは、債務管理に鋭意努めるようにとの発言がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第92号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、付託案件審査終了後に生涯学習課より、前回の当委員会で質疑があった2件の案件について報告がありました。1点目は、児童センターへの移動図書館の配車についてであります。玉名市移動図書館利用規程では巡回場所は本市の保育園、幼稚園、及び小学校となっていることから配車することはできないため、児童書を中心とした除籍された本を約150冊児童センターに配本することとし、既に完了しているとのことでありました。2点目は合同市民体育祭のアンケート調査結果についてであります。各支館長の回答結果は、21の支館中、全支館、全公民館合同で市民体育祭を開催するは6支館。従来どおり各公民館単位で開催し、定期的に合同開催する。例えば4年に1回程度が5支館。従来どおり公民館単位で開催するが10支館ということで、従来どおりの開催を望むという意見が15支館あったことから、回答結果を重視し、当面従来どおりの形で開催しながら全体的に合同で開催したいという気運が出てきた場合、統一開催をするよう検討したいと考えている。なお、県下他の13市の体育祭の開催状況を調査したところ、統一大会を開催している市はないということでございます。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長（竹下幸治君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第2 質疑・討論・採決

議長（竹下幸治君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案されております議案の中で、議第83号玉名市一般会計予算（第5号）につきましては反対をいたします。反対の理由は、5億5,733万円の財政調整基金の積み立てについて異議があります。5億5,733万円の積立金は平成22年度の決算剰余金の一部であります。剰余金の処分につきましては、条例の定めるところにより、または議会の議決によって剰余金の全部または一部を基金に編入することができることになっております。一般会計財政調整基金は合併の翌年、平成18年度末には24億3,700万円でありました。22年度末には34億100万円、そして今回の補正後には37億2,300万円になり、確実に増加しています。貯金でありますので、多くあることに超したことはありません。しかしながら、この5億円のその一部のお金を使うだけで一般質問でも問題提起があった産業祭への補助金を出すことも可能でありましょう。また子どもの医療費助成窓口完全無料化も近隣自治体同様に可能になるのではないかと考えます。したがって、私は今回5億5,733万円の財政調整基金積立を含む議第83号につきましては、反対をいたします。

以上で終わります。

議長（竹下幸治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第83号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

以上、予算議案1件については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第69号 専決処分事項の承認について 専決第15号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

議第70号 専決処分事項の承認について 専決第16号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

議第84号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第85号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第86号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第87号 平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第88号 平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）

以上、予算議案7件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 8 3 号 平成 2 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 8 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第 8 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 6 7 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 3 号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第 6 8 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 4 号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第 8 9 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 9 0 号 玉名市特別勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 4 件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 9 1 号 市道路線の認定について

議第 9 2 号 権利の放棄について

議第 9 3 号 和解及び損害賠償額の決定について

以上、議案 3 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情について、

陳第 3 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情 1 件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願について、

請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

以上、請願1件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 新庁舎建設特別委員長報告

議長（竹下幸治君）次に、新庁舎建設特別委員会に付託してあります審査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑・討論ののち、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新庁舎建設特別委員長 吉田喜徳君。

〔新庁舎建設特別委員長 吉田喜徳君 登壇〕

新庁舎建設特別委員長（吉田喜徳君）おはようございます。去る8月30日に開催しました、新庁舎建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。まず初めに、執行部から、新庁舎建設実施設計の委託状況について報告を受けました。建設分については、（株）日総建九州事務所で主な実績としては7月に視察を行なった大阪市平野区区役所、横浜市磯子及び福岡県黒木町などの実績があるとのことでした。また、造成分は（株）九州技研コンサルタント玉名営業所ということでした。次に基本設計を基に今後進める基本理念についての説明がありました。これは平成18年策定された基本設計を踏襲するものであり、その理念、基本的考え方など5項目ありますが、第4番目の自然田園をつなぐ緑のインフラづくりについては、調整池を地下埋設型からオープン式に変更するため芝生スペースが取られ、緑のインフラのイメージは考え直さざるを得ないとのことでした。まずはこの基本理念に沿って、基本設計の業者に読み込ませているところであり、見直し案については検討中であるため現時点では具体的な内容については示せない旨の説明でした。

続いて、地震の強さに対する庁舎の耐震構造についてであります。新庁舎は防災拠点と位置づけられるため、重要度係数1.5を乗じて安全性を高め、想定している震度6弱の場合、その被害レベルは軽微で収まり、仮に震度7の巨大地震となっても倒壊や崩壊とはならない旨の説明を受けました。これを受け、委員から、頑丈で地震等に強

くメンテナンスに費用がかからない建造物にするよう、また防災対策本部、防災の拠点として機能が生かされるような庁舎建設の意見や議論がありました。次に委員から、建設部分との予算は、どの程度という質疑に、執行部から、建物に関しては30億円で付属の倉庫とか、屋根付き駐車場を合わせると約31億5,000万円程度で見積もらせているとの答弁でした。また、委員から耐震度合いによる金額の差はどのくらいなのかとの質疑に執行部から、重要度係数が1から1.5までの3段階あり、それによる金額の差は確認していないが、重要度係数の1.5以上はないとの答弁でした。また、委員から、設計を詰める過程において、庁舎内部で職員による検討委員会などをつくり、小さいところまで細部にわたってですね、詰めて進めてはどうかという思うが、市はどのように思われるかとの質疑に、執行部から今、企画課を中心に組織の案を集約しているので、それを管財課とすりあわせる形となっている。庁舎内の配置も連携を取りながら進めており、そのためその組織を作るといことは、今のところ考えていないとの答弁でありました。次に委員から、この委員会の中で要望とか意見を統一見解として出た者は設計業者に反映させるかとの質疑に、執行部から、定期的に業者とは内容を詰めている。その中で特別委員会が出された意見の協議を行なうとの答弁でありました。他に防災の本部拠点と避難場所として機能する建物の建設をまた特定のものに縛られない仕様の設計をとの意見も出ておりました。終わりに、今後も新庁舎建設の進捗状況等につきまして、慎重審議を期するため引き続き調査をする必要がありますので、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、新庁舎建設特別委員会の報告を終わります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 質疑・討論・採決

議長（竹下幸治君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企画経営部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民生活部及び健康福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 27 分 開議

議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。意見書案第 1 号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出についてを日程のとおり、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第 5 意見書案上程（意見書案第 1 号）

議長（竹下幸治君） これより意見書案の審議に入ります。意見書案第 1 号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について、以上、意見書案 1 件を議題といたします。お手元に配布しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案 1 件については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第 6 質疑・討論・採決

議長（竹下幸治君） 意見書案第 1 号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。意見書案第1号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について、以上、意見書案1件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成23年第4回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後11時31分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            竹 下 幸 治

玉名市議会副議長        多田隈 保 宏

玉名市議会議員           吉 田 喜 徳

玉名市議会議員           松 田 憲 明

玉名市議会会議録  
平成23年第4回定例会

発行人 玉名市議会議長 竹下幸治

編集人 玉名市議会事務局長 古閑 猛

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

~~~~~

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155